

桜川市歴史的風致維持向上計画（第2期）案

令和〇年〇月 認定

茨城県桜川市

目次

序章

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. 文化財等の分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致に関する概要・分布状況・・・・・・・・・・・・ 35
2. 歴史的風致の内容
 - (1) 真壁の町並みと祇園祭にみる歴史的風致・・・・・・・・ 36
 - (2) 在郷町にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - (3) 桜と桜を守る人々の活動にみる歴史的風致・・・・ 72
 - (4) ミカン栽培にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・ 85

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・ 95
2. 既存計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・ 102
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制・・・・・・・・・・・・ 103

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
2. 重点区域の設定の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・ 110

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市域全体に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
2. 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 | |
| 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 | 126 |
| 2. 事業 | 128 |
| 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 | |
| 1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 | 139 |
| 2. 歴史的風致形成建造物の指定の条件と要件及び基準 | 139 |
| 3. 歴史的風致形成建造物指定候補一覧 | 140 |
| 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 | |
| 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方 | 148 |
| 2. 個別の事項 | 148 |
| 3. 届出が不要の行為 | 149 |
| 資料編 | 150 |

序章

1. 計画策定の背景と目的

桜川市は平成 17 年（2005）年 10 月に岩瀬町、大和村、真壁町が合併して誕生した。この 2 町 1 村は豊かな自然に恵まれ、長い歴史を持つ地域であり、合併後の市では、国・県・市合わせて 119 件の指定文化財と 104 棟の登録有形文化財（建造物）を有することとなった。中でも国の指定を受けた文化財件数では県内 44 市町村中 5 位、登録有形文化財（建造物）の件数においては国内で 3 位の市町村となり、これら豊富な歴史・文化遺産の活用を通して、広域となった市の一体化と地域活性化が求められることとなった。

こうしたなかで平成 20 年（2008）5 月に、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という）の維持及び向上を目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号、以下「歴史まちづくり法」という）が制定された。

これを受けて本市では、同法に基づき「桜川市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 21 年（2009）3 月 11 日に国の認定を受けた。以来当初計画（平成 20～29（2008～2017）年度）の 10 年及び、期間延長を含めた計 13 年間にわたって歴史まちづくりの事業に取り組んできた。

計画期間中における主な取り組みとしては、歴史的風致形成建造物の修理事業があげられる。この事業により東日本大震災で被災した数多くの歴史的建造物の修理を行うことができ、建造物を滅失の危機から救うことができた。また、真壁陣屋跡整備事業では、市内の真壁地区に所在した江戸時代の真壁陣屋跡の発掘調査を行い、その成果を生かす形で公民館機能や図書館機能を持ち合わせた複合施設である「真壁伝承館」を整備、館内に設置した歴史資料館において市内の歴史や文化を学んだり、音楽室で地域の特色ある踊りや囃子の練習をしたりすることができるようになった。同じく真壁地区の歴史的な町並みの中に所在する昭和初期の洋風建築で、登録有形文化財（建造物）でもある旧真壁郵便局の整備事業では、公有化と耐震補強を図り、観光ガイド施設として公開活用を行った。

これらの取り組みもあって、平成 15 年（2003）から開催され、歴史的な町並みのなかにひな人形を飾り、来訪者に見学をしてもらった真壁のひなまつりは約 10 万人の来客数を集める行事となり、平成 22 年（2010）には真壁地区が国選定の重要伝統的建造物群保存地区となった。

一方で、地域住民の流出や少子高齢化に伴う人口減少は深刻である。歴史的建造物の維持が困難となり、代替わりなどもあって滅失する建造物も多い。伝統的な産業や芸能もその担い手不足により維持・継承が難しい状況となっており、今後市内の歴史的風致が失われていくことが危惧されている。このような歴史的風致や伝統文化の滅失は、当市がまち

づくりにおける重要な方針の一つとして考えている、市民が文化財や伝統文化を大切に思い、多様な地域資源や文化について学ぶ機会を広げ、地域に愛着を持つ、という目標が達成できないことにつながってしまう。

そこで、歴史的風致の維持及びさらなる向上、歴史的な町並みや伝統産業・文化の継承、さらにはこれらを担う定住者、背景となる交流人口の増加などを目指し、「桜川市歴史的風致維持向上計画」の第2期計画を策定し、事業を推進していくこととする。

2. 計画期間

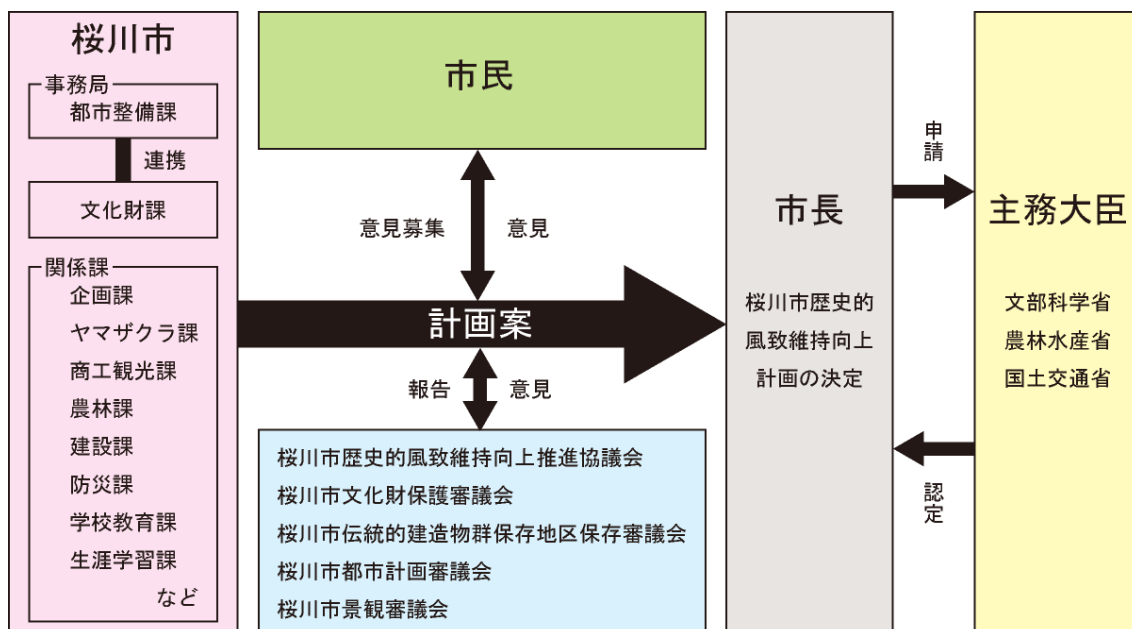
本計画の期間は、令和3年（2021）度から令和12年（2030）度までの10ヶ年とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、歴史まちづくり事業の主管課である都市整備課において素案を作成し、文化財課と協議の上、調整を行った。

その後、学識経験者、都市計画審議会、住民団体代表、茨城県関係課長及び桜川市関係部長で構成された法定協議会である桜川市歴史的風致維持向上推進協議会において計画案に対する意見聴取・検討を行うとともに、桜川市文化財保護審議会においても同様の意見聴取・検討を行った。

①策定体制



②法定協議会

| 所属等 | 氏名 | 備考 |
|--------------------------------------|--------|---------------|
| 筑波大学教授 桜川市伝統的建造物群保存地区 保存審議会副会長 | 藤川 昌樹 | 会長 |
| 桜川市文化財保護審議会会長 | 石井 文章 | |
| 桜川市都市計画審議会会長 | 武村 実 | 建築士 |
| 住民団体 | 吾妻 周一 | ディスカバーまかべ |
| 住民団体 | 川嶋 利弘 | 真壁八七咲社中 |
| 住民団体 | 細谷 喜美夫 | 真壁町登録文化財を活かす会 |
| 住民団体 | 渡邊 雄司 | サクラサク里プロジェクト |
| 茨城県土木部都市局都市計画課長 | — | — |
| 茨城県教育委員会文化課長 | — | — |
| 桜川市建設部長 | — | — |
| 桜川市教育委員会教育部長 | — | — |

4. 計画策定の経緯

第1期計画

| 年月日 | 項目 |
|------------------|-----------------------------|
| 平成20年(2008)11月4日 | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行 |
| 平成21年(2009)2月17日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の認定申請 |
| 平成21年(2009)3月11日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の認定 |
| 平成23年(2011)3月9日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請(第1回) |
| 平成23年(2011)3月31日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定(第1回) |
| 平成23年(2011)8月25日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請(第2回) |
| 平成23年(2011)9月14日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定(第2回) |
| 平成24年(2012)3月9日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請(第3回) |
| 平成24年(2012)3月30日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定(第3回) |
| 平成29年(2012)3月24日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請(第4回) |
| 平成29年(2012)3月31日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定(第4回) |
| 令和2年(2020)3月2日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請(第5回) |
| 令和2年(2020)3月24日 | 桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定(第5回) |

第2期計画

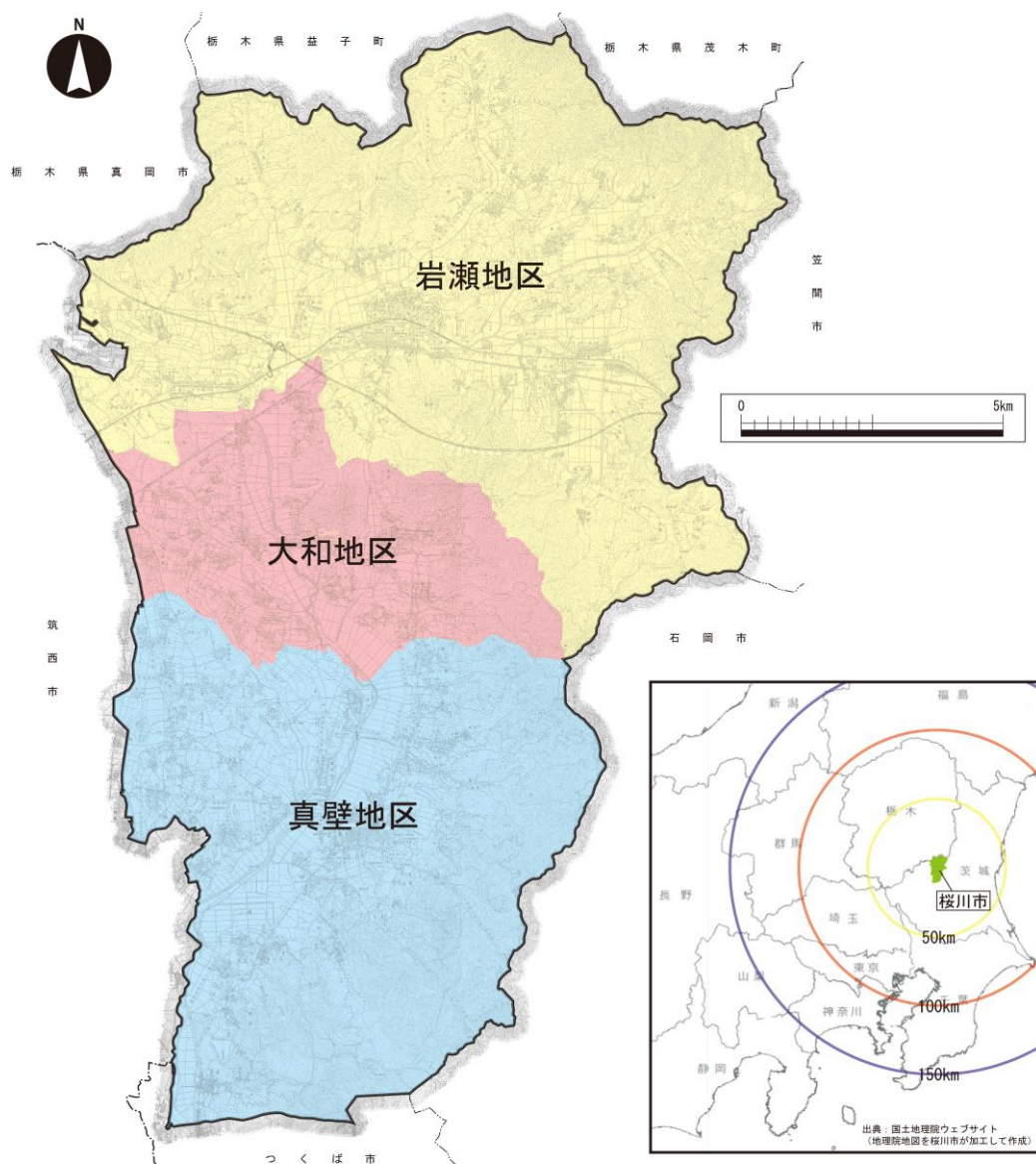
| 年月日 | 項目 |
|--------------------------------|---------------------|
| 令和2年(2020)1月15日 | 関係課会議 |
| 令和2年(2020)2月20日 | 桜川市歴史的風致維持向上推進協議会 |
| 令和2年(2020)10月7日 | 桜川市文化財保護審議会 |
| 令和2年(2020)11月26日 | 関係課会議 |
| 令和2年(2020)12月10日 | 桜川市歴史的風致維持向上推進協議会 |
| 令和2年(2020)12月14日 | 桜川市伝統的建造物群保存地区保存審議会 |
| 令和2年(2020)12月15日 ～令和3年1月13日 | パブリックコメント |
| | |
| | |
| | |
| | |

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置

本市は茨城県の西部に位置し、市域面積は180.06 km²、東西に約13.8km、南北に約20.9kmの広さを有している。北は栃木県茂木町、益子町、真岡市、東は笠間市、石岡市、南はつくば市、西は筑西市に接している。東京からの距離は約80kmである。



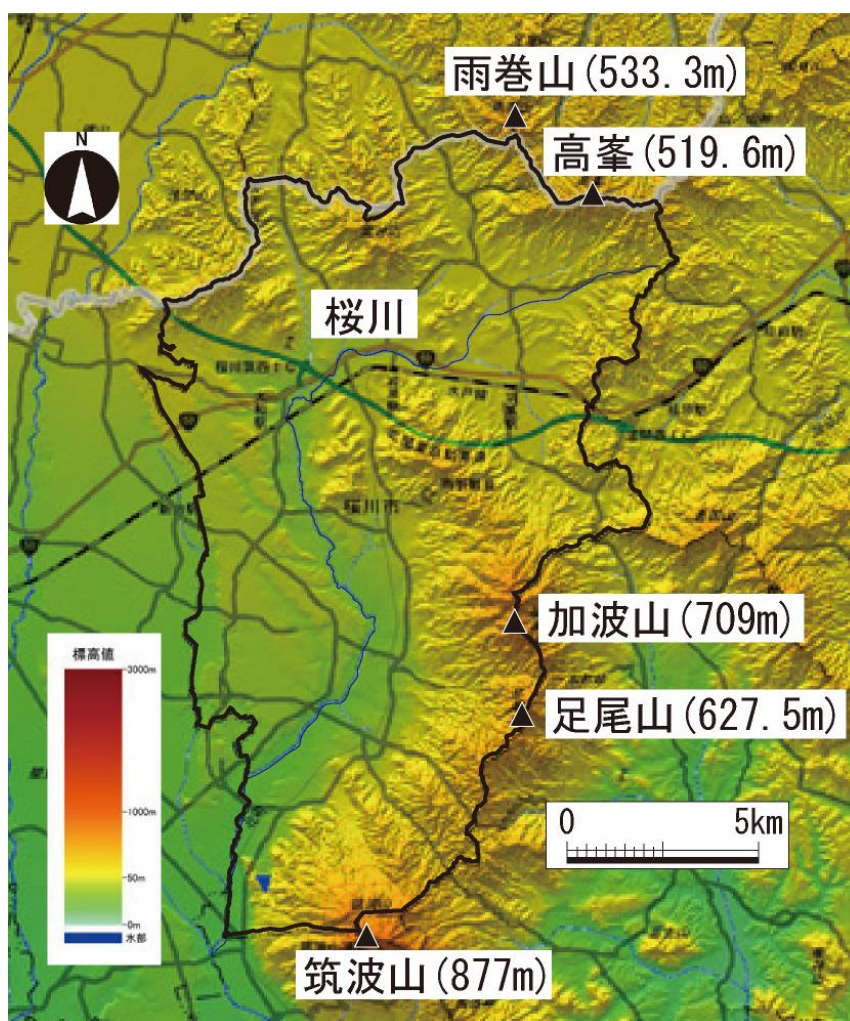
桜川市の位置と概要図

(2) 地形・地質・水系

本市の東部および北部には八溝山地に属する筑波山（標高 877m）、足尾山（標高 627.5 m）、加波山（標高 709m）、高峯（標高 519.6m）、雨巻山（標高 533.3m）などが所在し、市の北部は山に囲まれた盆地状の地形（岩瀬盆地）となっている。

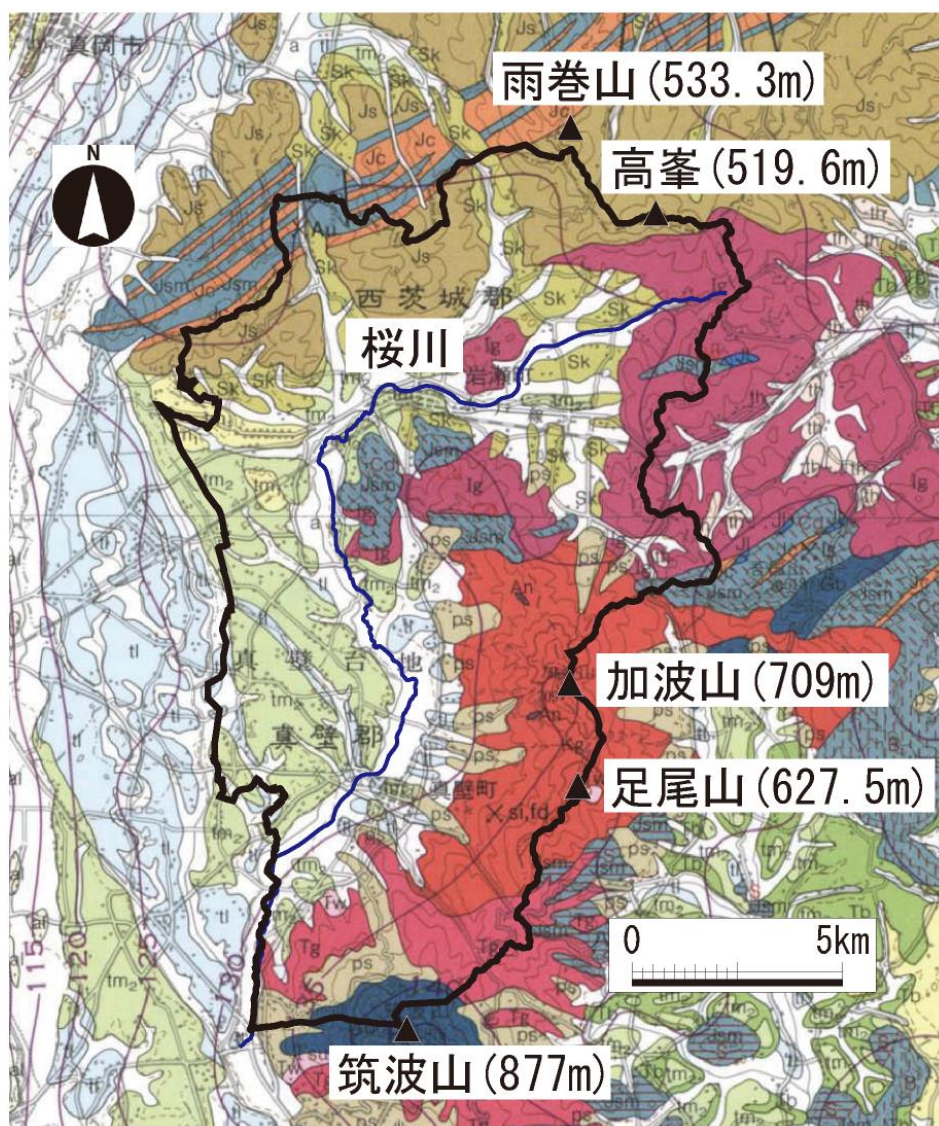
市内を流れる主要な河川は桜川（流路延長約 63km）で、市の北東部の山中を水源とし西に 10km ほど流れてから南へ向きを変え、霞ヶ浦にそそいでいる。桜川の東側に連なる山地から流れる小河川の作用によって桜川左岸（東岸）には沖積層が広がり、起伏に乏しい桜川右岸（西岸）は標高約 40～50m の台地が広がっている。

地質的には、市北部の山地は砂岩・泥岩などからなるジュラ紀付加体（海洋プレート上の堆積物）が見られ、砂利の採掘などが行われている。それに対し市東部の山地は花崗岩が主体で、古代より古墳の石棺材や石灯籠などへの石材利用が盛んである。南部の筑波山頂周辺では斑れい岩が主体となっている。



桜川市の地形・標高と河川

地理院タイル（デジタル標高地形図 茨城県【技術番号 D1-No. 838】）を桜川市が加工して作成



| 凡例 | 種別 | 地質時代 |
|-----|--|--------------|
| ps | 巨礫及び砂 | 後期更新世～完新世 |
| tl | 礫、砂及び泥 | 後期更新世 |
| tm2 | 砂、礫及び泥 | |
| tm1 | 砂、泥及び礫（主に海成） | |
| Tb | 砂、泥及び礫（主に海成） | 中期更新世 |
| Sk | 礫、砂及び泥 | |
| Kg | 中粒黒雲母花崗岩及び細粒白雲母含有黒雲母花崗岩 | 後期白亜紀～前期古第三期 |
| Ig | 粗粒角閃石含有黒雲母花崗閃緑岩及び中 - 粗粒角閃石黒雲母花崗閃緑岩 | |
| Gb | かんらん石斑れい岩、角閃石斑れい岩、斜長岩、コートランタイト及びスペッサルタイト | |
| Js | 砂岩（泥岩を挟む） | ジュラ紀 |
| Jsm | 砂岩泥岩互層、泥岩、珪質泥岩及び混在石 | |
| Jc | チャート | |

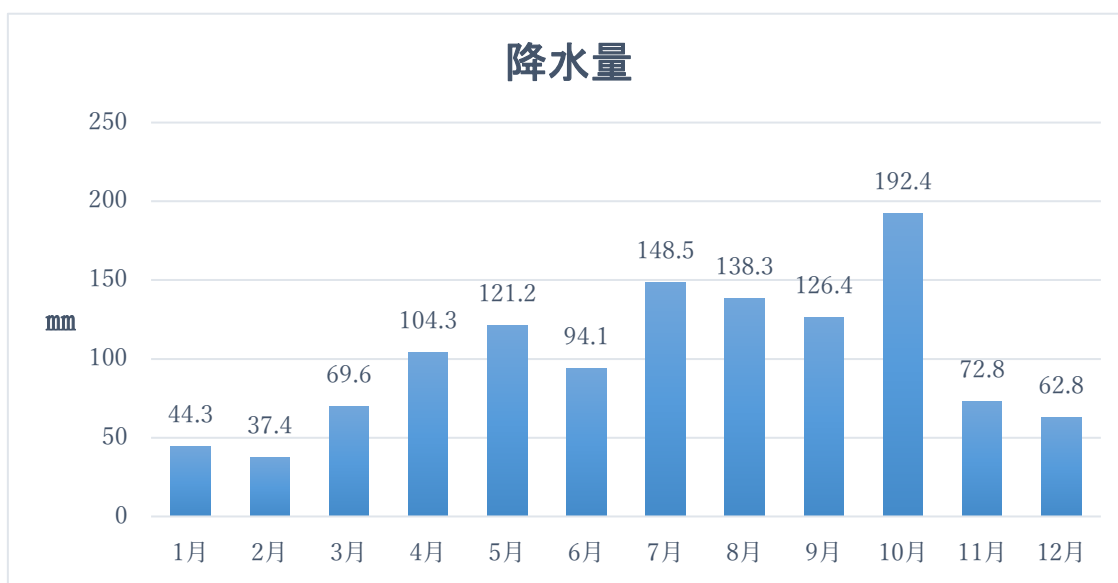
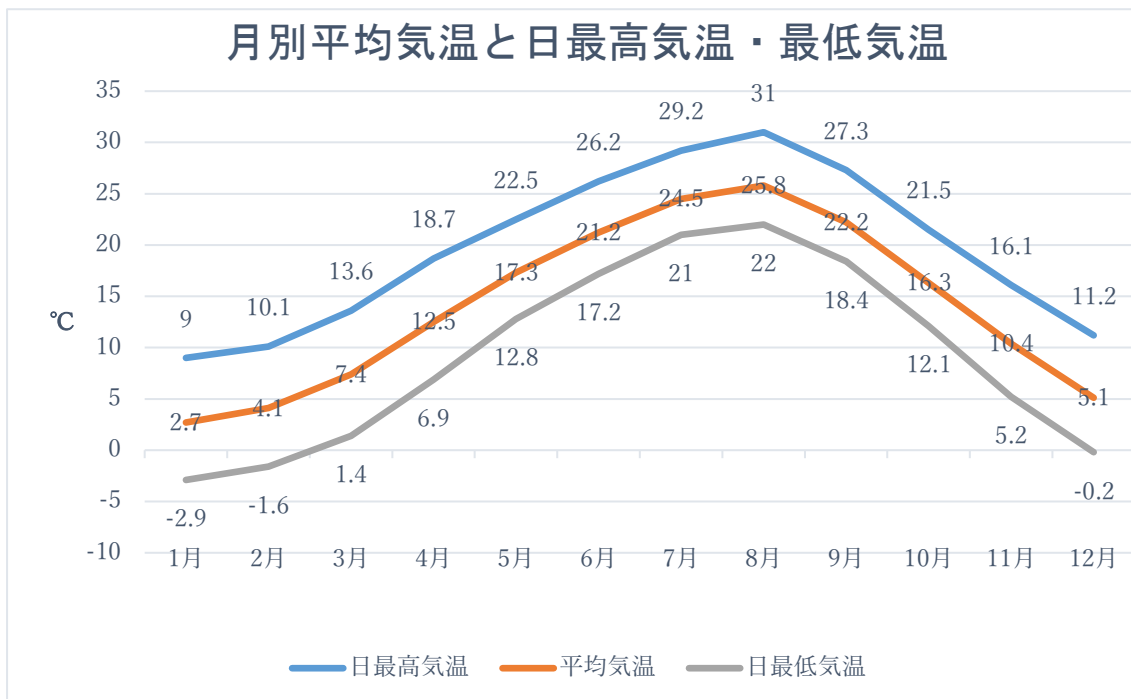
桜川市の地質図

出典：20万分の1地質図幅「水戸」（第2版）（吉岡ほか）

(https://www.gsj.jp/data/200KGM/JPG/GSJ_MAP_G200_NJ5424_2001_200dpi.jpg) を加工して作成

(3) 気象

本市は茨城県の西部に位置し、内陸的な気候で、夏季は 30℃を超える日もある一方、冬季は氷点下になる日もある。気象庁の統計には本市の地点データがないため、約 10km 西方に位置し、本市と似た地理的条件下にある茨城県下館市における、平成 14 年 (2002) ～22 年 (2010) の気象データから見ると、年平均気温は 14.1℃、年間降水量は 1212mm である。

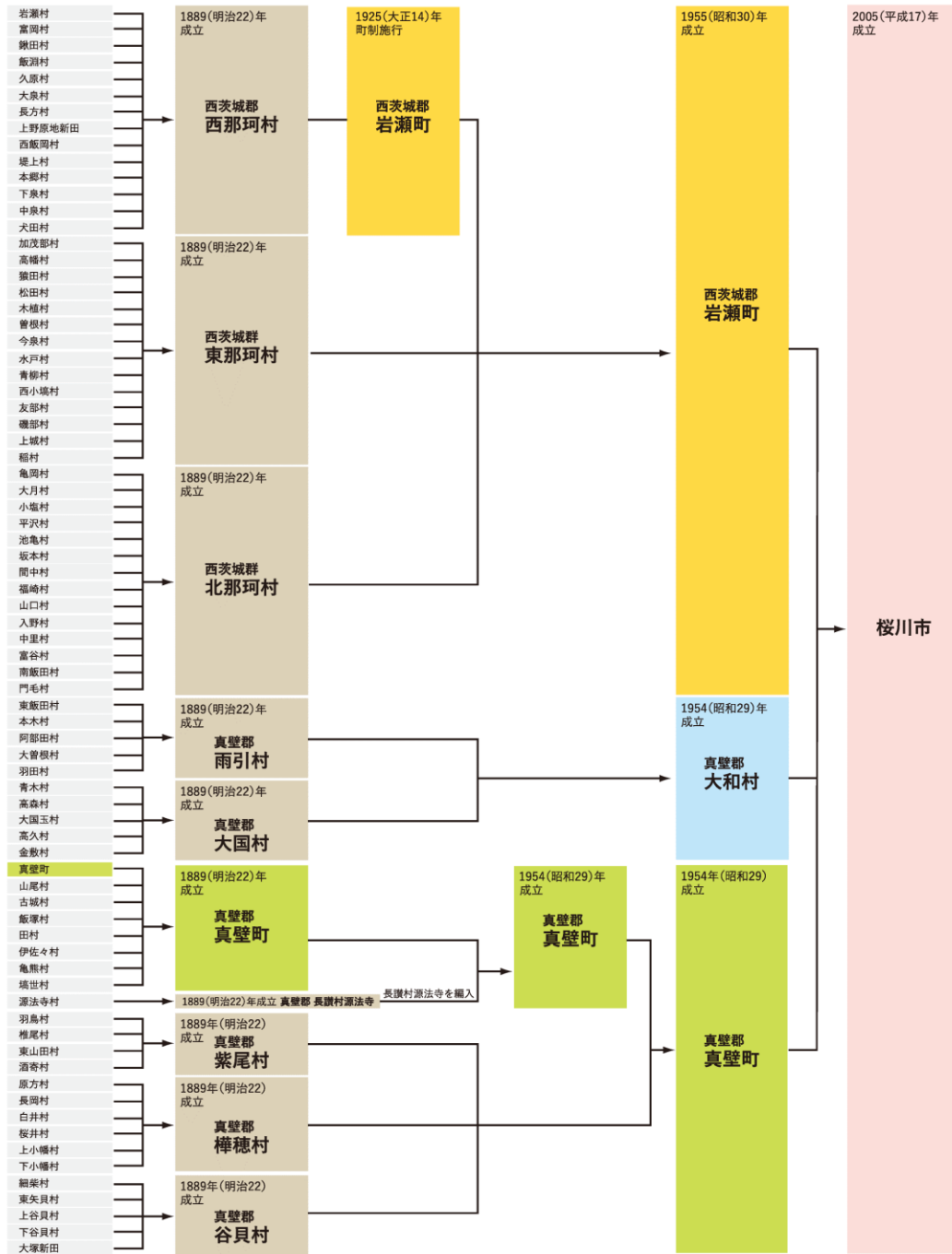


茨城県下館市の月別平均気温と日最高気温・最低気温、月別降水量
気象庁の平成 14 年 (2002) ～22 年 (2010) データをもとに作成

2. 社会的環境

(1) 桜川市の合併経緯

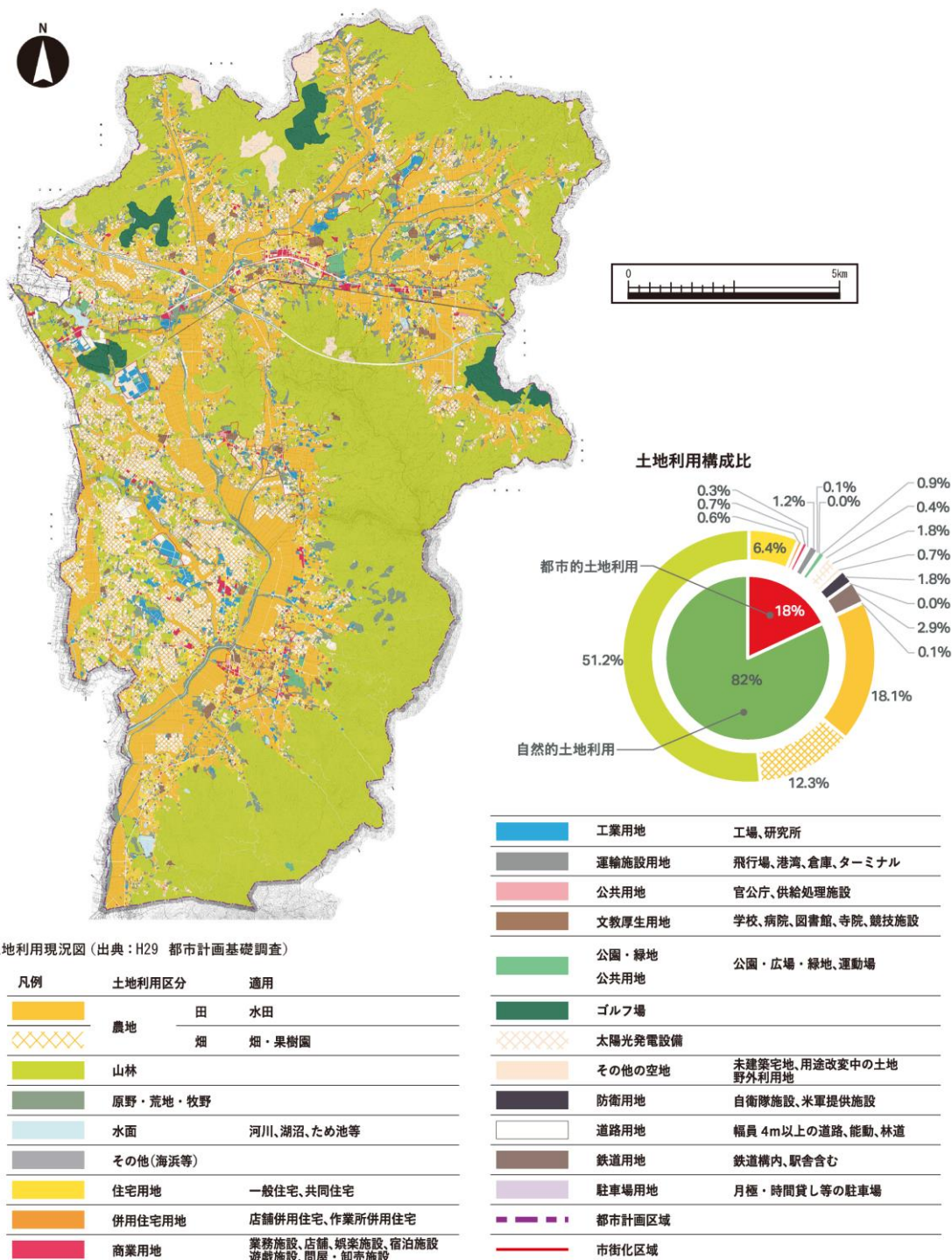
桜川市は平成17年(2005)10月1日に茨城県西茨城郡岩瀬町^{いわきまち}、真壁郡真壁町^{まかべまち}、同郡大和村^{やまと}が合併して誕生した。



市域の変遷

(2) 土地利用

本市の土地利用状況は、市域全体（180.06 km²）の51.2%が山林、30.4%が農地となっており、全体の約82%を自然的土地利用が占めている。残り18%の都市的土地利用の内、住宅用地の占める割合は6.4%となっている。



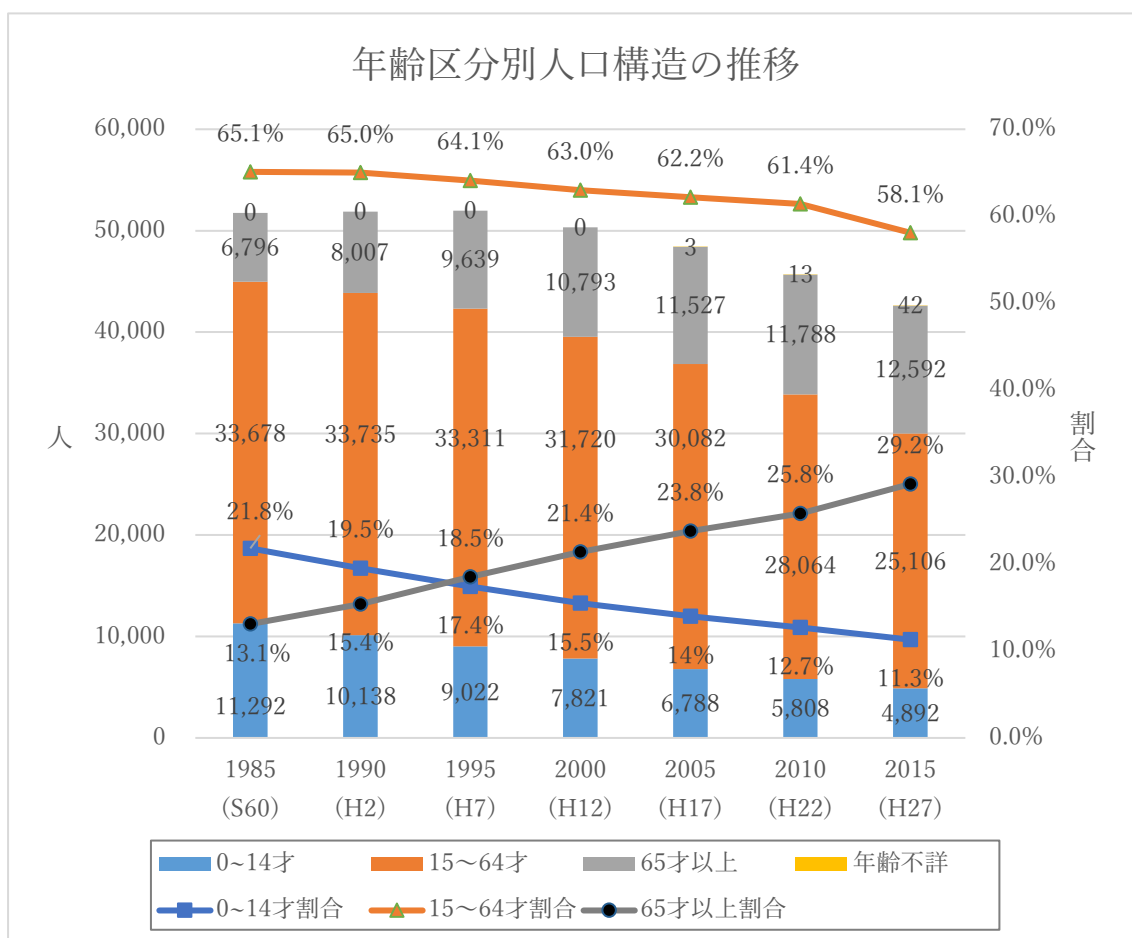
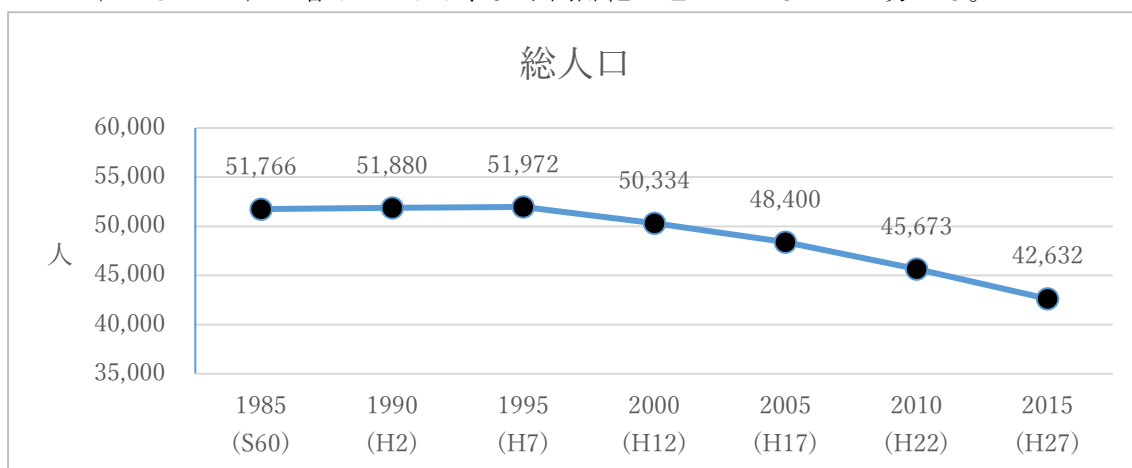
土地利用現況図（出典：H29 都市計画基礎調査）

桜川市の土地利用現況図

(3) 人口動態

国勢調査の結果によると、本市の人口は平成7年（1995）に51,972人とピークを迎えたが、それ以降減少に転じ、平成27年（2015）には42,632人となっている。

年齢別区分でみると、総人口に占める0～14才の割合が昭和60年（1985）には21.8%であったものが、平成27年（2015）には11.3%となる一方、65才以上の割合は同じく13.1%から29.2%と増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かる。



桜川市の人口動態（資料：国勢調査）

(4) 交通機関

本市における広域的な交通網としては、北関東自動車道（群馬県高崎市～茨城県ひたちなか市）、国道50号（群馬県前橋市～茨城県水戸市）、JR水戸線（栃木県小山市～茨城県笠間市）があり、いずれも市北部を東西に横断している。

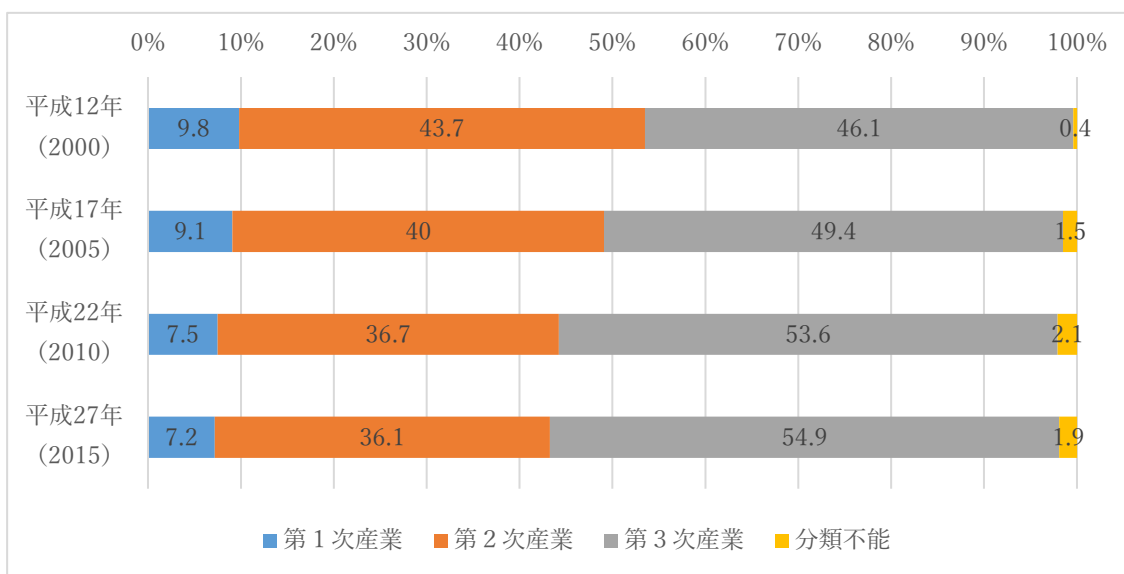
南北方向の主要な道路としては茨城県道41号つくば益子線があり、路線バスが本市と茨城県つくば市の間を運行している。また、かつては茨城県土浦市と本市を結ぶ筑波鉄道が開通していたが、昭和62年（1987）に廃線となった。廃線跡は現在、茨城県道501号桜川土浦自転車道（愛称「つくば霞ヶ浦りんりんロード」）となり、自転車道として活用され、令和元年（2019）にナショナルサイクルルートに指定された。



桜川市の主要な交通網

(5) 産業

本市の就業者総数は平成27年(2015)時点で21,130人であり、産業別にみると第1次産業は1,515人(7.2%)、第2次産業は7,620人(36.1%)、第3次産業は11,600人(54.9%)となっている。割合の推移をみると、第1次産業が平成12年(2000)に9.8%であったものが、平成27年(2015)に7.2%、第2次産業が同じく43.7%が36.1%と減少しているのに対し、第3次産業は46.1%から54.9%と増加していることが分かる。



桜川市の産業別就業人口の推移 (単位：人、資料：国勢調査)

| | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 | 分類不能 | 就業者総数 |
|-------------|-------|--------|--------|------|--------|
| 平成12年(2000) | 2,451 | 10,945 | 11,564 | 99 | 25,059 |
| 平成17年(2005) | 2,172 | 9,564 | 11,802 | 354 | 23,892 |
| 平成22年(2010) | 1,639 | 7,988 | 11,663 | 467 | 21,757 |
| 平成27年(2015) | 1,515 | 7,620 | 11,600 | 395 | 21,130 |

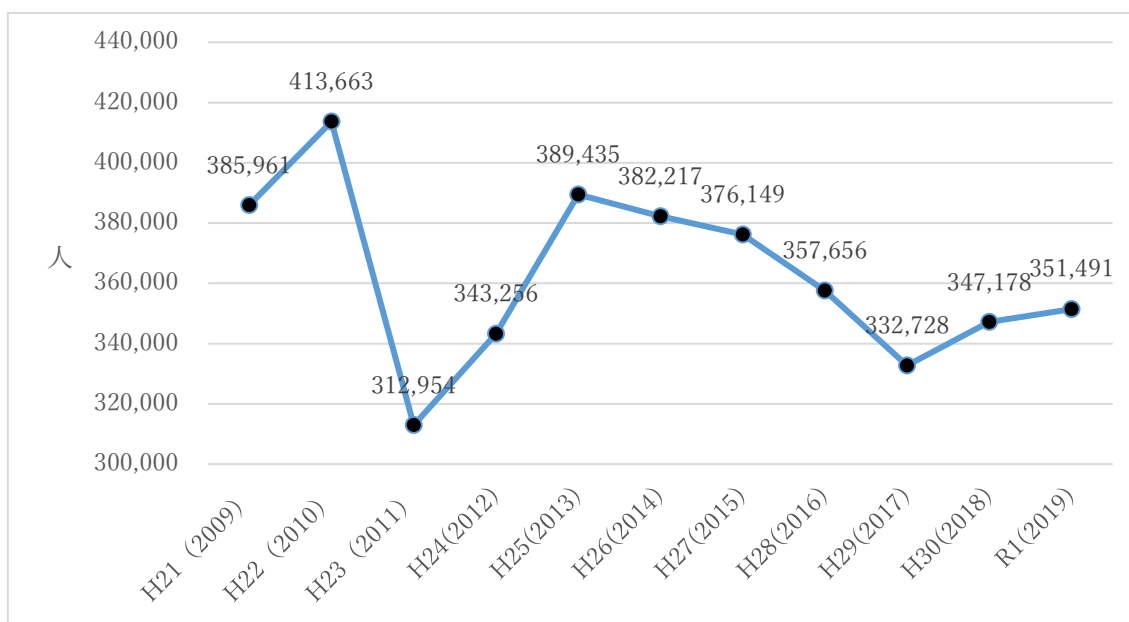
桜川市の産業別就業人口の推移 (単位：人、資料：国勢調査)

(6) 観光

本市は数多くの歴史遺産や豊かな自然に恵まれており、それらを求めて訪れる観光客も多い。主な観光資源としては、重要伝統的建造物群保存地区となっている真壁の町並みや真壁城跡などの歴史的建造物や史跡、あまびきさんらくほうじ雨引山薬法寺（雨引観音）やきむらいさんおやまじ施無畏山小山寺（富谷観音）、磯部稲村神社などの寺社があるが、近年は名勝桜川（サクラ）を中心として里山に広がるヤマザクラの風景や、筑波山から加波山・足尾山などを縦走する登山ルートなどの自然資産も注目を集めている。

イベントとしては、前述の真壁の町並みを舞台として平成15年（2003）より行われている真壁のひなまつりが最も著名である。これは一般市民が自らの家や店舗などにひな人形を飾って来訪者を迎えるもので、現在は約160件の展示が行われており、歴史的建造物の残る昔懐かしい景観とひな人形が相まって、例年10万人程度の観光客が訪れている。

市全体の観光客入込数としては平成23年（2011）に発生した東日本大震災の影響もあって一時期落ち込んでいたが、近年は歴史的建造物の復旧も進み、ヤマザクラの保全・広報活動などの影響もあって、復調傾向にある。



桜川市全体の観光客入込数の推移

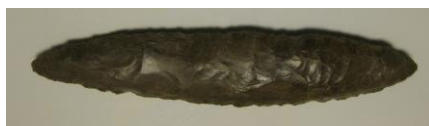
3. 歴史的環境

(1) 桜川市の歴史

一、原始時代

1) 旧石器時代

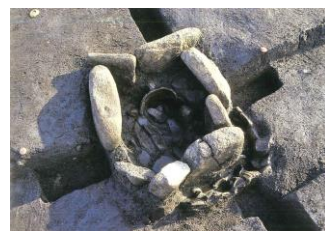
桜川市域で人類が生活を始めたのは、^{かなや}金谷遺跡出土の石器や、磯部地区で採集された長さ約 15cm の^{こうしつげつがん、せんとうき}硬質頁岩製尖頭器（槍の先につける石器）などから、後期旧石器時代後半期～縄文時代草創期（約 29,000～12,000 年前）まで遡ると考えられる。特に硬質頁岩は東北地方の日本海側でしか採れない石材で、広い範囲を行動していた人々が市内にも立ち寄っていたことが分かる。



硬質頁岩製尖頭器

2) 縄文時代

縄文時代には定住が開始され、^{いぬだじんじやまえ}犬田神社前遺跡や北田遺跡などから集落の跡が見つかっている。北田遺跡からは縄文時代中期から後期（約 5,500～3,300 年前）の^{たてあなじゆうきよあと}竪穴住居跡が出土しており、多くの竪穴住居跡から^ろ炉（火を使って煮炊きなどをする場）の回りに石を並べた^{いしぐみ}石組炉が発見された。石組炉は茨城県の県北地域や栃木県の南部に多く見られるが、本市の所在する茨城県西部や南部では少なく、他地域との交流が推定されることに加え、石組炉に使用されていた石材がほぼ全て地元産の花崗岩であったことから、近隣で豊富にとれる石材を上手く利用していた事例であると考えられている。



北田遺跡出土石組炉

3) 弥生時代

弥生時代になると遺跡数が減少し調査件数も少なくなるが、青木北原遺跡からは中期前半（約 2,400～2,200 年前）の弥生土器の壺が出土しており、貴重な成果となっている。



青木北原遺跡出土壺

二、古代

1) 古墳時代

古墳時代になると、大和朝廷の影響が当地方にも及ぶようになり、支配者の象徴として古墳が造られるようになる。桜川市域で確認できる古墳は 300 基を超え、特に市の北部、岩瀬盆地に集中している。

岩瀬盆地の中央部にある長辺寺山西麓^{ちようへんじやま}に位置する狐塚古墳^{きつねづか}は、県内でも事例の少ない前期（4世紀）の前方後方墳^{ぜんぽうこうほうふん}（墳丘長 44m）で、発掘調査により銅鍬^{どうくわ}（やじり）や短甲^{たんこう}（よろい）などが見つかり、出土品は一括して茨城県指定文化財となっている。

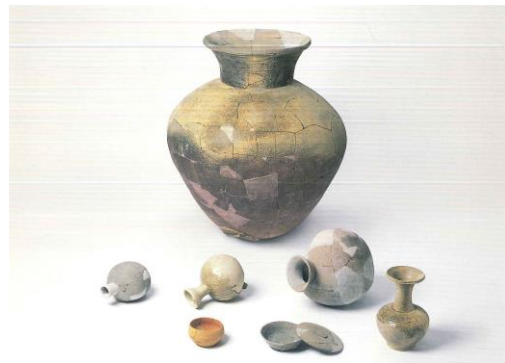
長辺寺山の頂上にある長辺寺山古墳は、発掘調査は行われていないものの、墳丘長 120mと推定される県内有数の規模を誇る前方後円墳^{ぜんぽうこうえんふん}で、前期末～中期初頭（4世紀末～5世紀前半ごろ）の築造と考えられている。

中期（5世紀）の事例は少ないが、岩瀬盆地東部の加茂B古墳群や、真壁地区にある北椎尾天神塚古墳などの調査事例がある。

岩瀬盆地西部の山ノ入古墳群^{やまのいり}は、眼下に平野を見渡せる尾根上にある23基以上の古墳からなる古墳群で、中心となる第2号墳は後期末（6世紀末）に作られた、市内で確認できる最後の前方後円墳（墳丘長 25.3m）である。墳丘の表面には市内では唯一、県内でも非常に珍しい葺石^{ふきいし}が残存していることや、直径90cm前後の須恵器大甕^{すえきおおがめ}が十数個体出土していることなどから、かなりの有力者が葬られていたと考えられている。

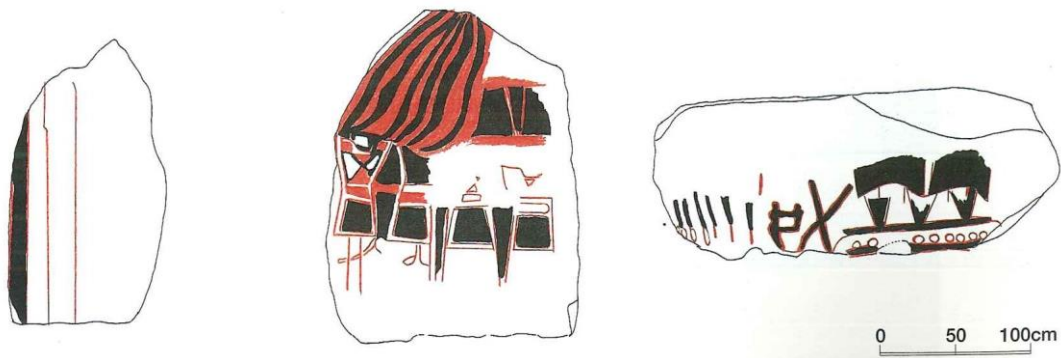


山ノ入古墳群全景（北から）



山ノ入古墳群出土遺物（奥が大甕）

終末期（7世紀中ごろ）に属する花園古墳群第3号墳は、岩瀬盆地南東部に位置し、横穴式石室内に壁画が描かれた貴重な古墳であったが、現在は破壊され残存していない。壁画は白色粘土を下地に、朱と黒で直線や円、槍や銚、鞆^{やりほこゆぎ}（矢を入れて背負う道具）と思われる武具などが描かれていた。



花園古墳群第3号墳壁画

これらの古墳の大きさや分布、出土した遺物などから古墳時代の桜川市域には岩瀬盆地中央から東部を本拠地とする勢力と、岩瀬盆地西部を本拠地とする勢力が存在していたことが推定されている。

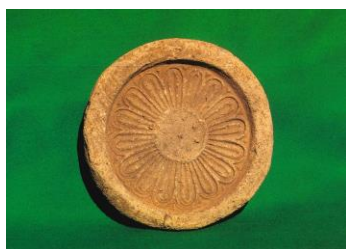
7世紀中ごろになると全国的に地方制度が整えられ、桜川市域は北部が常陸国新治評（のちに新治郡）、中・南部が同白壁評（のちに白壁郡）となった。

2) 奈良時代～平安時代

日本各地に設置された郡の中心となる役所のことを郡衙ぐんがといい、新治郡衙は戦前に行われた発掘調査により本市に隣接する筑西市古郡ちくせいしふるごおりに置かれていたことが判明している。同時期の発掘調査により、新治郡衙に隣接した同市久地楽くじらくに置かれていた新治廃寺（すでに無くなった寺院のことを廃寺という）も発見されている。

新治廃寺の東方約1kmにある本市の上野原には、寺院の屋根に葺かれていた瓦を焼いていた窯跡である上野原瓦窯跡うえののほらかわらかまあとが所在しており、郡衙や廃寺と同じく発掘調査が行われ、新治廃寺とともに国指定の史跡となっている。新治郡衙・新治廃寺・上野原瓦窯跡の周辺は、当時の物資や文化が集まり、地域の中心地であったと考えられる。

本市の中・南部は白壁郡と呼ばれていたが、延暦4年（785）に白壁郡から真壁郡へと改められた。この「真壁」という地名は以後現代まで引き継がれている。真壁郡衙がどこに置かれていたかについては諸説あるが、本市の真壁町下谷貝しもやがいに所在する谷貝廃寺やがいはいじ（長者池遺跡）の周辺にあったとする説が有力である。谷貝廃寺以外にも市内にはいくつかの古代寺院があったことが分かっており、真壁町山尾の標高262mの山中に所在する権現山廃寺ごんげんやまからは金堂や講堂の礎石、塔の露盤石などが出土している。権現山廃寺のような山中の寺院を山岳寺院というが、市内に現存する施無畏山小山寺しのおさんやくおういんや椎尾山薬王院からは古代に遡る古瓦が採集されており、古代山岳寺院のうちのいくつかは現代までその法脈を伝えていることが分かる。関東平野の北東端に位置する本市には、筑波山から連なる山脈があり、平野を見渡す山中に僧侶の修行場が作られ、のちに寺院化していったものと考えられる。



谷貝廃寺出土軒丸瓦



谷貝廃寺出土軒平瓦



権現山廃寺出土塔露盤石

平安時代の末期ごろになると全国的に武士が台頭し始め、当地方でも武士の活動が活発化する。真壁郡では常陸平氏の一族、平長幹が真壁郡司（郡の長官）の役職を得て進出し（一説に承安2年（1172））、土地の名前を取って真壁氏と名乗るようになる。

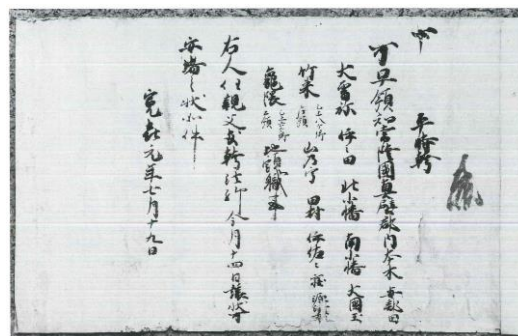
北部の古代新治郡域は、このころ東郡・中郡・西郡の3つに分かれ、本市域は中郡に属していた。この中郡を本拠地としていた中郡氏は、長寛2年（1164）に京の蓮華王院（三十三間堂）に中郡を寄進している。

三、中世

1) 鎌倉時代～南北朝時代

源頼朝が鎌倉幕府を開くと、真壁氏も御家人として編成され、幕府の正式記録である『吾妻鑑』にも登場している。真壁氏は真壁郡（本市の中・南部）を中心とした範囲を所領として安堵され地頭職を補任された。本市北部の中郡では中郡氏が没落し、幕府の有力御家人である安達氏が地頭となっている。

鎌倉幕府が滅亡し南北朝の内乱が起こると常陸国も戦乱の舞台となった。南朝方の重鎮である北畠親房が、小田城（つくば市）や関城（筑西市）に入り、周辺の武士に援軍を求めながら北朝と争うなかで、真壁氏の当主幹重も南朝方として活躍していたが、興国4年／康永2年（1343）に親房が北朝方の高師冬に破れ常陸国を脱出すると、幹重も北朝方へ降った。この戦乱の中、真壁氏の庶子である長岡氏は兄弟が両朝に別れて戦っている。



『藤原頼経袖判下文』（寛喜元年（1229））

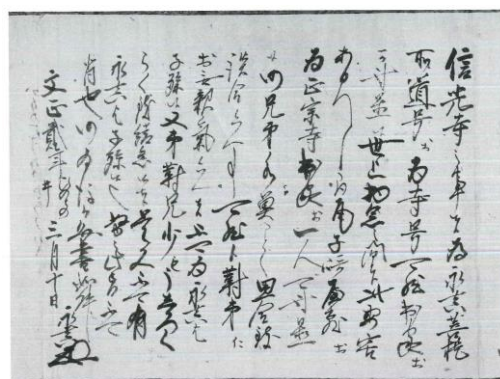
第4代鎌倉将軍による所領安堵状

2) 室町時代～安土桃山時代

室町幕府は東国統治のために鎌倉府を置き、東国の領主層はその勢力下に置かれた。真壁氏も鎌倉府に従い、応永24年（1416）の上杉禅秀の乱には鎌倉府方として参戦している。将軍の座を狙う鎌倉府と京の幕府との対立が深まると、幕府は東国に反鎌倉府勢力を育成して鎌倉府を牽制した。真壁氏は幕府方につき、「京都扶持衆」と呼ばれた。同じ京都扶持衆である小栗氏は鎌倉府からたびたび討伐を受け、真壁氏も小栗氏に味方したため応永30年（1423）に鎌倉府から討伐を受け、当主秀幹は戦死、その子は行方不明となった。

所領を没収され没落を余儀なくされた真壁氏は、庶子の朝幹が跡を継ぐこととなった。朝幹は鎌倉府に臣従を誓い旧領回復を図る。しかし、永享11年（1439）に前当主秀幹の子と名乗る氏幹が現れ、庶子衆や家臣団を味方につけて家督の継承を求めてくると、一族や家臣団を二分しての争いとなった。長禄3年（1459）にようやく勝利を収めた朝幹は、

古河公方との結びつきを強め安泰を図った。晩年になった朝幹は要害を強固にして防衛に備えること、兄弟は協力して家を守ることを記した置文（遺言書）を残している。真壁氏の居城である真壁城跡は、発掘調査の成果により15世紀中ごろから築城され始めたことが分かってきているが、朝幹の置文との関連も考えられる。



『朝幹置文』(文正2年(1467))

15世紀には日本各地で内乱が頻発して戦国の世となり、常陸国では佐竹氏や大掾氏、小田氏などの戦国領主層によって合戦が繰り返された。市北部の中郡周辺は東西方向の交通の要衝で（現代の主要交通路である国道・高速道路・鉄道なども全て東西方向に走っている）、下野国（現栃木県）にも隣接していることから、戦乱の舞台となっており、頻繁に勢力の入れ替えがあったが、戦国時代の後半には宇都宮氏の支配下にあった。

戦国の世では、国衆や国人領主と呼ばれる中小の武士たちも一族の支配を強固にして時世を読み、生き延びていかなければならず、真壁氏は南に隣接する小田氏との対抗関係から、常陸国北部を本拠地とする佐竹氏との連携を強めていった。この時期の当主であった久幹は、次男に佐竹義昭から一字をもらって義幹と名乗らせ結びつきを深め、永禄12年（1569）には筑波山北側の手這坂合戦で佐竹方として小田氏を打ち破り、真壁郡外にも領地を広げ、政治的にも安定させている。この久幹や長男の氏幹のころに真壁城の城下町が建設され始めたと考えられており、家臣団を集住させて統率を強め、商工業者を集めて町場を形成することで物資の調達を容易にしていた。

天正18年（1590）豊臣秀吉が全国を統一すると、佐竹氏は常陸国の支配を任せられ、佐竹氏と真壁氏の関係は同盟関係から主従関係へと変わっていった。文禄元年（1592）の朝鮮出兵（文禄の役）では佐竹氏から命ぜられて氏幹が肥前名護屋へ出陣している。

慶長5年（1600）に行われた関ヶ原の合戦において、佐竹氏は石田三成に近く、徳川方へ参陣しなかったこともあって、慶長7年（1602）に出羽国秋田（現秋田県秋田市周辺）へ国替えとなった。真壁氏もわずか数名の家臣のみを連れて秋田に移り、400年におよぶ真壁氏の支配は終了した。



いのしえはたさきもの
猪 絵旗指物

(市指定文化財 真壁家資料一括中の一つ)

戦国時代の真壁氏が使用していた旗指物

縦 146cm × 幅 180cm

四、近世

真壁氏の退出に伴って真壁城は廃城、徳川氏の検地によって旧城内は古城村、城下町は町屋村に分割された。このうち町屋村は真壁町と通称され、町場として発展していくこととなる。真壁町を中心とする真壁郡は数年の徳川氏直轄領期を経て、慶長 11 年（1606）に浅野長政の領地となった。長政は豊臣政権下では五奉行の一人として数えられていたが、三成とは不和であったため関ヶ原の合戦では徳川方について戦功をあげた。共に戦功をあげていた長政の長男幸長は、すでに紀伊国（現和歌山県）で 37 万 6560 石を領しており、真壁領は長政の隠居料として与えられたもので、軍役負担はなく家臣も少なかった。長政は江戸で生活しており、真壁には住まなかったが領内の検地を実施している。慶長 16 年（1611）に長政が死去すると、桜井村（現真壁町桜井）の照明寺に葬られ、長政の法名「伝正院殿功山道忠大居士」にちなんで寺の名前も「伝正寺」と改称された。



伝正寺にある浅野長政と同婦人の霊廟

長政の跡は下野国真岡 2 万石を領していた三男の浅野長重が継いで、真壁藩 5 万石が成立した。長重は真岡時代の家臣団を母体として、真壁氏の旧家臣を含めた 5 万石相応の家臣団を編成、新たに町内に真壁陣屋を設営して、真壁氏時代に作られた町割りを踏襲しつつ町場を整備していった。

こうして真壁町を整備し藩政を行ってきた浅野長重であるが、大坂の陣で戦功を立てたことにより元和 8 年（1622）に常陸国笠間（現茨城県笠間市）藩主に転じ、5 万 3500 石の城持大名となることになった。これにより真壁藩は廃藩となり、笠間藩の支配となった。長重は笠間藩主になっても真壁を離れず、陣屋に居住していたと伝わるが、次代の長直以後は笠間藩の代官が置かれることとなった。

一方、市北部のかつて中郡と呼ばれていた地域の大部分は、戦国時代には宇都宮氏の影響が及び、本拠宇都宮城の支城笠間城の支配下にあったが、慶長 2 年（1597）に豊臣秀吉によって宇都宮氏が改易されると、短期間で領主が代わるようになる。その後、慶長 6 年（1601）に松平康重が笠間城主として入城して笠間藩 3 万石が成立すると、大部分が笠間藩領となり、一部他藩領や小規模な旗本領となった。笠間藩が成立して以後も領主が短期間で代わる時期が続いたが、前述したように浅野長重が元和 8 年（1622）に入封した。これにより笠間藩領は、現在の笠間市を中心とする山内領、旧中郡地方を中心とする山外領、真壁町を中心とする真壁領の 3 つに区分されることとなった。

笠間藩主となった浅野氏であったが、長重の子、長直が正保2年（1645）に突然播磨国赤穂（現兵庫県赤穂）へ国替えとなり、井上正利が新たな領主となった。なお、浅野長直の孫が元禄14年（1701）に江戸城本丸大廊下で刃傷事件を引き起こす浅野内匠頭長矩である。後に主君の敵討ちを果たす四十七士には、真壁藩時代に召し抱えられた家臣の子孫である勝田新左衛門武堯と潮田又之丞高教の2名が含まれている。

笠間藩主は浅野氏から井上氏、本庄氏、再び井上氏と代わり、延享4年（1747）に牧野氏が入封して以後は明治に至るまで藩主を務めた。

江戸時代、真壁領の中心である真壁町は盛んな商業活動を行い、農産物の集散・換金、生産資材や生活必需品の供給などを通して、地域の商品流通の結節点である在郷町として発展していった。江戸時代前期における在郷町真壁の商業の中核となったのは木綿関係の商いで、関西産の木綿を東北地方へ送り出す流通網の一角を担っており、元禄9年（1696）には真壁町に木綿問屋が13軒あり年間7000両の買い付けを行っていた。

木綿などの周辺各地から集まってきた物資は市で売買された。江戸時代前期の定期市は、市日のみ路上で営業する仮店舗が主であったため、真壁町内には広い道幅が確保されており、現在でも主要な街路はその名残を示している。

江戸時代後期には周辺農村の農産物が集散する場となり、豊富な米や麦、良質な水に恵まれた環境により、清酒や醤油・味噌などの醸造業が発展していった。



真壁町屋敷絵図（江戸時代後期）

五、近代

明治4年（1871）7月の廃藩置県により、桜川市域は笠間県、結城県、若森県などに分割されたが、同年11月には全域は茨城県となった。

明治時代になると文明開化の流れの中、日本各地で都市整備が進み、洋風建築用の建築資材として良質な石材を求める動きが現れ、政府は金銀銅や石炭・石油などの鉱物資源調査と合わせて石材の調査も行った。その調査結果により筑波山から加波山にかけての帯や笠間市稲田などに良質な花崗岩が分布していることが判明し、石材の採掘が行われる

ようになった。採掘された石材は、明治 22 年（1889）に小山～水戸駅間で開業した水戸鉄道（現 JR 水戸線）や、大正 7 年（1918）に開通した筑波鉄道（昭和 62 年（1987）廃線）などにより東京へ運ばれた。こうした桜川市周辺で採掘された花崗岩で建設された著名な建築物としては、東京府庁舎（現存せず、明治 27 年（1894）竣工）、法務省赤レンガ棟（同 28 年（1895）竣工）、旧東宮御所・赤坂離宮（国宝、同 42 年（1909）竣工）、三越デパート本店（大正 3 年（1914）竣工）などが知られ、各地で建設された舗道用や電車軌道用敷石、橋梁材（永代橋や言問橋など）等にも桜川市や近隣の笠間市などから産出された花崗岩が使われている。本市における石材業の発展は外的要因のみによるものではなく、時期を同じくして名石工久保田由三郎^{いしく}やその弟子、稲田亀吉^{よしきぶろう}などが登場し、近隣の寺社を中心に石灯籠や石像などの傑作を残しており、こうした地元の石工の技術向上による面も大きい。



法務省赤レンガ棟



大正時代の石切り場



貨車に石材を積む(昭和 32 年(1957))

江戸時代に盛んであった木綿産業は、明治時代に入ると政府の奨励もあって養蚕・製糸業（生糸）へと代わっていった。明治 10 年代には市内でもいくつかの製糸工場が作られ、女工の手により生糸の生産を行うようになった。しかし、生糸価格は変動が大きく、工場は設立と閉鎖を繰り返し、最後に残った谷口製糸所も昭和 27 年（1952）には閉鎖されている。

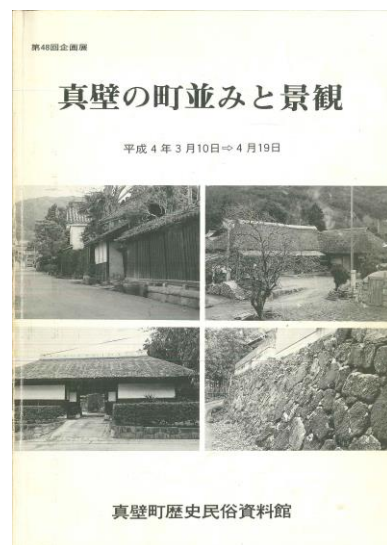
六、現代

明治 20 年代に本格化した石材業は戦後も発展し、昭和 27 年（1952）の旧真壁町の統計ではガラス及び土石製品製造業が 10 事業所で従業員 56 名となっている。昭和 30 年代になると墓石の需要が急増し、石材業はさらなる興隆を見せる。同 39 年（1964）には、旧真壁町全体の就業者人口 1 万人に対し、石材業は 69 工場、従業員 1,021 人、生産額 5 億円（全体の 41%）となり、同 49 年（1974）には 217 工場、1,296 人、84 億円（全体の

56%) となっている。

しかし、昭和 60 年代以降、安い原石と労働力を提供する中国などの海外産石材に主力が移り、市内での原石取り扱いや加工は大きく減少した。加波山などの採石場も放棄地が多くなり、石材業の生産額も一時期よりは大きく落ち込んだ。だが、依然として市を代表する産業であることは変わっていない。

こうした石材業を代表として変化・発展していく社会と、長い歴史を持つ伝統的な町並みの対比に目を向ける人々も現れ始める。特に平成 4 年（1992）に真壁町歴史民俗資料館で開催された「真壁の町並みと景観」展は、真壁町に存在する歴史的建造物や町並み景観の価値を住民たちが再発見するきっかけとなった。平成 11 年（1999）からは住民団体からの提言を受けて行政が登録有形文化財制度の積極的な活用を推進し、同年 9 月には市域で初となる潮田家住宅見世蔵ほか 4 件が登録有形文化財（建造物）となった。その後も登録有形文化財（建造物）は増加し、平成 18 年（2006）には合計 104 件となり、当時の市町村別では京都府京都市、愛知県犬山市に次いで全国第 3 位となった。この流れの中で平成 21 年（2009）に「桜川市歴史的風致維持向上計画（第 1 期）」の策定及び、桜川市伝統的建造物群保存地区の都市計画決定が行われた。そして、平成 22 年（2010）6 月には重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



真壁の町並みと景観展図録

ところが、その直後である平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生した東日本大震災により桜川市全域が被災（震度 6 弱）、真壁の町並みも大きな被害を受けた。

以後、現在に至る 10 年間は災害復旧の歴史とも言える。伝統的建造物の修理実績が少なかった本市では、全国伝統的建造物群保存地区保存協議会を通じて他の自治体から専門知識や経験を持った職員を派遣してもらうことで災害復旧対応の体制を整え、国・県や職人らの協力、何より住民自身の努力により、復旧修理事業が進められ、現在一定の成果を見るに至っている。



東日本大震災により被災した町並み（左）と復旧状況（右）

(2) 桜川市の歴史的風致と関わりのある人物

ア、真壁久幹 (1522～1589)

戦国時代の真壁氏当主。法名を「性山道無」といい、軍記物などでは長さ1丈余り(約3m)の檜棒に無数の鉄鉾を打った武器を馬上から振り回して人馬もろともなぎ倒す荒武者であるとも、剣豪塚原卜伝の弟子で自ら霞神道流を創立した剣豪であるとも語られ、「鬼道無」「夜叉真壁」として名が知られる武将。武勇だけではなく、永禄12年(1569)の手這坂合戦(現茨城県石岡市)では、当時まだ珍しかった鉄砲をいち早く入手して戦いに取り入れ小田氏を打ち破ったり、天正12年(1584)の沼尻合戦(現栃木県栃木市)では、小田原の北条氏に相対した常陸の佐竹氏・下野の宇都宮氏連合に、鉄砲200挺を持って参陣し、軍略を相談されたりするなど、北条氏や佐竹氏、越後の上杉氏など周辺の大勢力のはざまを巧妙な戦略で乗り切り、最後まで真壁の独立を守り通した。真壁の町並みの基礎となる町割りは、久幹と子の氏幹の代に作られたことが調査により判明している。



紙本 著色 伝真壁道無像
(茨城県指定有形文化財)

イ、浅野長勲 (1842～1937)

広島藩主。幕末に薩摩・長州・土佐藩の連携などに活躍し、維新後は元老院議員、イタリア公使、貴族院議員などを歴任した。浅野長政の長男、幸長の家系で、家祖長政の墓所のある真壁と縁があることから、真壁町の振興に対して支援を行い、筑波鉄道開設にも出資するなど近代の真壁町に影響を与えた。こうした長勲の功績に感謝するため、町の有志が長勲夫妻の石像を作ることを企画し、大正4年(1915)着手、同7年(1918)に完成した。真壁産の花崗岩を使用したこの石像は、地元の名石工稲田亀吉の指揮のもと、のべ5,000人の石工を動員して作られ、非常に精巧な細工技術がみられるとともに、日本の近代化を支えた石材産業の発展という面から見ても価値の高いものとなっている。



浅野長勲夫妻石像の除幕式

(前列中央が浅野長勲、後列右端が稲田亀吉)

ウ、市塚紫山 (1850~1911)

画工・陶芸家。本名賢造。真壁町飯塚の名主家に生まれ、漢学や軍学（城郭図）、弓術などを学び、刀剣鍛冶を行うなど文武両道に優れていた。明治初めには地租改正に際して各町村の依頼を受けて田畑の実地測量を行い、村絵図を作成している。明治12年（1879）に陶芸家を志して上京、薩摩焼画工の技術を学び、のちに横浜真葛焼の創始者で帝室技芸員だった宮川香山の下で本格的に製陶技術を学んだ。その後鹿児島で沈寿官（第12代）の下で修業、同30年（1897）に帰郷すると地元の土を原料とした焼き物を作り、紫山焼と称した。紫山焼には白薩摩の錦手絵付けに似た花器や茶器と、釉薬をかけ合わせた徳利や茶碗などの日常雑器があり、特に色絵の精緻な描写と釉薬の斬新さに定評がある。結果として彼の窯は引き継がれることなく一代で絶えてしまったが、茨城県の陶業技師として技術の継承に尽力したり、各地の博覧会に出品して入賞し、皇室への献上品を作成したりするなど、当時の窯業界に与えた影響は大きい。



市塚紫山



紫山焼（色絵花鳥図花瓶）

4. 文化財等の分布状況

本市には令和2年（2020）12月末時点で、国指定文化財7件、重要伝統的建造物群保存地区1件、茨城県指定文化財50件、桜川市指定文化財71件、国の登録有形文化財102件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財2件が所在している。

| 種類 | | 国 | | 茨城県 | 桜川市 |
|-------------|----------------|-------|-----|-----|-----|
| | | 指定・選定 | 登録 | 指定 | 指定 |
| 有形文化財 | 建造物 | 1 | 102 | 11 | 11 |
| | 絵画 | | | 6 | |
| | 彫刻 | 1 | | 19 | 28 |
| | 工芸品 | 1 | | 5 | 1 |
| | 書跡・典籍 | | | 4 | |
| | 古文書 | | | 1 | 1 |
| | 考古資料 | | | 1 | 7 |
| | 歴史資料 | | | | 7 |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | | | | 2 |
| | 無形の民俗文化財 | | | | 3 |
| 記念物 | 遺跡 | 2 | | 2 | 4 |
| | 名勝地 | 1 | | | |
| | 動物、植物、地質 鉱物 | 1 | | 1 | 7 |
| 伝統的 建造物群 | | 1 | | | |
| 合計 | | 8 | 102 | 50 | 71 |

※記録選択

| | |
|---------------------------|---|
| 記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財 | 2 |
|---------------------------|---|

桜川市内の文化財種別件数表

(1) 国指定等文化財

本市所在の国指定等文化財の内訳は建造物 1 件、彫刻 1 件、工芸品 1 件、史跡 2 件、名勝 1 件、天然記念物 1 件、重要伝統的建造物群保存地区 1 件、登録有形文化財（建造物）が 102 件となっている。

ア、小山寺三重塔（建造物）

施無畏山小山寺は天平 7 年（735）創建と伝える古刹で、寺域に所在する三重塔は、相輪に刻まれた銘文により多賀谷朝経寄進による寛正 6 年（1465）の作であることが判明している。

関東以北で室町時代に遡る塔は本塔と栃木県益子町西明寺三重塔の 2 例だけである。

小山寺三重塔



イ、木造観世音菩薩立像 附前立尊1軀（彫刻）

雨引山樂法寺に所在する八臂（8 本腕）の観音像で、寺伝では延命観音と伝え、不空罽索観音とみる説もある。櫃と推定される針葉樹材を用いた一木造りの像で、9 世紀後半ごろの作と考えられている。

本像は秘仏で、鎌倉時代後半のものと考えられる同形の観音菩薩像が前立尊として安置されている。

木造観世音菩薩立像



ウ、網代笈（工芸品）

箱型に三脚をつけた笈（仏像などを入れて背負う箱）で、桑材に黒漆を塗って作られている。扉には荒い布を貼り、朱漆を塗った上に花形をかたどった皮製の文様を貼って、黒漆を施している。この笈は源義経のものである、という伝承があるが、実際には室町時代の作と考えられている。



網代笈

エ、真壁城跡（史跡）

真壁城跡は、中世に当地方を治めていた真壁氏の居城である。発掘調査の成果から、15 世紀中ごろに築城され、慶長 7 年（1602）に真壁氏が秋田へ移るまでの間に使われていたことが判明している。発掘調査では庭園の跡も見つかっており、地方武士の文化や生活を知る貴重な成果となっている。



真壁城跡（空撮）

オ、上野原瓦窯跡（史跡）

奈良・平安時代の寺院跡である新治廃寺（筑西市所在）の屋根を葺いていた瓦を焼いた窯跡で、新治廃寺の東方約1 kmにある。昭和14年（1939）から行われた発掘調査により、長さ13.8m、幅3.64mの大型の平窯であったことが判明し、新治廃寺附上野原窯跡として国の史跡となった。遺構は埋め戻され地中保存されている。



上野原瓦窯跡

カ、桜川（サクラ）（名勝）

桜川の桜は古来より桜の名所として吉野に次いで名高く、後撰和歌集には紀貫之が桜川の桜について詠んだ歌が収められている。室町時代には世阿弥により謡曲『桜川』が作られるなど、数多くの文芸作品に登場している。現在は磯部稲村神社の参道両側約1 kmに渡る桜並木を中心に名勝指定を受けており、春には数多くの来訪者を迎えている。



桜川（サクラ）

キ、桜川のサクラ（天然記念物）

磯部稲村神社の参道を中心に所在するヤマザクラの群で、東北産の系統に属する特徴ある品種が一か所に集まっていることが評価されている。

明治・大正時代に調査を行った植物学者で桜の権威であった三好学博士により、群生する桜のうち18種類が「桜川匂」「白雲桜」などの地域固有品種として命名された。



桜川匂

ク、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）

真壁町は、戦国時代に真壁城の城下町として成立し、江戸時代には木綿の取引を中心に発展した在郷町である。城下町由来の町割りの中に、江戸末期から昭和初期にかけての多彩な様式の建物が並び、数多くの門が残されていることが特徴で、真壁の町並みと通称され中核部分が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。町内には江戸時代の町衆の伝統を受け継ぐ自治組織があり、祇園祭などの伝統的な祭礼を運営している。



桜川市真壁伝統的
建造物群保存地区

ケ、登録有形文化財（建造物）

重要伝統的建造物群保存地区を中心とする真壁の町並みには数多くの歴史的建造物が残されており、そのうち現在 102 件が登録有形文化財（建造物）となっている。在郷町の発展を支えた商家の見世蔵や木造店舗、土蔵、さらには長屋門や薬医門、高麗門などの多数の門が通りに立ち並び、伝統的な景観を構成している。



三輪家店舗と門

（2）茨城県指定文化財

本市所在の県指定文化財の内訳は建造物 11 件、絵画 6 件、彫刻 19 件、工芸品 5 件、書跡・典籍 4 件、古文書 1 件、考古資料 1 件、史跡 2 件、天然記念物 1 件となっている。

ア、祥光寺多宝塔（建造物）

祥光寺は平安時代初期に徳一により開かれたと伝わり、現在は曹洞宗の寺院である。境内にある多宝塔は、凝灰岩製で高さ 128cm、屋根部の幅は 72cm。塔身に刻まれた銘文により建仁 2 年（1202）の建立であることが分かる。成立年代の確定している石造多宝塔としては日本最古のものである。



祥光寺多宝塔

イ、三重塔（建造物）

延暦元年（782）に開山したと伝わる椎尾山薬王院に所在する三重塔は、宝永元年（1704）に建てられた。高さ 25m の端麗な姿で、塔の全面に十六羅漢や龍などの彫刻が施され、江戸中期の建築様式を良く示している。大工棟梁の桜井瀬左エ門は桜川市羽黒を拠点としていた名大工桜井一族の一人で、彫刻は江戸の彫刻師島村圓哲の手になる。両者は本塔の 7 年後に千葉県なり たさんしんしょうじの成田山新勝寺三重塔（重要文化財）を手掛けている。



薬王院の三重塔

ウ、十一面観音菩薩坐像（彫刻）

富谷にある施無畏山小山寺の本尊で、富谷観音と通称される。面部、胸部、上膊部などに丸ノミの痕を残す鈍彫仏で、像高 200.6cm、アサダ材の一木造。鈍彫仏は像の表面にノミの痕をわざと残した木彫仏で、山岳寺院に残されていることが多く、霊木が成仏する姿を現しているとも言われる。本像は鈍彫仏の中では最大のものとして知られ、11 世紀の作とされる。



十一面観音菩薩坐像

エ、木造五大菩薩像（彫刻）

本像は池亀の五大菩薩堂に旧在し、現在は月山寺に保管されている。五大菩薩とは密教で信仰される、国家を守護する菩薩で、中央の金剛吼、東方の無畏十力吼、南方の竜王吼、西方の無量力吼、北方の雷電吼の五尊からなる。怨敵調伏を願って祀られることがあり、本像は地元では平将門伝説と結びついて将門調伏のために作られたと伝わっている。中尊の表現や光背の文様などから平安時代後期の作と判断される。また、一体の内面に墨書が記されており、内容については不明瞭で検討すべき部分が残るものの、文中に「治承2年（1178）」の文字が見える。

五大菩薩の木像の作例は全国的にみても少なく、平安時代に遡るものとしては本像と奈良秋篠寺の例が知られるのみである。さらに、秋篠寺の像は5軀のうち4軀が中世の後補で、平安時代の作である5軀全てがそろって現存するのは本像が唯一である。



木造五大菩薩像

オ、真壁長岡古宇田文書（古文書）

中世の武家、真壁氏の分家で市内の真壁町長岡を本拠地とした長岡氏の残した古文書群。14世紀初頭から100年余りの間に書かれたもので、内容は軍忠状や土地の売買、相続に関する事など多岐にわたる。後世の写本を全く含まない純粋な中世文書で、中世常陸国の歴史の一端が分かるとともに、地方武士の実態に迫ることができる貴重な資料である。



真壁長岡古宇田文書

『関東下知状』（徳治2年（1307））

(3) 桜川市指定文化財

桜川市指定文化財の内訳は建造物 11 件、彫刻 28 件、工芸品 1 件、古文書 1 件、考古資料 7 件、歴史資料 7 件、民俗資料 2 件、無形民俗文化財 3 件、史跡 4 件、天然記念物 7 件となっている。

ア、雨引山樂法寺鬼子母神堂（建造物）

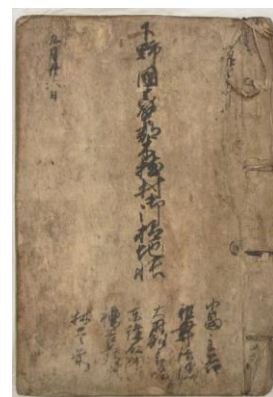
雨引山樂法寺に所在する小堂で、元は御所明神ごしょみょうじんといい、足利尊氏あしきのみつうぢを祀ったもので、扉などに足利家の家紋が見える。尊氏は京都に進攻するにあたり、雨引山に戦勝祈願を行ったと伝わっている。寺の記録に、享保元年（1716）に御所明神を再建したとの記述があり、これが現在の堂で、明治時代より後になって鬼子母神（仏教を守護する鬼神の一人で、子供と安産の守り神）を祀るお堂に変わったと考えられる。製作技法や時期などから、前述した薬王院三重塔と同じく大工棟梁は桜井氏、彫刻は島村圓哲の手によるものと推定されている。



雨引山樂法寺鬼子母神堂

イ、中原家文書（建造物）

中原家文書は木植地区に居住していた在地土豪で、近世には名主を務めた中原家の所蔵文書である。中世の文書類としては、天文 18 年（1549）の小田氏治屋敷安堵状案おだうじはるやしきあんどうじょうあん、天正 12 年（1584）の宇都宮国綱官途状案うつみやくにつなぐんどうじょうあんと小田氏治官途状、文禄 4 年（1595）の木植村検地帳けんちちようがあり、当地域における中世末期の様相を語る上で重要な史料となっている。特に、木植村検地帳は、桜川市域で行われた太閤検地の検地帳としては現存する唯一のものであり、その資料的価値は非常に高い。また、中原家文書の中心となる近世の名主文書も、17 世紀前半代のものを含む、まとまった史料群として貴重なものである。

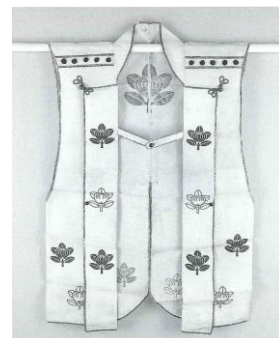


中原家文書

『木植村検地帳』

ウ、真壁家資料一括（歴史資料）

中世に当地方を支配していた真壁氏の子孫より寄贈された一括資料。近世の文書を中心に、陣羽織じんぼおりや旗指物えぼし、烏帽子、江戸時代の真壁氏当主の肖像画など、多数の武家資料がまとまって伝えられた良好な資料群である。なお、同時に寄贈された中世の肖像画は「紙本著色伝真壁道無像」として別に茨城県指定文化財となっている。



陣羽織

(4) 主な未指定文化財

ア、真壁水力発電所（山口発電所）跡

明治44年（1911）に着工し、大正2年（1913）に完成した水力発電所。当時の真壁町周辺の有力者が設立した真壁水力発電株式会社が運営した。山中の小河川を堰き止め、導水路で水を約1,300m引き、山頂の貯水池にためてから斜面下の発電所へ流し落とす仕組みで、発電所は残っていないが、山中の取水堰、導水路、貯水池及び大正4年（1915）の記念碑が残されており、特に導水路は町内で焼いた土管を2,000本以上繋いで作ったもので、非常に地域性がある。最大出力37kwという小規模な発電所であったが、町に電気を引こうと尽力した当時の人々の労苦が見て取ることができる貴重な歴史遺産である。



水力発電所
(大正5年(1916)頃)



山中にある貯水池と記念碑



導水路に用いられた土管

イ、筑波鉄道跡

大正7年（1918）に開業した筑波鉄道は、茨城県土浦駅から本市の岩瀬駅までの間、40.1kmを昭和62年（1987）の廃業まで走っていた。廃業後の路線は茨城県により買収され、大規模な自転車道として整備された。現在は「つくば霞ヶ浦りんりんロード」と名づけられ霞ヶ浦一周コースと合わせて全長約180kmのサイクリングロードとなり、令和元年（2019）にはナショナルサイクルルートに認定されている。

今は多数のサイクリストが訪れるようになったつくば霞ヶ浦りんりんロードであるが、路線のあちこちには駅のホームや橋脚、踏切のあと、さらには駅名標やキロポスト（起点からの距離標識）など、鉄道の痕跡が残されている。これらの遺産は来訪者の目を楽しませるものであるとともに、近代の歴史を伝える重要な資料でもある。



旧真壁駅ホーム跡



キロポスト

(5) 特産品、工芸品、菓子・料理等

ア、真壁石灯籠

本市の東側にそびえる加波山や足尾山からは、良質な花崗岩が産出し、古くは縄文時代から石材として利用され、鎌倉時代以降は五輪塔や宝篋印塔などの墓石・供養塔などの材料として使用されてきた。江戸時代になると信州高遠^{たかとお}などの先進地との技術交流や出稼ぎ修行等を経て技術が高められ、伝統技法として定着していく。こうしたなか、幕末の真壁町に久保田吉兵衛^{きくべえ}が現れ、今日の真壁石工の原点となるデザインや技法を大成させた。その後、明治中期から昭和初期にかけて、名石工と言われる久保田由三郎やその弟子稲田亀吉らによって真壁石工の名声が内外に高まった。現在も石材工芸に携わる職人の子弟系譜をたどると吉兵衛に繋がるものが多い。

こうした伝統技法は現在に受け継がれており、特に真壁石灯籠は石材の切り出しから仕上げまで18の技法が用いられる繊細優雅な彫刻で知られ、平成7年(1995)には国の伝統的工芸品に指定された。そしてこの真壁石灯籠の製造技術を伝えるのが伝統工芸士で、認定されるには一定の実務経験の後、知識・技術の試験に合格しなければならないものとなっている。



久保田吉兵衛作の常夜灯(年不詳)



真壁石灯籠(春日灯籠型)

イ、窯業品

本市を流れる桜川流域からは良質な粘土が採れ、古くから焼き物が作られてきた。元禄10年(1697)の『塙世村指出帳』^{はなわ ぜむらさしだしちよう}には塙世村に15人、隣村の源法寺村^{げんぽうじむら}に15人の土器細工人がいたことが記されている。明治時代には近隣の笠間や栃木県益子、また愛知県の常滑^{とこなめ}などから職人を招いて技術を学んだり、新しい製品を生み出したりするものも現れ、専門化する家も増えていった。ほうろくやかまど、火鉢、火消し壺などに加え、大型の甕や土管が生産され、需要も伸びていった。大正から昭和にかけては一大産業となり、大正7年(1918)に開通した筑波鉄道により各地へ搬出されていった。

現代では伝統的な窯ではなくガスや石油を用いる窯に変わったが、窯業の系譜は引き継がれ、植木鉢や土管の製造が続けられている。特に土管は耕地整理事業での暗渠排水路などに利用され、いくつかの工場が操業している。また、伝統的な工法や製品を作っている職人もわずかながらおり、地域の特産品としてわざわざ遠隔地より求めに来る客もいる。



蚊やり豚



取っ手付きほうろく



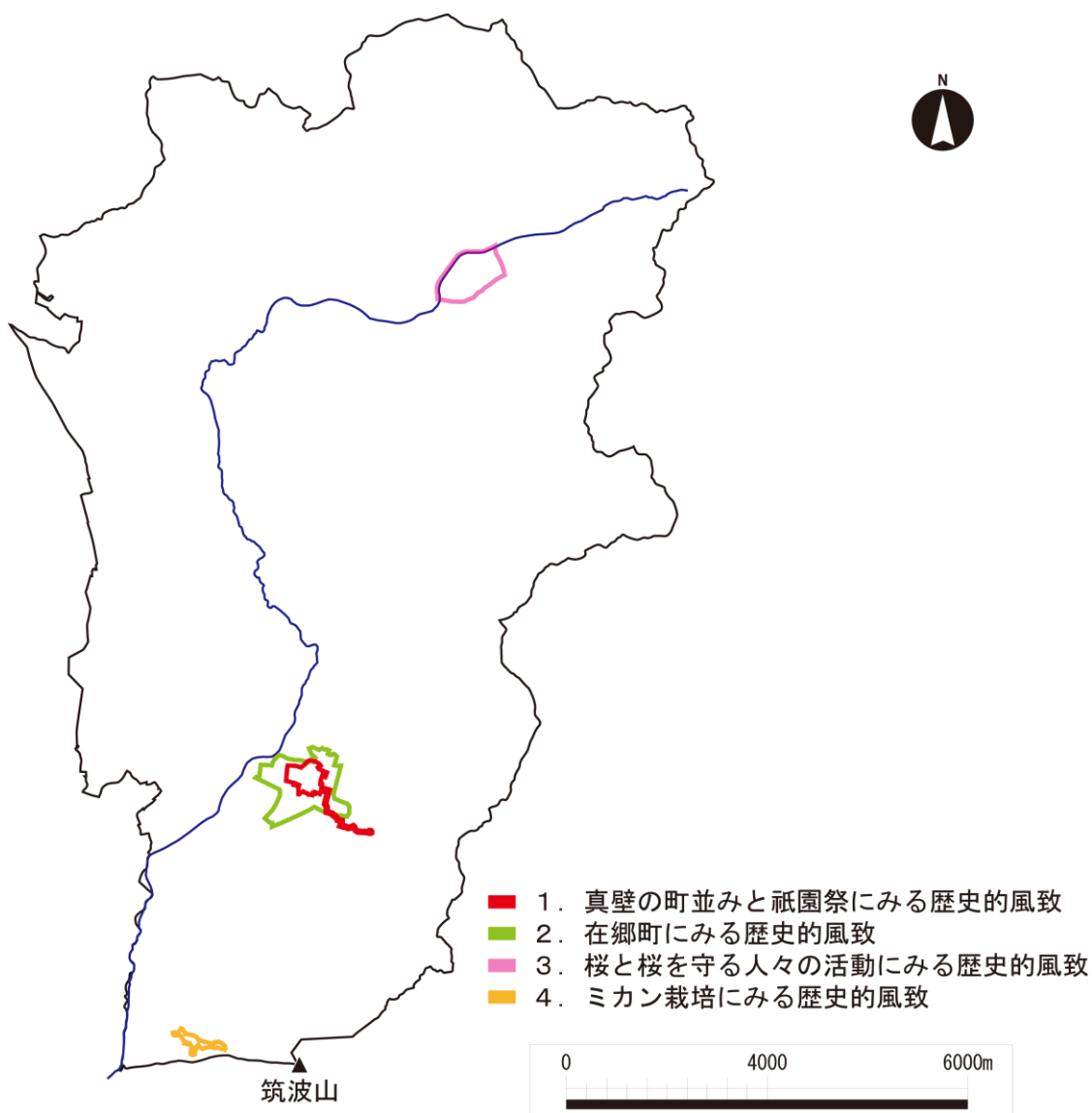
土管

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致に関する概要・分布状況

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

桜川市における維持及び向上すべき歴史的風致は以下の通りである。



桜川市歴史的風致位置図

2. 歴史的風致の内容

(1) 真壁の町並みと祇園祭にみる歴史的風致

1. はじめに

桜川市の南部、真壁地区には数多くの歴史的建造物が残され、「真壁の町並み」と呼ばれている。真壁の町並みは、戦国時代末期に形成された真壁城の城下町に起源を持ち、江戸時代には周辺の商品・農産物の集散地である在郷町として、さらには木綿商いの中継地として繁栄した。こうした歴史の中で建てられた建造物のいくつかは現代まで残され、伝統的な景観を持つ町並みを構成しており、中心部は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

この町並みを舞台として江戸時代前期から行われている祭礼が「真壁祇園祭」である。祭礼は町衆の伝統を引き継ぐ町内の組織により執り行われ、歴史的建造物と密接に関連しながら地域固有の景観を作り出している。



真壁地区位置図



真壁の町並み



真壁祇園祭

2. 真壁城と真壁の町並み

1) 真壁城と城下町の形成

平安時代の末期に常陸国（現茨城県）真壁郡の郡司（郡内の政務を行う地方官）としてこの地へ来たと伝わる常陸平氏一族の平長幹は、土地の名を取り真壁氏を名乗る。以来、中世をとおして真壁氏は筑波山の北麓、真壁郡を中心に勢力を築き、国衆とも呼ばれる在地領主となっていく。戦国時代になると、真壁氏は軍略に長けた当主を輩出し、常陸国内の他の国衆が佐竹氏によって軒並み滅ぼされていくなか、佐竹氏とうまく協調し、のちに臣下となることで戦の世を乗り切っていく。

中世の一時期における真壁氏の居城は桜川西岸の大字亀熊の地にあった亀熊城とする説が有力だが、未だ詳らかではない。室町時代、15世紀中ごろになると亀熊の地から約2km南東の大字古城に所在する史跡真壁城跡の地を居城としたことが発掘調査から判明

している。調査成果から見ると、15 世紀中ごろの真壁城はいくつかの館が集まったような形状をしていたが、1580～90 年代ごろに大規模な拡張・改造が行われ、幅が 20～30m ある大型の堀や土塁に囲まれた、全体で 20ha を超す大規模な城郭となった。

のちに真壁の町並みとなっていく城下町は城の西側にあり、現在も残されている主要街路の軸が、発掘調査により判明した城内の基準となる軸と一致することから、真壁城が大きく改造された 16 世紀末と同時期に城下町の基礎となる町割り（複数の道路を整備し土地区画をすること）が行われたと想定される。



1600 年ごろの真壁城周辺図

しかし、慶長 5 年（1600）の関ヶ原の合戦に際し、佐竹氏は石田三成に近く、徳川方への援軍に消極的だったこともあり、慶長 7 年（1602）に出羽国秋田（現秋田県秋田市周辺）へ国替えとなった。真壁氏もわずか数名の家臣のみを連れて秋田に移り、400 年におよぶ真壁氏の支配は終了した。

真壁氏の退出に伴って真壁城も廃城となり、徳川氏の検地によって旧城内は古城村、城下町は町屋村に分割された。このうち町屋村は真壁町と通称され、町場に発展していく。

江戸時代になると、数年の徳川氏直轄領期を経て、慶長 11 年（1606）に浅野長政の支配となった。長政は豊臣政権下では五奉行の一人として数えられていたが、三成とは不和であったため関ヶ原の合戦では徳川方について戦功をあげていた。長政が死去した跡

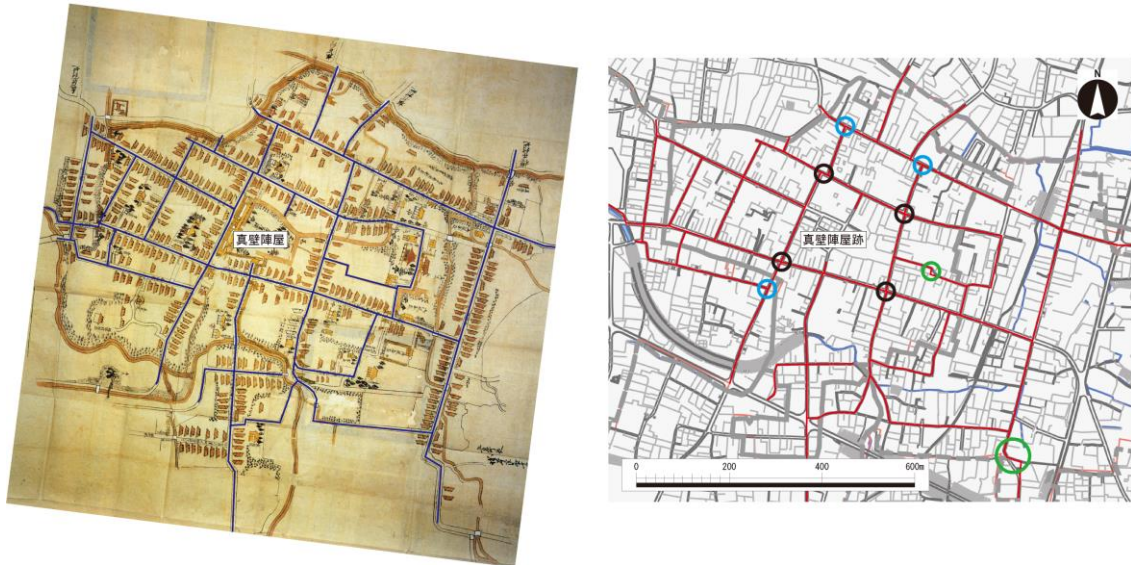
は三男の浅野長重が継いで真壁藩 5 万石となり、真壁氏の旧家臣を含めた家臣団を組織して新たに町内に陣屋を設営、町場の整備を進めている。慶長 20 年（1615）に作成された『真壁町屋敷帳』は城下を構成する地名や屋敷の所有者名などが記された貴重な文献で、掲げられた地名は一部を除き現存しており、これにより復元できる町のありようは、現在のものに通ずるところが多い。



『真壁町屋敷帳』

また、江戸時代後期に描かれた『真壁町屋敷絵図』と現代の地図を重ねると、主要な道路はほぼ同じ形で引き継がれており、食い違いや丁字路、鍵の手などの城下町特有の道路が今に残されていることがわかる。

これらの発掘調査の成果や絵図などからみると、真壁の町並みは戦国時代末期における真壁氏の基礎のもと、江戸時代初期の浅野長重によって形づくられたことが分かる。



左の『真壁町屋敷絵図』に見える主要な道路（青）が、右の図の現代の道路（赤）とほぼ重なる
※右の図面の黒丸が食い違い、青丸が丁字路、緑丸が鍵の手（代表的なもののみ図示）

2) 在郷町真壁から桜川市真壁伝統的建造物群保存地区へ

こうして真壁町を整備し藩政を行って来た浅野長重であるが、大坂の陣で戦功を立てたことにより元和8年（1622）に常陸国笠間（現茨城県笠間市）藩主に転じ、5万3500石の城持大名となることになった。これにより真壁藩は廃藩となり、笠間藩の支配となった。長重は笠間藩主になっても真壁を離れず、陣屋に居住していたと伝わるが、次代の長直以後は笠間藩の代官が置かれることとなった。

これ以後真壁町は、その住人を中心に盛んな商業活動を行い、農産物の集散・換金、生産資材や生活必需品の供給などを通して、地域の商品流通の結節点である在郷町として発展していく。近世前半の真壁町を支えていたのは木綿商いで、畿内や東海地方から仕入れた木綿を東北地方の各地へ卸していたことが真壁の旧家に残る史料から読み取れる。他にも酒や醤油などの醸造業も発達し、特に真壁の酒造は先進地であった近江日野（現滋賀県日野町）の商人が北関東に進出した早い例の一つとされている。こうした商いや産業に携わった人々は、「町衆」として文化の担い手となっていく。また、商いや産業にかかわる建造物は、時代に応じて形を変えつつ受け継がれていくこととなり、現代の真壁町には中世以来の町割りの中に、江戸から昭和初期にかけての多様な建造物が立ち並ぶ姿が残された。その枢要部分は平成22年（2010）に重要伝統的建造物群保存地区に選定さ

れ、真壁の町並みと通称されている。真壁祇園祭はこの地区及びその周辺の旧市街地を舞台に行われる祭礼である。

3. 歴史的風致を構成する建造物

1) 五所駒瀧神社本殿（市指定有形文化財（建造物））

五所駒瀧神社は真壁の町並みから約 1.5km 南東の山尾地区に所在し、創建は長和 3 年（1014）とも承安年間（1171～1175）とも伝わる。社伝によれば、真壁氏一族の桜井良幹が鹿島神宮の祭神武甕槌大神の分霊を勧請し、真壁城の南東に当たる現在地に社殿を造営、以来真壁氏の氏神として崇められるようになったという。

一方、秋田へ移ったあとの真壁氏当主、真壁充幹が先祖の事跡を調べて元禄 12 年（1699）に著した『当家萬見書』には、真壁氏初代の長幹誕生に絡む駒瀧神社創建の由来が述べられ、創建時期や縁起の詳細はともかく真壁氏との深い縁があったことは読み取れる。明治 6 年（1873）には近隣の 4 社を合祀して五所駒瀧神社と改名し、現在に至っている。

本殿は入母屋造銅板葺、三間社流破風造で、宝永元年（1704）に古城村の大工増淵清兵衛を棟梁として再建されたことが棟札から分かる。花鳥や龍などの精巧な彫刻が施された江戸中期の特色をよく示す建造物である。また、境内には延宝 4 年（1676）銘の手水鉢や、宝永 2 年（1705）銘の石灯籠なども所在する。



五所駒瀧神社本殿



延宝 4 年銘手水鉢



宝永 2 年銘石灯籠

2) 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区

真壁祇園祭の舞台となる真壁町には、江戸時代末期から昭和初期にかけて建てられた商家や町屋が並んでおり、そのうちの枢要な部分（17.6ha）は平成 22 年（2010）に国選定重要伝統的建造物群保存地区となった。

町並みの特徴の一つは、中世城下町の遺構を残す町割りで、広い道幅は木綿商いを中心とする市が開かれていた名残を現在に伝えている。もう一つの特徴は多様性に富んだ建造物群である。現存するもっとも古い建造物は江戸時代末期に建設された見世蔵や土蔵で、明治時代になると製糸業の興隆によって栄えた大規模な商家が立ち並びはじめ、大きな薬医門が建設される。大正時代から昭和時代初期には、鉄道の開通、電気の普及などに伴って洋風建築なども建設される。その後も時代の特徴を示す建造物が少しずつ入り混

じり、現在の真壁の町並みが構成されている。



重要伝統的建造物群保存地区の範囲

3) 真壁祇園祭の背景となる歴史的建造物

真壁町内には、数多くの歴史的建造物が存在している。ここでは代表して、真壁祇園祭において神輿が休憩する場所の前に建つ建造物について紹介する（名称は登録有形文化財の登録名称、調査所見は『伝統的建造物群保存対策調査報告書』2006 刊による）。

ア、鈴木家住宅表門（登録有形文化財（建造物）、明治後期）

鈴木家は、江戸時代後期の文化・文政期ごろからこの地にあったといわれ、屋号を「油屋」といい明治中期から大正時代までは肥料商を営んでいた。表門は一間一戸の薬医門で、東西に袖塀を従え西側に脇戸を設ける。町内に数多く残る薬医門形式の典型で、形式や部材から明治後期の建築であるとの調査所見がある。



鈴木家住宅表門

イ、猪瀬家住宅薬医門（登録有形文化財（建造物）、明治初期）

江戸時代からの旧家として続く猪瀬家は、上宿通りの南側に位置し、通りに面して設けられた長い築地塀の中ほどに正門である薬医門を開く。真壁町には薬医門を中心とする伝統的な門が 20 棟以上現存しているが、猪瀬家の薬医門はその中でも最も本格的で良好なものである。建築されたのは猪瀬家が戸長を務めていた明治初期と伝えられ、彫刻の様式や建築形式からもそれを裏付ける調査所見が得られている。



猪瀬家住宅薬医門

ウ、川島書店見世蔵（登録有形文化財（建造物）、江戸時代末期）

川島家は初代清兵衛が江戸時代末期にこの地で生薬店を始め、4代前からは書店を営んでいる。見世蔵はその清兵衛が建てたと伝わり、正確に裏付ける文献や書付等はないが、建築形式や部材から見て幕末の建築と推定できる、という調査所見が得られている。

見世蔵は桁行4間、梁間2間半の2階建てで、1階前面には1間の下屋庇を張り出す。屋根は切妻・平入・棧瓦葺、軒は出桁造、棟は箱棟で、両端に鬼瓦と影盛を設けている。江戸形式の見世蔵を今に残す建造物として貴重である。



川島書店見世蔵

エ、中村家住宅見世蔵・主屋（中村一三家、登録有形文化財（建造物）、大正2年（1913））

中村一三家は江戸時代には木綿商い、その後は米問屋を営んでいた。見世蔵と主屋はともに大正2年（1913）の建築であることが登記簿から分かり、良質の材料と造りの良さが目立つ、伝統的な形式をよく受け継いだ建物である。



中村家住宅見世蔵



中村家住宅主屋

オ、中村家住宅主屋・文庫蔵・薬医門及び塀：

（中村脩一家、登録有形文化財（建造物）、明治時代）

中村脩一家は真壁で最も古い家の一つとして知られており、同家に残された史料から少なくとも寛文9年（1667）には繰綿を扱う仲買商を営んでいたことがわかる。

主屋は切妻・妻入・棧瓦葺の平屋で、平面はL字型、通りに面した方向に幅2間の式台を持つ玄関を設けている。内部は式台の奥に7畳半、奥には10畳が2部屋、東側にも6畳の部屋がある大きなもので、奥の10畳間は本格的な書院造となっている。接客用の座敷として建設されたと伝わり、明治43年（1910）の陸軍大演習の際にはこの建物に閑院宮が宿泊したことが知られている。正確な建築年代はわからないが、調査では同家の歴史や建築形式から見て明治期あるいはそれ以前のものだと判断されている。

文庫蔵・薬医門・塀（築地塀）も正確な建築年代は不明だが、調査ではいずれも明治期のものだと判断されており、重厚かつ本格的な作りの建造物群は古式をとどめ、地域の歴史的景観にとって重要な役割を果たしている。



中村家住宅薬医門及び塀



中村家住宅文庫蔵



中村家住宅主屋の玄関（式台）



中村家住宅主屋内部の書院部分

4) 神武天皇遥拝殿

神武天皇遥拝殿は真壁祇園祭の、お仮屋が設置される場所である。お仮屋はお旅所ともいい、神幸祭（神霊が氏子の土地を巡行する祭礼）において、神霊を乗せた神輿などが休憩または宿泊するところで、祭礼の中で最も重要な場所である。

真壁祇園祭のお仮屋が設置された場所は、時代によって変化があったことが記録から判明している（次節で詳述）が、現在は真壁町内の中心で、江戸時代に笠間藩の陣屋（真壁陣屋）が置かれていたところの一角にある、神武天皇遥拝殿敷地内に設けられる。

神武天皇遥拝殿とはその名のとおりに「遥かに拝む」場所であり、神武天皇社に対して参拝すべきところを、遠方のため遥拝殿という施設を作り、遥かに望みながら参拝する「場」である。神武天皇遥拝殿という場を構成する建造物のうち、神社の拝殿にあたる遥拝殿は明治14年（1881）に創建され、平成元年（1989）に再建されたものであるが、敷地内にある明治35年（1902）銘の鳥居、明治39年（1906）銘の石柱、明治26年（1893）銘の灯籠などにより、その歴史が伝えられている。



神武天皇遥拝殿



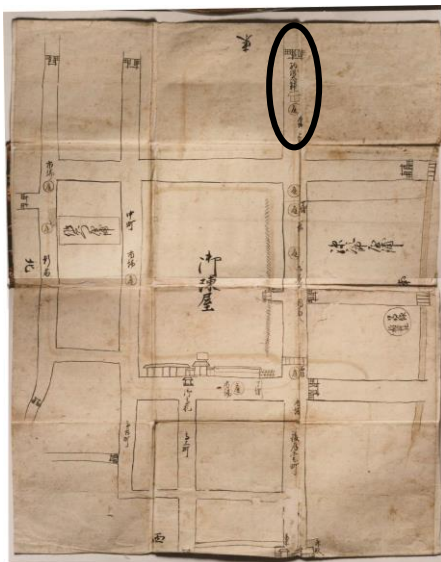
明治39年（1906）銘の石柱裏面に
ある五町内と大和町の記名

4. 真壁祇園祭

1) 真壁祇園祭の歴史

真壁祇園祭は、五所駒瀧神社の祭礼で、「五所駒瀧神社の祭事」として記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。この祭礼について詳しく述べた書籍として『真壁町の祇園祭 - 町民の熱と魂の三百六十年 - 』（桜井崇・鈴木常光著、1979年刊）、『五所駒瀧神社の祭事 - 真壁祇園祭 - 』（さいたま民俗文化研究所著、2017年刊）があり、以下この2冊をもとに本祭礼を叙述していく。

五所駒瀧神社は、もとは駒瀧明神といい、前述の通り明治6年（1873）に近隣の4社を合祀して現在の社名となった。祭礼の開始された時期は明確ではないが、元禄9年（1696）の『真壁町指出帳』に「駒瀧明神みこしかり屋御座 候、六月十五日当五丁町御祭礼相勤申 候」との記載があり、神社から神輿に乗った神霊が来臨し、町内に設置したお仮屋に迎える形の祭礼が、すでに江戸時代前期には行われていたことがわかる。



『祭礼踊場一件二付御裁許請書写』
○で囲んだ場所に「駒瀧大明神」の
文字と建物の絵が描かれている。

真壁町内で神輿を迎えるお仮屋の場所には変遷があったようで、当初は神輿渡御の道筋の最初の町、上宿町にお仮屋があったとされるが、前述の元禄9年の『真壁町指出帳』に見えるお仮屋は、下宿町の稲荷宮境内（口明塚稲荷として現存）に設けられていると記載されている。ただ、これは『真壁町の祇園祭』によれば何らかの事情により一時期稲荷宮境内に移されていたものとされ、天明4年（1784）の『町屋村明細書上帳』には「上宿町江御旅所罷成 候」とあって、上宿町に移っている（戻っている）ことが確認できる。寛政8年（1796）の『祭礼踊場一件二付御裁許請書写』という古文書に付属する絵図には、「駒瀧大明神」の文字と建物の絵が上宿町内の道路上に描かれており、これがお仮屋を示していると考えられている。正確な場所は不明だが、江戸時代に真蔵院が所在した場所（現在の上宿会館）の地先付近と思われる。その後、明治14年（1881）真壁陣屋跡地に神武

天皇遥拝殿が建設されるとお仮屋の設置場所が移されることとなり、現在に至っている。

祭礼が行われる時期にも移り変わりがあり、当初は旧暦の6月13日から15日までであったが、戦後になって新暦の7月13日から16日になり、さらに昭和52年（1977）からは7月23日から26日に変更されている。

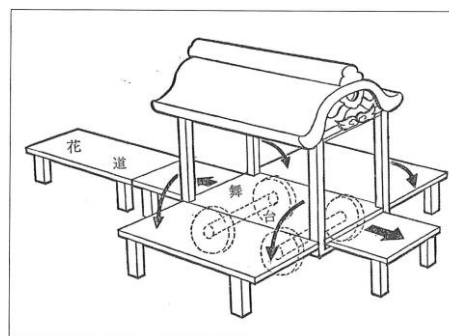
なお、現在は「真壁祇園祭」という名称が一般化しているが、古くは六月十五日御祭礼あるいは駒瀧神社六月祭典などと呼ばれていた。駒瀧明神の祭神は武甕槌大神で、明治に合祀された神も大山昨神、猿田彦神、木花開耶姫神、菅原道真公の4柱であって京都八坂祇園社の神を勧請したことはなく、なぜ祇園祭と呼ばれるようになったかは不明で

あるが、大正12年（1923）に著された『本祭典日記』には「祇園祭礼」という言葉が見えるので、このころには祇園祭の名称が使用されていたようである。明治時代以降、全国的に夏祭りを祇園祭と呼ぶ傾向が広まっていく流れのなかで、真壁でも呼び名が定着していったものと推測されている。

2) 本祭典と臨時祭典

真壁祇園祭には本祭典と臨時祭典の2種があったという。本来は本祭典が何らかの理由や事故などで開催できない場合に臨時祭典が行われていたようであるが、本祭典は大正12年（1923）を最後に行われていない。これは同年に起こった関東大震災とその後の不景気の影響によると言われ、現在の真壁祇園祭は臨時祭典の流れをくむものである。

『真壁の祇園祭』によれば、本祭典には臨時祭典では出されない「屋台」が登場したという。屋台は折りたたみ式で移動できるもので、神輿がお仮屋に安置された夜に引いてこられ、お仮屋前に豪華な舞台がしつらえられる。準備が整うと屋台の幕が開き、祭囃子に合わせて花笠を携えた踊り子が登場し、花笠踊りを踊った。演目は「花笠奴」といい、「娘道成寺」と「大原女奴」の2つから演出したもので、本祭典は「花笠奴で幕が開き、花笠奴で幕を閉じる」と描写されるほど象徴的なものであった。花笠踊りのあとは歌舞伎からとった演目が豪華な舞台で行われ、見事な衣装と踊り、祭囃子によって近隣の人々を喜ばせたという。



本祭典の屋台の模式図

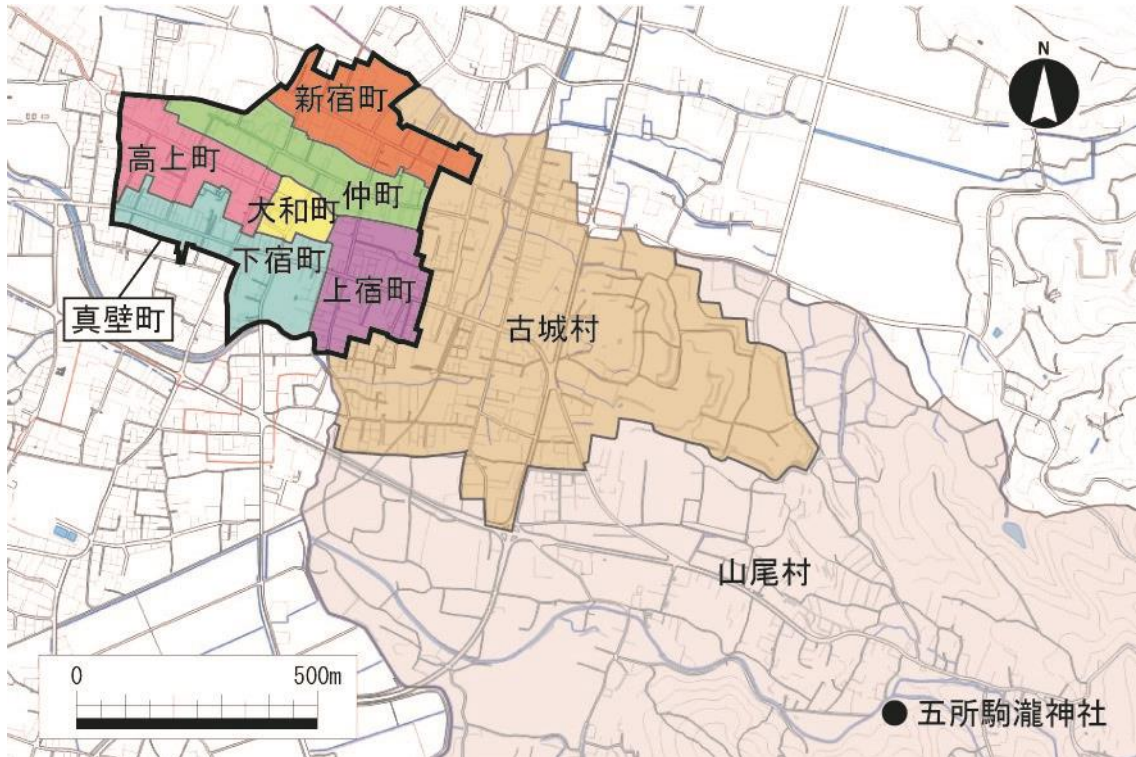
3) 真壁祇園祭を支える人々

ア、町名とその順番

真壁祇園祭の開催される真壁町は江戸時代には5つの町で構成されていた。5町とは五所駒瀧神社所蔵の文政3年（1820）『神道裁許状』にみえる「山尾村、古城村、真壁陣屋下上宿、下宿、高上町、中町、新宿七ヶ所鎮守」のうち、真壁陣屋の下にある上宿（町）、下宿（町）、高上町、中町（仲町）、新宿（町）の5つで、通称五町内と呼ばれている。神社の所在する山尾村と旧真壁城内であった古城村は、氏子ではあるが真壁祇園祭には参加しない。

江戸時代の祭礼は五町内により執り行われていたが、明治14年（1881）になって真壁陣屋跡地に神武天皇遥拝殿が建設され、上宿町にあったお仮屋が移されることになると、これを不服とした上宿町が祭礼へ参加しなくなった。一方で明治24年（1891）には陣屋跡地の一部が民間地となって新たに大和町が誕生、祭礼に加わることとなった。その後、昭和51年（1976）に上宿町が祭礼に復帰したものの、昭和57年（1982）には下宿町が参加しなくなった。こうして現在の真壁祇園祭は上宿町、高上町、仲町、

新宿町及び大和町の5つの町により執り行われている。



江戸時代の真壁町及び古城村・山尾村位置図

各町内の名称は小字として残されており、生活の様々な単位として今も住民の中に深く根付き、祭礼も町を単位として運営される。これらの町名の並び順には「建制順」という決まりがある。建制順とは町が設立された町建ての順序を示し、先に見た『神道裁許状』などの古文書には上宿、下宿、高上町、中町、新宿町の順に記載されている。

建制順は祭礼の中で神事における席次、神輿渡御・還御の際の高張提灯の並び順などに現れる。かつて本祭典が行われていた時には、本祭典が開催されると建制順を一つずつ繰り上げ、先頭の町は末尾に回っていたが、大正12年(1923)を最後に本祭典は行われていないので、現在は高上町、仲町、新宿町、上宿町、大和町の順で固定されている。

また、その年の祭礼を取り仕切る町を当番町とうばんちやうというが、その順番は一年ごとに建制順と同じ順番で巡ってくる。当番町はお仮屋や神輿の準備、警察や市役所関係との事前協議などを行う、重要な役割である。なお、大和町は町の設立が新しく、山車も持たないので「半玉付き合はんたまい」と称し、序列の最後に位置付けられ、当番町も務めず、高張提灯も掲げない。



高張提灯の並び順

イ、幹事（世話人）制度

真壁祇園祭は町内を単位として執り行われるため、祭礼を運営する組織が町ごとに設けられている。組織は「大老」「中老」「幹事（世話人）」の3役からなり、各役は4年と定められている。任期が満了すると幹事は中老へ、中老は大老へと昇格し、12年間に渡って祭礼に深くかかわることとなる。人数は各役4名ずつの計12名（大和町は3名ずつ）で編成されていたが、現在では担い手不足により減少している町内もある。

幹事は世話人ともいい、他町との打ち合わせや関係各所との調整などの実務一切を行う、最も重要な役職である。幹事には筆頭幹事、二番幹事、三番幹事、四番幹事があり、それぞれに役割がある。この4人の順番は昇格しても変わらない。中老は幹事の指導役で、大老は中老までで判断のつかない事項の相談にあたる。大老は幹事の動きを見て、間違いなどに気付いても直接幹事を指導せず中老を指導し、中老から幹事へ指導が行く。中老・大老は準備などには直接かかわらない。また、幹事は自町内での会議では座布団を敷かず正座で、祭礼中に雨が降っても傘はさせず雨宿りもできないなど、細かなしきたりと序列がある。これら大老・中老・幹事の3役を総称して幹部という。

真壁祇園祭全体にかかわることは各町幹事協議会で協議される。協議会には各町内から幹事のみが出席する。各町の幹事のうち、会議で受け答えができるのは筆頭幹事だけであるが、幹事には決定権はないので例年と違った仕切りが提出されたときには「自町伺い」と言って会議を中断、自町に戻って緊急の幹部会を開き、中老や大老の指示を仰ぐ。こうした厳しい序列は祭り以外にも結婚式に呼ばれた際の席順などにも反映されるなど、真壁町内に生きる人々にとって、礼儀作法や酒の上の付き合いを学ぶいい機会としてその人間関係に大きな影響を与えてきた。

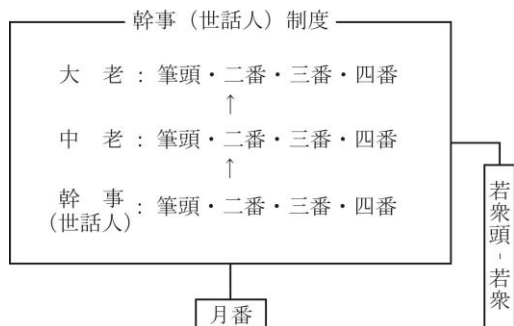
この組織・制度は真壁祇園祭を執り行うためのものであるが、祭礼以外にも町内会運営、行政関係、学校関係、消防団等、町内行事全般を取り仕切っており、さらには区長・副区長とも兼任する場合があるなど、町内に暮らす人々の生活の隅々にまでかかわっている。そのため、町内の人々にとってあまりにも自明な存在であるこの組織・制度を指す決まった呼称は特になく、他地域の人に説明する場合や、自治体史などの調査の際には「幹事制度（幹部制度）」「世話人制度」などと呼ぶことが多い。

ウ、^{つきばん}月番と^{わかしょう}若衆

幹事制度と深くかかわる役割として、「月番」と「若衆」がある。月番は各町内の幹事の使者役を務め、各町幹事間の通達などを行う。

若衆は幹事の下部組織ではないが、祭礼を下支えする組織で、若衆頭のもとに町単位で構成されている。現在は高上町、仲町、新宿町、上宿町に存在し、大和町にはない。若衆は山車の運行の一切を任せられ、運行時には若衆頭と副頭が提灯を持ち、山車運行責任者と呼ばれるものが笛や鐘を使用して指示を出す（若衆頭が指示を出す町内もある）。以前は町内出身者で組織されていたが、現在は町内の若者だけで維持することはでき

ず、町外の人も参加できる若衆会を組織している。



幹事制度の模式図



各町幹事協議会（左が当番町幹事）



右から大老2名、中老4名、月番3名



右から幹事4名、月番3名

4) 祭礼の準備

年番で巡ってくる当番町を務める町内の人々は、祭りの1週間ほど前から神武天皇遥拝殿と五所駒瀧神社や参道の清掃・準備を始める。

遥拝殿はお仮屋となる場所なので、その設営も開始される。参道に竹を立てて縄を張り、紙垂を垂らす。竹や縄の位置や距離は厳密に定められており、昔は場所や寸法に間違いがないか当番町以外の人が夜中に測りに来たこともあったという。この竹で囲われた範囲は神輿を安置する神聖な空間を表している。

神社では神輿と神輿を載せる台車の清掃を行い、台車に神輿を固定する。神輿の前には賽銭箱が置かれ、神官が注連縄を張る。拝殿から太鼓を出し、太鼓台に乗せて台車に固定する。神輿や台車の位置は厳密に規定されている。

神輿の準備が終わると大老や中老の指導を受けながら出発の儀式の予行演習や、神輿渡御・還御の際の停止位置の確認などを行う。

町ごとの準備も並行して進められる。主な準備は旗立てと注連縄張り、事務所の設営、山車の準備などである。旗立ては「五反旗」と呼ばれる長さ8.5m、幅0.9mほどの大きな旗を2本立てる仕事で、人手がかかる。7月23日の祭礼初日の朝に各戸から手伝いを出して行い、高上町では会館、仲町では事務所、新宿町では東西の町境に1本ずつ、大和町は神武天皇遥拝殿参道前に各々旗を立てる。なお、上宿町では旗を所有していないので立

てず、それとは別に同日の朝、「鳥居御立て」といって東西の町境となる道路上に鳥居に見立てた青竹を立てて4枚の紙垂を付けた注連縄を張る。紙垂を付けた注連縄は各町内の通り沿いにも張り巡らされ、他に軒先や門前に提灯を吊るして祭礼を祝う家もある。事務所とは祭礼中の詰め所で、各町内の会館や飲食店、空き地などに設置される。山車は保管庫から出され整備した後、事務所近くに置かれる。



お仮屋の準備



鳥居御立て



五反旗

5) 祭礼の流れ

ア、祭礼初日：7月23日～神輿渡御～

祭礼初日である7月23日の午後2時、各町の幹事、月番、若衆頭などは神武天皇遥拝殿前に集合したのち、当番町筆頭幹事の挨拶のあと、弓張提灯ゆみはりを持った各町幹事を先頭に、高張提灯を持った若衆、月番の行列で40分ほどかけて五所駒瀧神社へ神輿を迎えに行く。

神社へ到着すると各町幹事は拝殿へ昇殿する。宮司による神事が行われ、御魂移しみたまの祝詞のりとを神殿に上げると御神体を神輿に遷す。

準備が終わると整列した各町関係者の前で、宮司挨拶、当番町挨拶を経て午後4時、神輿が出発する。神輿の行列は神社のある山尾地区から古城地区を通して真壁町内に入る。かつては神輿を担いでいたが、今は台車に乗せ白丁衣装はくちょうに烏帽子をかぶった若衆が綱を引いている。神輿行列の先頭は高張提灯で、鮮やかな衣装を着た猿田彦さるたひこが続く。渡御の経路は例年決まっている。行列が各町内に入るとその町内の高張提灯と若衆頭が先頭に立つ。町境では神輿を送る町と迎える町の大老・中老・幹事が待っている。山車を持つ町内では、自町に行列が巡行してくると山車を引き出して神輿の到着を迎える。夕暮れが迫る中、若衆や子供たちによるお囃子や踊りの音が町に聞こえ始める。



当番町筆頭幹事による
神輿渡御出発の挨拶

神輿渡御の際の休憩所は山尾地区に1か所、古城地区に1か所、真壁町内に11か所決められている。古くは名主や有力者、祭礼に対し多大な協力をした人の家の前で休憩

をしたといい、現在の休憩も旧家の前で行うことが多い。これらの旧家の建造物のうち鈴木家、猪瀬家、川島書店、中村一三家、中村脩一家は登録有形文化財になっており、神輿行列と並ぶにふさわしいたたずまいを示している。町内を巡行した神輿はお仮屋となる神武天皇遥拝殿につき、宮司、当番町幹事の挨拶ののち安置される。



神輿の行列



神輿を先導する猿田彦



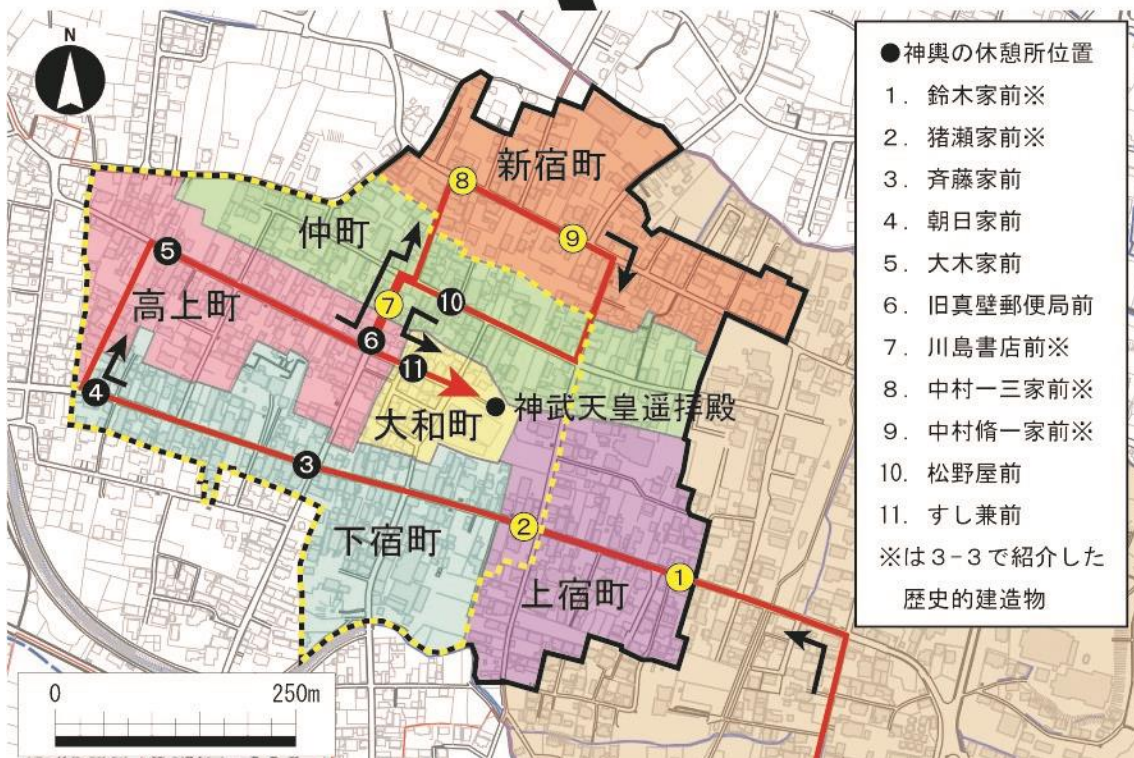
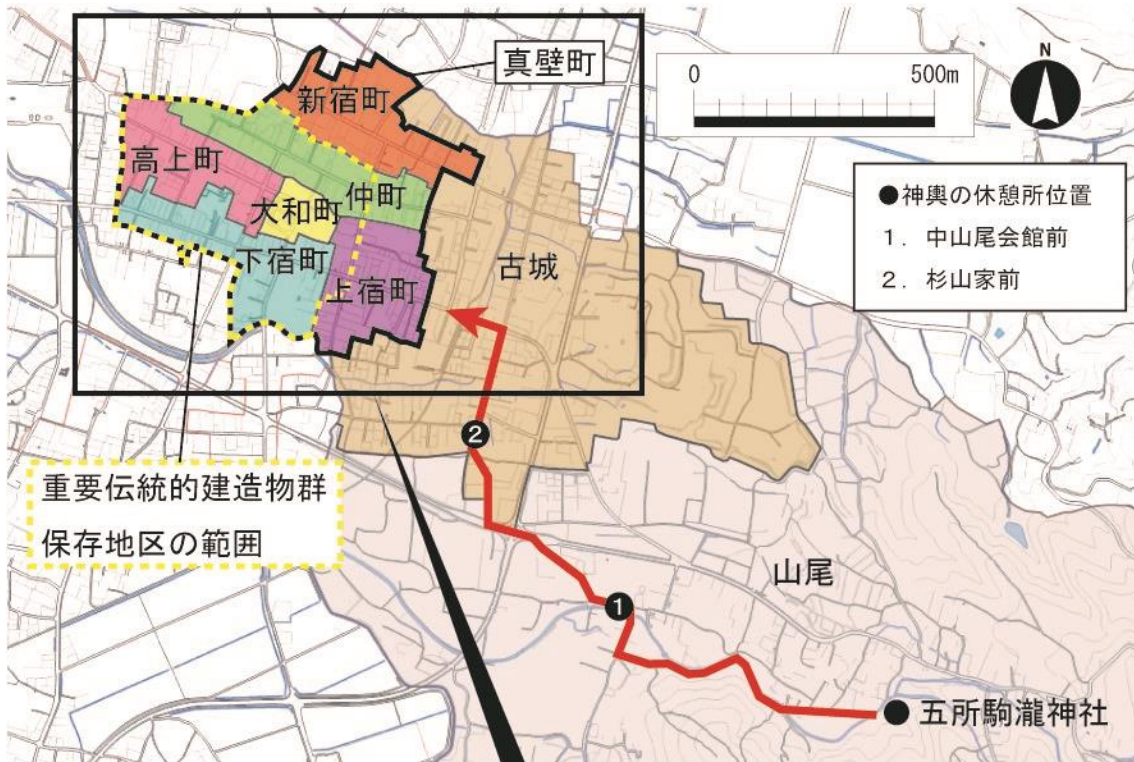
上宿町を通過する神輿の行列



中村一三家の前で休憩する神輿



神輿を迎える山車



五所駒瀧神社神輿渡御の経路と休憩所の位置図

イ、祭礼2日目：7月24日～山車参拝～

2日目の24日は各々の町内で山車が引き回され、夜になると各町の若衆に引かれた山車がお仮屋へ参拝する。大和町以外の山車を持つ4町が各々参拝するため、各町の参拝時間は各町若衆協議会であらかじめ決められている。各町の事務所を出発した山車は自町内を引き回されたあとお仮屋へ向かう。お仮屋前に山車が到着すると、まず幹事が社務所へ向かい、神輿の警護を務めている当番町の幹事へあいさつに伺う。そして若衆全員でお仮屋へ参拝し、宮司による祝詞奏上とお祓いの後、新たなお札を受け取って山車につけ、運行の安全祈願とする。



若衆の参拝

参拝の後は再び自町へ戻って山車を引き回すこととなるが、交流のある他町へ向かいその町の山車と合流して踊りや囃子おど はやしの交歓をして祭礼を盛り上げることもある。こうした他町へ山車を引いていくことを「山車が遊びに行く」と呼んでいる。

ウ、祭礼3日目：7月25日～若衆山車引き回し～

各町の若衆合同による山車引き回しが祭礼中日の7月25日に行われる。山車が真壁町内を回る経路や山車の順序、山車が入れ替わる場所などは各町若衆による事前の打ち合わせで厳密に決められており、祭礼全体を取り仕切る当番町とは別に定められた、若衆の当番町が当日の山車引き回しを取り仕切る。

当日は、当番町の地内から各町の山車が直列になって出発し、全町内を回って当番町の地内で終了する。山車行列が自分の町内に入ると、その町の山車が先頭に立ち運行する。自町内を通過すると先頭で運行していた山車は最後尾に回る。祭礼に参加していない下宿町を通過する際には当番町が先頭に立ち、滞在時間が短いよう、4町の山車ともスピードを上げて通過する。

引き回しの道中、「ハナボウ」と呼ばれるかじ舵の部分^{かじ}を上げて斜めの状態で複数回回転させる「山車揉み」が町内各所で行われる。山車を揉むと車輪と地面が擦れ合って周辺にはすさまじい音が鳴り響く。山車の上では踊りと囃子が途切れることなく演奏され、若衆の士気を鼓舞し、祭りの場を盛り上げる。



列になって進む山車



踊りと囃子の競演



山車揉み



音を立てて回転する山車

エ、祭礼最終日：7月26日～神輿還御～

7月26日夕刻、神輿は五所駒瀧神社へ還御する。各町の高張提灯を先頭に神輿の行列は町内を巡行するが、その経路は2通りある。以前から行われていた回り方では仲町と高上町を通過するときに最も観客の多い時間帯となり、4町間で不平等が生じたため協議の結果、平成3年(1991)より隔年で順路を変更することとなった。旧来の回り方を「昭和回り」または「上回り」、新しい回り方を「平成回り」または「新回り」という。

還御の途中にも休憩所が定められており、日が沈み夕やみ迫る中、歴史的な建造物が立ち並ぶ町中を神輿行列が巡行していく。各町の山車は自町入口で神輿を迎え、前方で誘導を行う。後方にある神輿に危険が及ぶため、山車は一步たりとも下がってはならない。自町内に神輿が長く滞在してほしいという願いから、かつては神輿のお通りをわざと邪魔して還御を遅らせることもあったといい、今も山車は極力前に進まず、揉んだり回転したりしながらゆっくりと進む。そのため昔は五所駒瀧神社へ還御するのが朝になったともいわれるが、近年は警察の指導により午後10時までに祭礼を終了するよう指導されており、朝までかかることはなくなった。

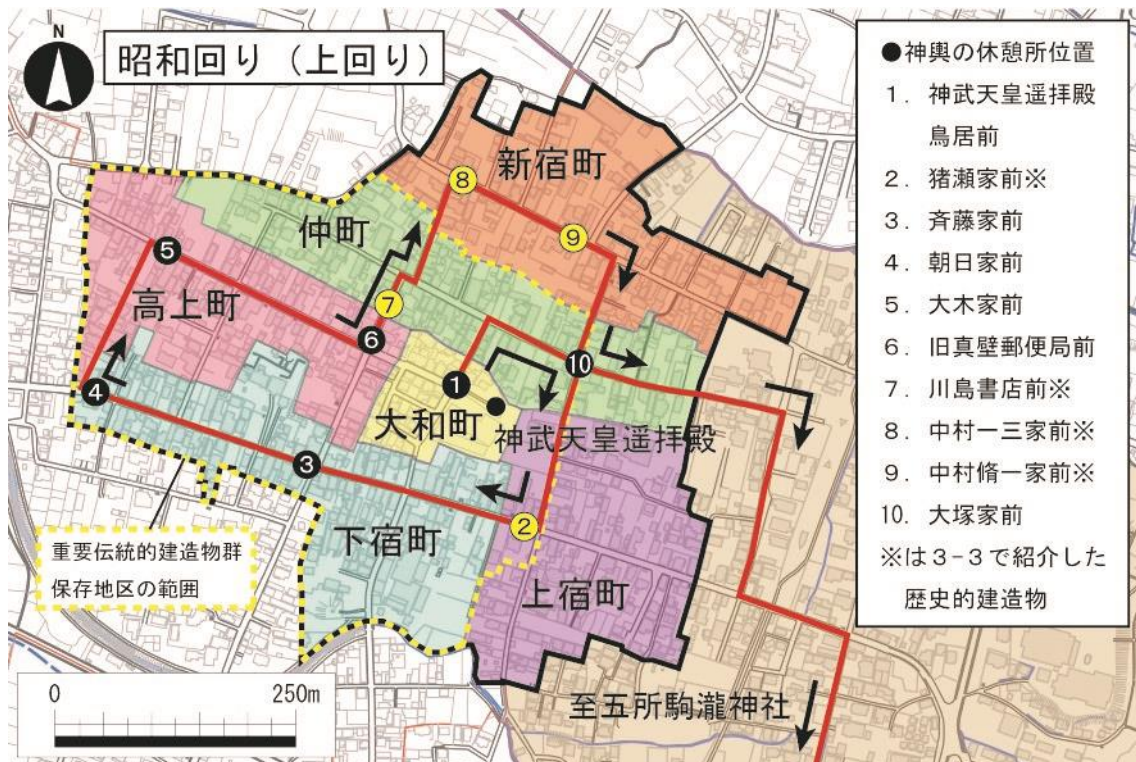
神輿が各町内を回り、真壁町と古城地区との境を過ぎると、宮司により祭りが締めくくられ、当番町幹事によって祭礼の終了が宣言される。ここから先は当番町と少しの人数だけで神社へ至り、御魂を神輿から本殿へ遷して全ての祭礼は終了となる。



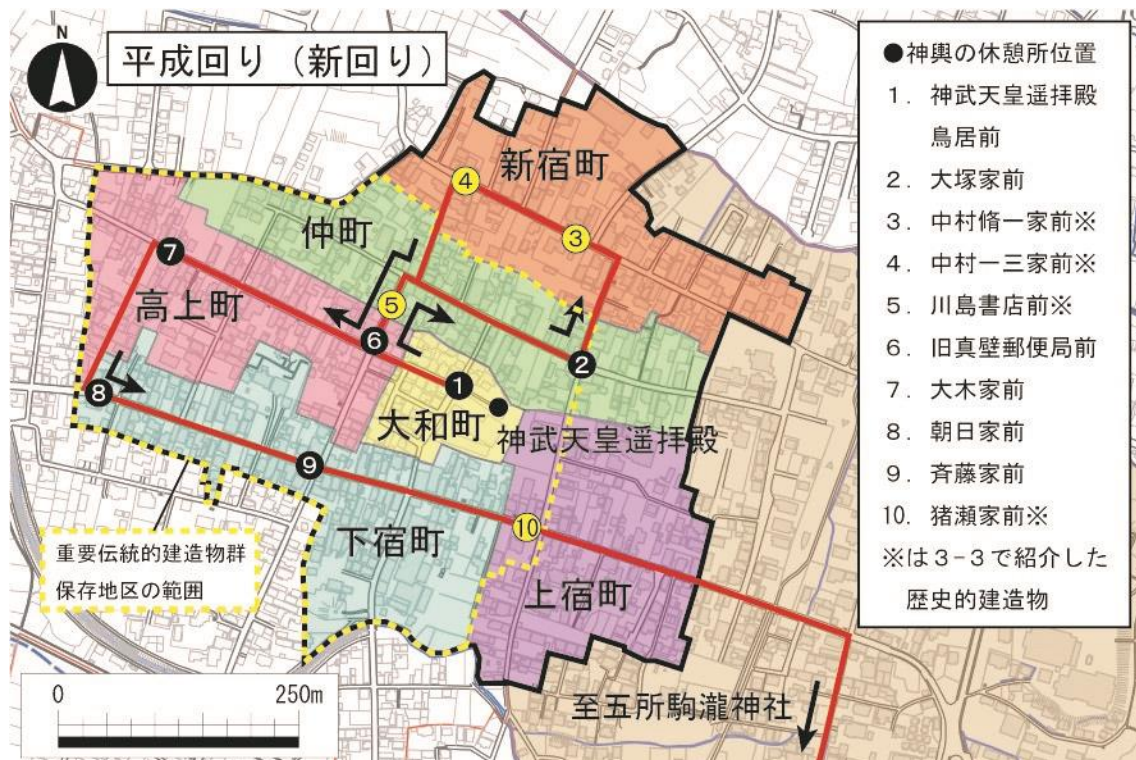
休憩する神輿



祭礼終了の儀式



五所駒瀧神社神輿還御の経路と休憩所の位置図（昭和回り（上回り））



五所駒瀧神社神輿還御の経路と休憩所の位置図（平成回り（新回り））

5. まとめ

真壁祇園祭は数百年の歴史を持つ祭礼である。祭礼は江戸時代の町衆の伝統を引き継ぎ、町内ごとに設けられた組織により執り行われる。舞台となる真壁の町並みには、戦国時代の城下町に起源をもつ主要な町割りが今も残り、食い違いや丁字路、鍵の手などの痕跡も各所に見られる。通りには、江戸時代末期から明治時代の商家や土蔵、薬医門、大正時代から昭和初期の洋風建築、石蔵など多様な歴史的建造物が立ち並ぶ。真壁祇園祭ではこうした町並みの中で町内の若衆により引き回される山車が車輪の音を鳴り響かせながら勇壮な山車揉みを見せる。軽やかな踊りとにぎやかな囃子が流れるなか、祭礼に参加する人々とその背景たる歴史的建造物が一体となって、良好な歴史的風致を形成している。



歴史的風致の範囲図

(2) 在郷町にみる歴史的風致

1. はじめに

桜川市の南部に位置する真壁地区の中心部は、江戸時代には真壁町と呼ばれ、在郷町として発展した。在郷町とは農村部に成立した商工業集落を指す言葉で、周辺農村の商品や農産物の集散地としてにぎわい、定期的に市が開かれていた。また、真壁町は木綿商いにおける西日本と東北地方の間の中継点の一つとなり、財を成した商家も多かった。こうした町の発展に伴い増加する需要にこたえるため、酒・醤油などの醸造業や料亭、和菓子などの飲食業も盛んになり、これらの諸産業・商業のいくつかは歴史的建造物とともに現代まで引き継がれ、「真壁の町並み」と呼ばれる伝統的な景観を作り出し、その中心部は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



真壁地区位置図

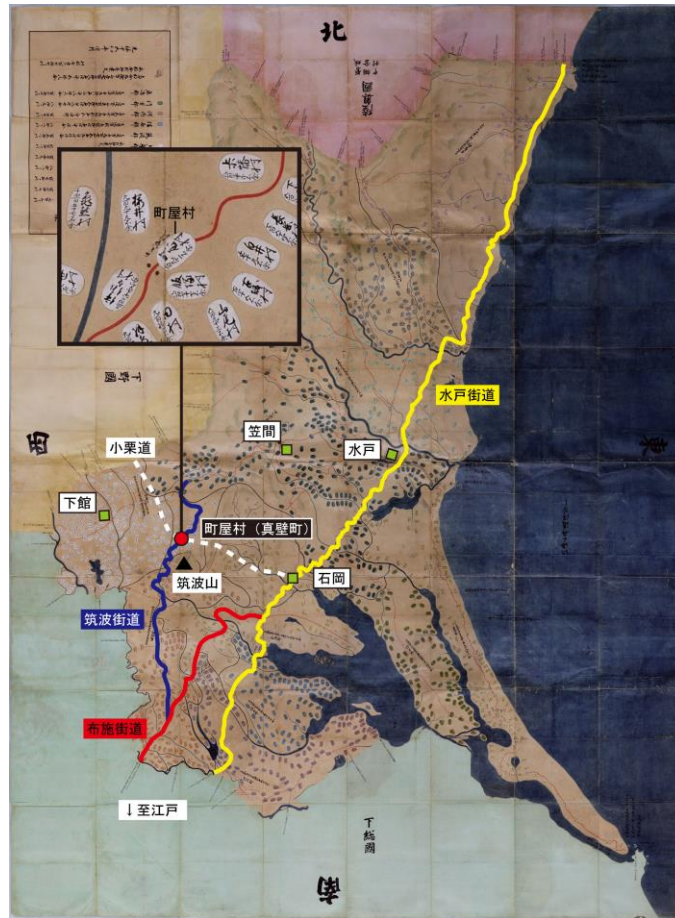
2. 在郷町真壁の成り立ちと背景

真壁の町並みは、(1) 真壁の町並みと祇園祭にみる歴史的風致において記述したように、中世の真壁氏が築城した真壁城の城下町に端を発している。慶長7年(1602)に真壁氏が秋田へ移ったあと真壁城は廃城とされ、旧城内は古城村、城下町は町屋村となり、町屋村は真壁町と通称された。

旧真壁氏の領地は、数年の徳川氏直轄領期を経て、慶長11年(1606)に真壁藩(5万石)として浅野長政の領地となり、長政の死後は三男の長重に引き継がれた。長重は新たに町内に真壁陣屋を設営し、町場の整備を進めた。発掘調査や絵図面・古文書などの研究成果から、町割り(複数の道路を整備し土地区画をすること)は16世紀末の真壁氏による城下町時代のものを基礎として、長重の時代に形作られたことが分かっている。

元和8年(1622)に長重が常陸国笠間(現茨城県笠間市)藩主に転じたことにより真壁藩は廃藩、笠間藩の支配となった。長重は笠間藩主になっても真壁陣屋に居住していたと伝わるが、次代の長直は笠間へ移り、真壁陣屋には笠間藩の代官が置かれ、以後は商工業の集落である在郷町として存続していくこととなった。

在郷町の主な機能は農産物の集荷・換金、農業生産資材や生活必需品の供給などを通して、地域の商品流通の結節点となることである。真壁町が在郷町として発展していく背景として、交通路の存在があげられる。ただし真壁町は、けして大きな街道に面しているわけではない。江戸時代の常陸国における主要街道である水戸街道は現在の国道6号線とほぼ重なり、江戸から水戸へ向けて筑波山の東側を通過して南北方向に走っている。この水戸街道の脇往還として布施街道があり、布施街道から分かれて筑波山の西側を南北方向に走る筑波街道と呼ばれる道が真壁町を通過している。さらに、常陸国府(現在の県庁所



常陸元禄国絵図 (元禄 9～15 年 (1696～1702) 作成)、国立公文書館デジタルアーカイブより加筆転載

在地に相当する) が所在した現石岡市と下野国 (現栃木県) 宇都宮を結ぶ古道 (小栗道) も真壁町を通過しており、大規模ではないが複数の交通路が交差する地点であった。これらの交通路が通過し、中世の真壁氏が数百年にわたって本拠地としていた真壁町は、地域における核として近世に至っても一定の求心力を持っていた。また、周辺に大規模な町場が存在しておらず、一番近い下館城下町でも約 12km 離れていたことも、地方における物資の集散地として成り立った要因としてあげられる。

江戸時代前期における在郷町真壁の商業の中核となったのは木綿関係の商いであった。木綿は平安時代ごろに日本へ伝わり、当時の衣服の主流であった麻よりも保温性が高く、肌触りが良いため競って求められたが、長く国内では作られず輸入に頼っていた。16 世紀に入ると次第に木綿の原材料となるワタが国内各地で生産されるようになったものの、熱帯原産のワタの栽培は関西地方が中心で、寒さの厳しい東北地方では栽培できなかった。そのため、各地に関西産の木綿を東北地方に送りだす流通網が形成され、真壁も重要な拠点の一つとして発展した。

真壁の商人は主に大和国 (現奈良県) から問屋を通して繰綿 (綿花から種を取り除いて繊維だけにしたもの) を買い付けていた。繰綿は大坂を経由して江戸へ海上輸送され、

江戸からは川船で鬼怒川を遡上して河岸問屋の手を経て真壁へ着く。繰綿の一部は周辺農村に販売し、嶋（縞）木綿に織り出される。この嶋木綿と繰綿はさらに東北へ売り出され、商家に残る店卸帳によると南部（盛岡）、仙台、福島、二本松、白河、最上、山形など東北各地の地名が見える。元禄9年（1696）の『常陸国真壁町差出帳留』（以下『真壁町差出帳』）によると真壁町には嶋木綿問屋が13軒あり年間7000両の買い付けを行っていること、繰綿商人は5人いて1500両の売買をしていることが記されており、非常に高額な取引額となっている。

繰綿を中心とした周辺各地から集まってきた物資は市で売買された。『真壁町差出帳』には月に12日の定期市が開催されていたことが記されている。江戸時代前期の定期市は、市日のみ路上で営業する仮店舗が主であったため、広い道幅が確保されており、現在でも真壁町内の主要な街路はその名残を示している。

こうして成立した真壁町は発展の過程で隣接する村の一部を取り込みながら拡大し、時代や社会の変化に応じて産業構造を変化させながら近代を経て現代に至っている。

3. 歴史的風致を構成する建造物と活動

真壁町には、産業に伴う建造物や商家が数多く残され、町の中心部は平成22年（2010）に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。また、保存地区外にも歴史的な建造物が散在しており、一部は登録有形文化財（建造物）となっている。町には様々な産業や商業が存在したが、なかでも醸造業や鋳造業、和菓子製造などに特色がある。これらの歴史的建造物のうちのいくつかでは現在も昔ながらの活動が息づいている。



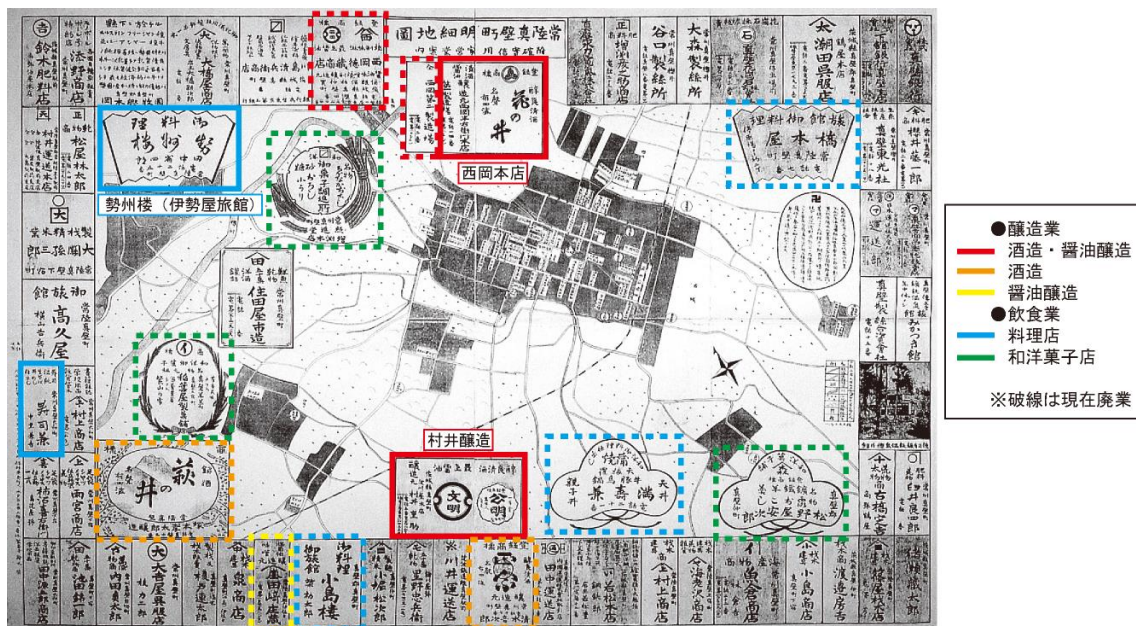
歴史的風致を構成する建造物の位置

1) 醸造業

真壁町の周辺には農村部が広がっているが、地理的には桜川を境に大きく2つに分けられる。桜川東岸(左岸)は東に連なる筑波山系から下ってくる小河川による豊富な水量を背景に、古代には条里も設定された水田優位の地域である。対して桜川西岸(右岸)は台地で、畑作が中心となる地域である。これらの農村部で作られた米や小麦、大豆が真壁町に集まり、さらには花崗岩質の地質である筑波山系に磨かれた良質な水を利用して、清酒や醤油などの醸造業が発展した。

酒造は元禄9年(1696)の『真壁町差出帳』によると、町内に20軒の酒屋があり、その後幕府による酒造統制などもあって減少するが、大正7年(1918)の『常陸真壁町明細地図』(以下『明細地図』という)には6軒の酒造業者が掲載されており、現在は真壁町及びその周辺で2軒のみが営業している。

醤油醸造の江戸期の様子は不明だが、『明細地図』によると真壁町及びその周辺で5軒の業者があったことが分かる。現在はいずれも醤油醸造は廃業しており、『明細地図』には記載されていない1軒のみが営業している。



『常陸真壁町明細地図』(大正7年(1918))

ア、村井醸造

村井醸造は現在真壁町内で酒造を行っている唯一の業者で、広い敷地に主屋や数多くの土蔵、石蔵が立ち並び、真壁の町並み景観に大きな役割を果たしている。

村井家は近江国(現滋賀県)日野の出身で、延宝年間(1673~1681)に真壁へ来て酒造業を始めたという。村井家は代々日野に本宅を置き、酒造業の経営は支配人に委ねていたが、昭和19年(1944)からは真壁へ移り住むようになった。『明細地図』には醤油の醸造も行っていると書かれているが、現在は清酒のみで、銘柄は「公明」である。

主屋（店舗）は桁行9間、梁間6間の大規模な土蔵造で販売所・事務室・応接室として使われている。明治初期の火災のあとに再建したものと伝え、明治35年（1902）調製の『家屋台帳』にも記載されている。

かつて穀蔵として使われていた土蔵は交差点に面したところに位置し、正確な建築年代は不明だが、『家屋台帳』に見えることから明治35年（1902）には存在していた。

大谷石造りの石蔵は桁行12間、梁間3間半の長方形で、東側と南側に下屋を設けている。内部は3室に区画され、中央の部屋には中二階を造る。大正14年（1925）の課税台帳に記載があることから、そのころには建築されていたことが分かる。現在は地域住民に貸し出され、工芸品の展示やイベントに利用されている。

高さ20mある煙突は、現在は使われていないものの、高層建築物の少ない町内において目立つ存在である。正確な建築年代は不明だが、町並み調査では昭和初期の建造と考えられている（『伝統的建造物群保存対策調査報告書』2006刊、以下『伝建報告書』という）。当時としては先進的な鉄筋コンクリートで造られており、基部の直径1.45mの円形で、内部は耐火レンガ積みになっている。

上記の主屋・土蔵・石蔵・煙突は『桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画』（以下『保存計画』という）において伝統的建造物に特定している。

なお、平成23年（2011）に発生した東日本大震災では真壁地区も大きな被害が出た。村井醸造でも煙突の頂部崩落、石蔵の外壁材落下など、多数の建造物が被害を受けたが、その後保存修理を行い往時の姿を取り戻している。一時期中断されていた営業も再開され、店舗の軒先に吊るされた杉玉は、そのすがすがしい香りとともに新酒の絞りはじめを伝える風物詩として町の人々に親しまれている。



村井醸造

左上：中央が主屋、右に土蔵、奥に煙突

左下：石蔵 右上：煙突 中央：杉玉



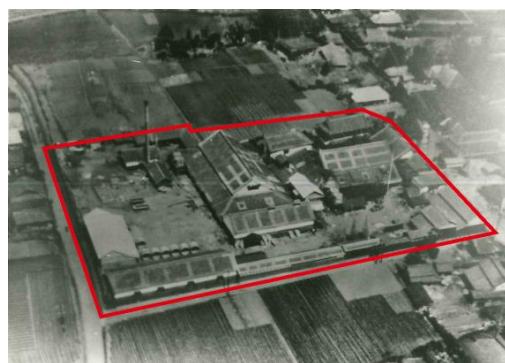
村井醸造土蔵、右は昭和13年（1938）撮影

イ、西岡本店

西岡本店は真壁町に隣接する田村（現桜川市真壁町田）に所在する。西岡家も村井家と同じく近江国日野の出身で、創業は天明2年（1782）と伝わる。初代半右衛門が、常陸国真壁郡吉間村（現茨城県筑西市）で酒造業を営んでいた同郷の出の藤村市右衛門を頼って移り住んで醸造を学び、藤村家が真壁郡桜井村（現桜川市真壁町桜井）の支店を閉鎖するのに際してこれを引き継いで独立した。西岡家は大正4年（1915）に田村にあった別の酒造業者の工場を買い取って第2製造場とし、戦後はこちらを本拠地として現代に至っている。

店舗は切妻、妻入り、棧瓦葺、桁行10間、梁間5間半の2階建一部平屋で、現在は事務所や応接室に使っているが、かつて北側の座敷と2階の座敷は杜氏や使用人の宿泊に使われていたという。この店舗及び現在白米蔵として使われている土蔵（脇蔵）は明治35年（1902）調製の『家屋台帳』に記載があるため、それ以前から存在していたことが分かり、別の土蔵（米蔵）とともに登録有形文化財（建造物）となっている。いずれも改造された部分はあるものの、近代の醸造所を知る貴重な遺構であり、通りに面して連なる建造物は、この地区において重要な歴史的景観を形成している。

『明細地図』には西岡本店も清酒と醤油の醸造を行っていることが書かれているが、現在は清酒のみで銘柄は「花の井」という。西岡本店では近年、地元の真壁高校農業科の学生と連携して真壁高校で造った米を原料に日本酒を作る活動や、蔵を利用したアート展示など、家業と歴史的建造物を生かした活動を行っている。



左：西岡本店の建造物、右：航空写真（昭和30～40年代、赤枠が西岡本店）

ウ、鈴木醸造

真壁町に隣接する古城村（現桜川市真壁町古城）に所在する鈴木醸造は現在市内で唯一操業している醤油醸造業者である。鈴木家は近世初期からこの地で農業を営んできた旧家として知られる。醤油醸造は先代の兄が大正14年（1925）に始めたため、先に挙げた大正7年（1918）の『明細地図』には掲載されていないものの、昭和29年（1954）発行の『真壁町郷土』という便覧には広告が見える。

鈴木醸造の主屋は桁行11間、梁間6間の大規模な農家住宅で、床の間と違い棚、付書院を備え、座敷中央に2間の玄関を設けるなど、上層農民の格式を示している。玄関戸袋に残された墨書により嘉永7年（1854）の築造が分かり、現在は事務所として利用されている。

通りに面した長屋門は桁行8間半、梁間2間、軒を出桁造とした本格的な造りで、真壁に現存する長屋門を代表するものである。確実な建設年代は不明だが、町並み調査により明治初期の建造と考えられ（『伝建報告書』）、これら主屋と長屋門は登録有形文化財（建造物）となっている。

鈴木醸造では、創業以来使ってきたと伝えられる杉桶とそこについた「家付き酵母」によって、ゆっくりと1年から1年半かけて発酵させる伝統的な醤油製法を伝えつつ、近年は材料の小麦を地元で作ったものに変えるなど、新たな試みも行っている。工場から立ち上る諸味の甘い香りや、生醤油を加熱した香ばしい香りはこの地区ならではのものとなっている。



醤油醸造に使われている樽



鈴木醸造 左：長屋門、右：主屋

2) 鋳造業

真壁町に隣接する田村には古くから鋳物を生業とする人々（鋳物師）が集住していた地区があり、鍋や釜などを生産していたことから地名を鍋屋坪という。明治初頭までは小田部助左衛門家と小田部庄右衛門家を筆頭に鋳物関連の職を営む家が数軒あったが、現在は小田部庄右衛門家（小田部鋳造）のみとなっている。

ア、小田部鑄造（小田部庄右衛門家）

小田部家は河内国（現大阪府）出身の鑄物師で中世初期にこの地に来たといひ、近世・近代の古文書を数多く残しており、天明6年（1786）の『常陸国真壁郡田村明細差出帳』には「鍋釜鑄物師」として助左衛門、庄右衛門を含む計4人の名が記されている。

小田部鑄造は先に記述した西岡本店と道を挟んだ向かい側に所在する。広い敷地の中にある主屋は寄棟、平入り、棧瓦葺、桁行9間、梁間5間の農家風の造りで、丸瓦の刻銘から天保3年（1832）の建築と考えられる。

2棟並ぶ土蔵のうち北側のものは桁行13間、梁間3間の長方形をした荷蔵である。南側にある桁行4間半、梁間2間半の土蔵は文庫蔵として建てられたと言われ、非常に造りが良い。両者とも明治35年（1902）調製の『家屋台帳』に記載がある。また、表門である薬医門は明治後期の建築と推定されている（『伝建報告書』）。

薬医門と主屋、南北の土蔵は登録有形文化財（建造物）になっており、古い来歴を持つ小田部家の歴史を示し、道を挟んで立ち並ぶ西岡本店とともに町並み景観を特徴づけている。

小田部鑄造では主に梵鐘・半鐘・天水鉢などを作っているが、これらを伝統的な工法で鑄造しているのは現在関東地方でここだけで、特に梵鐘は勅許御鑄物師として日本で唯一菊の紋章の使用が許されている。梵鐘の鑄造は一部機械化されたものの、創業以来の製法が守られ、金属の配合は注文があった場所や梵鐘の大きさにより決定される。小田部鑄造では納入先の風土にあった自然の緑青が付くように、鐘の表面に着色をしないため「お化粧をしない梵鐘」と言われている。

梵鐘鑄造の一連の作業過程で最も大掛かりなものは銅や錫などを型に流し込む「鑄込み」で、納品先の寺院や檀家も訪れ、読経の声が響くなかで行われる。この日は通常閉じられている門が解放され、作業や読経の音が町並みに届いていく。

中世にさかのぼるといふ来歴を持つ小田部家がこの地に土着したのは、鑄造の型作りに適した粘土と砂を発見したからだと言われ、現在でも地元の土砂で鑄型を作っている。事実、筑波山系を構成する花崗岩は風化すると長い年月を経て良質な粘土になり、市内にはそれを使った窯業も成立している。地域特有の地理的要件を背景に古来よりの製法を受け継いで鑄込まれる梵鐘は、最後に試し打ちが行われる。地域の人々はその鐘の音を聞き、梵鐘が完成したことを知る。



小田部鑄造薬医門、右は梵鐘完成記念の写真。門の内側で撮影したもの。大正10年（1921）。



左上：地元の粘土で作った鑄型、中央上：溶鋳炉に材料を入れて溶かす

右上・左下：鑄込みの様子、右下：梵鐘完成品

3) 飲食業

町の発展拡大に伴って増加した人口の需要に応じるため様々な産業が成立したが、飲食業もその一つで、『明細地図』には料理店が5軒、和洋菓子店が3軒記されており、町場として栄えていたことが分かる。

ア、伊勢屋旅館

伊勢屋旅館は下宿通りの北側に位置し、通りに面して主屋（店舗）と門が並ぶ。

主屋は西側を寄棟、東側を切妻とし、2階建て、平入り、出桁造で、桁行5間、梁間4間。1階は帳場や居間、厨房となっており、2階には10畳・8畳・6畳の座敷が設けられている。隣家と接する西側の屋根を寄棟にして壁の面積を減らし、外壁を漆喰塗りの土蔵造として防火に配慮しているのが特徴的である。墨書及び課税台帳により明治24年（1891）の建築であることが分かる。

門は薬医門形式で、調査により明治中期と推定されている（『伝建報告書』）。主屋と

門は奥にある土蔵（明治20年（1887）課税台帳記載）とともに『保存計画』において伝統的建造物に特定し、主屋と土蔵は登録有形文化財（建造物）にもなっている。

伊勢屋旅館は現在、旅館業も営んでいるが元々は「勢州楼」と称し、真壁町で最も名の知られた料亭で、ここで宴席をあげると一人前の男として認められたという。幕末にはこの地にあったといい、大正7年（1918）の『明細地図』にもその名がみえる。現在も昼夕の食事や宴席・会合に使われるとともに、様々なイベント開催にも熱心で、地域の交流の場ともなっている。



伊勢屋旅館主屋

イ、^{しらかわ}白川菓子店

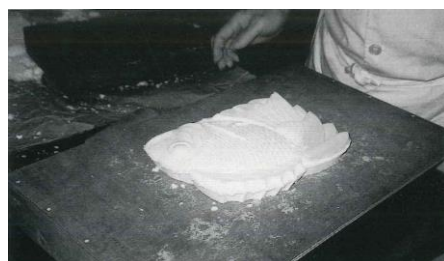
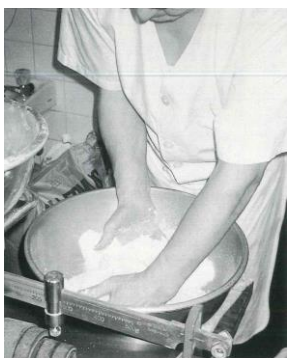
真壁町では菓子店もみられた。江戸時代の様子はよくわからないが、市内旧家に残された明治時代の古文書によると、「打物」と呼ばれる菓子が地元で作られていたことが分かる。打物は「みじん粉」に砂糖を加えて型に入れて作る干菓子の一種で、有名なものに落雁がある。材料となるみじん粉とは、もち米を精米して挽いたもので、明治時代から昭和30年代ごろまで筑波・加波山麓で溪流を利用した水車により製粉する業者が多数あったこともあって真壁町内には多くの菓子店があった。現在、この伝統を引き継ぐ代表的な店が白川菓子店である。

白川菓子店が現在の場所に移ってきたのは昭和30年（1955）のことだが、それまでは後述する「潮田家」に間借りして菓子店を営業していた。主屋（店舗）は課税台帳によると大正8年（1919）に建築された見世蔵で、2階の格子窓が特徴的である。『保存計画』において伝統的建造物に特定している。

白川菓子店は真壁町の打物菓子の技術を今に伝える数少ない店で、店頭に置かれた木型やショーケースは昭和の菓子店の姿をとどめる。伝統的な道具と工法で作られるなつかしいお菓子の匂いと味は、今も町の人に愛され続けている。



白川菓子店主屋



鯛の打物菓子の作り方

砂糖とみじん粉、水を混ぜ、型に入れて蒸す

4) その他の商業・産業に関わる建造物

真壁町内には現在はやめてしまったが、かつて商業や産業が行われていた建造物が他にも多数残されている。これらは前述の建造物らとともに歴史的な景観を作り出し、かつての在郷町真壁の繁栄の歴史を物語っている。ここで代表的なもののみ紹介する。

ア、^{なかむらしゅういち}中村脩一家

中村脩一家は代々^{さく えもん}作右衛門と名乗り、名主や年寄を歴任して町の運営にあっていた真壁で最も古い家の一つである。同家に残る寛文9年(1667)に遡る繰綿仲買に関する史料の発見が、江戸時代前期における全国的な木綿流通史の解明の一助となった。中村家は真壁の商人の中心人物として、大和国などから仕入れた繰綿を大坂や江戸を経由して東北各地へ売りさばく、という大規模な流通網の一角を担っており、繰綿以外にも生糸や穀物など様々な商品も扱う豪商であった。明治時代以降は酒造業や穀物商を営み、戦後は砂糖の卸販売を行っていたが、平成8年(1996)に廃業している。

中村家には明治43年(1910)には建てられていた主屋をはじめとして、文庫蔵、^{つじ}薬医門、^{べい}築地塀など(いずれも登録有形文化財(建造物))が現存する。これらの建造物についての詳しい内容は、(1)真壁の町並みと祇園祭にみる歴史的風致に説明したとおりであるが、前述した中村家の歴史を伝えるにふさわしい建造物群で、在郷町真壁の繁栄を今に示し地域の町並み景観にとっても非常に重要なものである。



中村脩一家薬医門、築地塀、文庫蔵

イ、^{うしおだ}潮田家

潮田家は屋号を「^{つるや}鶴屋」といい、真壁を代表する豪商であった。江戸時代末期には^こ呉服太物・^{ふくふともの}荒物・雑貨商を営んでいたといい、明治時代には近隣の豪商と親戚関係になったこともあって商圈を広げ、「関東の三越」と呼ばれていたともいう。

真壁町の中心部、かつて陣屋の正門が面していたことから「御陣屋前通り」と呼ばれる通りに面した広い敷地に多数の歴史的建造物が並ぶ。このうち主屋(店舗)は2階建、^こ棧瓦葺、寄棟、平入りの大規模な塗屋造で、内部は30畳の見世部分(現在は土間)と9畳の帳場(袖蔵へつながる)、奥に8畳間の座敷が3室ある広い造りである。西側にある寄棟2階建の別荘(離れ)は座敷との間に木橋を設けてつながっている。さらに北側には一段と大きな脇蔵が並ぶ。

主屋は同家に残る『家屋店舗土蔵新築日記録』により明治43年(1910)、袖蔵は明治45年(1912)の完成が分かる。別荘と脇蔵は明治時代には既に存在しており、課税台帳には大正元年(1912)から記録が見え、いずれも『保存計画』において伝統的建造物

に特定している。これらの建造物が一体となって鶴屋の繁栄を今に物語っている。



左：潮田家、右：大正時代の潮田家、主屋と袖蔵が見える

ウ、安達家

享保年間（1716～1736）にこの地へ来たという安達家は、当初両替商を営んでいたが、やがて醤油・味噌の醸造業に転じ、昭和28年（1953）まで続いていた。

真壁町の北側、新宿通りに面する安達家には、見世蔵及び主屋、座敷、薬医門が現存し、いずれも登録有形文化財（建造物）になっている。

見世蔵とその奥に続く主屋はいずれも土蔵造、2階建て、棧瓦葺で、見世蔵の軒は出桁造（梁や腕木を前面に突き出して側柱面より外に桁を出したもの。町屋や農家では一段格の高い造りとされた）としている。階高が高く重厚な外観を呈している。座敷は主屋の西側につながる寄棟、棧瓦葺の平屋で、南側に格式のある式台玄関を張り出す。座敷の正面にある薬医門は表側を本瓦葺、裏側を棧瓦葺とする近隣では例のないもので格式の高さを示している。これらの建造物は、同家に伝わる家相図とよく一致し、少なくとも家相図の描かれた安政3年（1856）には存在していた。幕末に造られた一連の建造物は一体となって歴史的な景観を作り出している。



右上：安達家見世蔵と薬医門、右下：安達家薬医門

左：昭和3年（1928）の安達家、見世蔵と門が見える。門の脇のモチノキは今も残っている

エ、谷口家

真壁町に隣接する桜井村に所在する谷口家は江戸時代初期に遡るといふ旧家で、幕末には絞油及び醤油の醸造を営み、明治時代には生糸の生産を始め蒸気を利用した器械製糸所を設立、谷口製糸所は県内有数の製糸所として発展し、昭和27年（1952）まで操業していた。桜井地区の中心部を通る通りを挟んで両側に広大な敷地を持つ谷口家であるが、通りの東側には店舗と門、南北2棟の袖蔵が並び、奥には主屋と離れが建つ。西側には石蔵と2棟の土蔵（穀蔵・奥蔵）がある。近年までは女工が生活していた小住居群もあったが、今は解体され残っていない。

店舗は桁行4間、梁間2間半の寄棟、妻入り2階建て、内部は1階が土間と帳場、2階が客座敷となっている。北側に袖蔵、南側に薬医門があり、門の向こうにもう一つ袖蔵を設けている。

店舗の奥にある主屋は8畳間4室に10畳の座敷、2階にも6室ある広い造りで、材質や造りの良さが目立つ。離れは比較的小規模な造りであるが、2階に床・棚・平書院を備えた12畳の大広間を持つ。

西側にある石蔵は寄棟、妻入り、棧瓦葺で桁行6間、梁間3間。石材は地元産の真壁石（花崗岩）で、一つ一つ面取りをして一部に洋風のくり型を施す。真壁町を含む近隣の石蔵は多くが栃木県産の大谷石を使っており、真壁石を使う石蔵は他に例が少ない上に造りが非常に精巧で、かつ完成された姿である。地元の名石工稲田亀吉の手によるという。また、石蔵の西側には赤レンガ壁の倉庫（旧繭乾燥室）が増設されている。

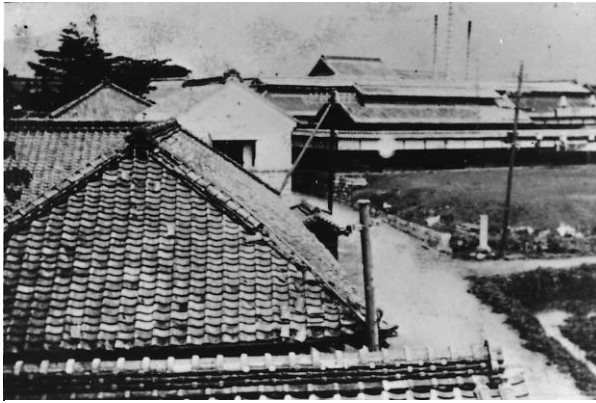
穀蔵と奥蔵はいずれも切妻、平入り、棧瓦葺である。

なお、店舗は明治33年（1900）の棟札が残存し、それ以外の建造物は主屋と2棟の土蔵が明治初期、北袖蔵は江戸末期、南袖蔵と門は明治末期、離れと石蔵が大正時代の建築という調査所見が得られている（『伝建報告書』）。いずれの建築物も登録有形文化財（建造物）となっている。

谷口家は近隣でも有数の資産家で、現存する建造物も材質や造りが良い。通りに面して建つ建築物群は町の近代の産業活動を今に伝え、旧家のたたずまいを残す貴重なものである。



左：谷口家店舗・門・袖蔵、右：石蔵と赤レンガ壁の倉庫



左：昭和初期の桜井村、正面が谷口家。映っている建物は多くが残存、右：大正時代の谷口製糸所の様子

オ、旧真壁郵便局

旧真壁郵便局は御陣屋前通りと高上町通りの交差点に面して建つ近代建築で、昭和2年（1927）に第五十銀行（現常陽銀行）真壁支店として建設された。その後、所有者や用途が幾度か替わり、昭和31年（1956）からは真壁郵便局として昭和61年（1986）まで使用された。

建物の外壁は石貼り風に見えるが、モルタルによる人造石洗出し仕上げ、構造はすべて木造である。内部は天井と壁は漆喰塗り、腰壁は人造石研ぎ出し仕上げとし、外壁と風合いを変えており、昭和初期の洋風建築の雰囲気をよく残している。

戦前戦後を通じて真壁町中心部のランドマークとして親しまれた旧真壁郵便局は、『保存計画』において伝統的建造物に特定し、現在公有化され、保存修理を経て観光案内所やイベントスペースとして公開活用している。



人造石洗出し仕上げの外壁



人造石研ぎ出し仕上げの内壁



左：旧真壁郵便局外観、昭和初期の洋風建築、右：2階の内部、レトロな雰囲気が残る

カ、木村家

木村家は江戸中期にはこの地で酒造業を営んでいたというが、天保8年(1837)に火災で家屋を焼失したことが同家に残る記録によって知られる。その後は酒造業をやめ、明治5年(1872)に真壁町郵便取扱所を開設して以来、近年に至るまで真壁町の郵便局長を務めていた。昭和31年(1956)には前述の旧五十銀行を取得して局舎としている。

御陣屋前通りに面して建つ切妻、平入り、2階建ての主屋(見世蔵)は桁行5間、梁間2間半で1階前面に下屋庇を張り出す。軒は出桁造、棟は箱棟で、両端の鬼瓦の内側に影盛を設けるなど、江戸時代後期に江戸で成立した見世蔵の特徴を備えている。

主屋の奥には棟を直交させた切妻、2階建ての住居が続く。主屋と住居は1階で接続し、外壁も土蔵造りで一体的になっていることから同時期に建設されたものであることが分かる。表門は見世蔵の南側に隣接し、典型的な薬医門で、保存状態も良い。

木村家の主屋、住居、薬医門は嘉永6年(1853)に描かれた同家の間取り図と平面や形状がほぼ一致していることから、火災にあった天保8年(1837)以後、嘉永6年(1853)以前の建築が分かる貴重な建造物で、『保存計画』において伝統的建造物に特定している。これらの建造物は、東日本大震災により被災したが、所有者により修理が行われ往時の姿を取り戻し、江戸時代末期の貴重な建築物群として真壁の町並みの中でも重要な位置を占めている。



木村家主屋と薬医門

5) まとめ

中世の真壁城の城下町に基礎を持ち、江戸時代には陣屋がおかれた真壁町には、周辺の農村から商品や農産物が集まり、定期的に関わられた市で売買が行われる在郷町として繁栄した。市で取引された商品として特筆されるのは木綿で、西日本の産地と東北地方の消費地を結ぶ中継点の一つとなった真壁町には財を成した商家も多く存在した。市の開かれた道幅の広い道路は町の特徴の一つで、そこに商人たちの建てた建造物の一部は今も町に残り、往時の様子を伝えている。また、町や周辺農村の独自の地理的環境により得られる農産物や良質な水、粘土などを用いた真壁町ならではの産業も成立し、発展する町を支え、現代にも引き継がれる建造物などを残している。

江戸時代から明治・大正・昭和と、社会の状況や需要の変化に伴って商売の種類や人が入れ替わりつつも、一定の町場として求心力を持ち続けた真壁町には、時代ごとの様々な顔を持つ建造物がモザイクのように残されており、多様性のある歴史的建造物の様相も真壁町の特徴の一つとされている。また、中世に遡る町割りや、それに接続する古道が残っていることも町の特徴で、古道沿いには先に挙げた建造物以外にも江戸時代以降に建てられた店舗や蔵、門などの建造物、さらには塀や石造物などの工作物などが見られ、町

の古い歴史を示す景観が各所にみられる。

こうした来歴を持ち今に至る町の中では、伝統的な工法による商業・産業が受け継がれており、由緒ある町割りや古道に様々な様式の歴史的建造物の立ち並ぶ景観と、そこで行われる和菓子や醤油作りの香り、鑄造された梵鐘の鐘の音などが一体となって歴史的風致を形成している。



三輪家店舗と門



谷口家蔵



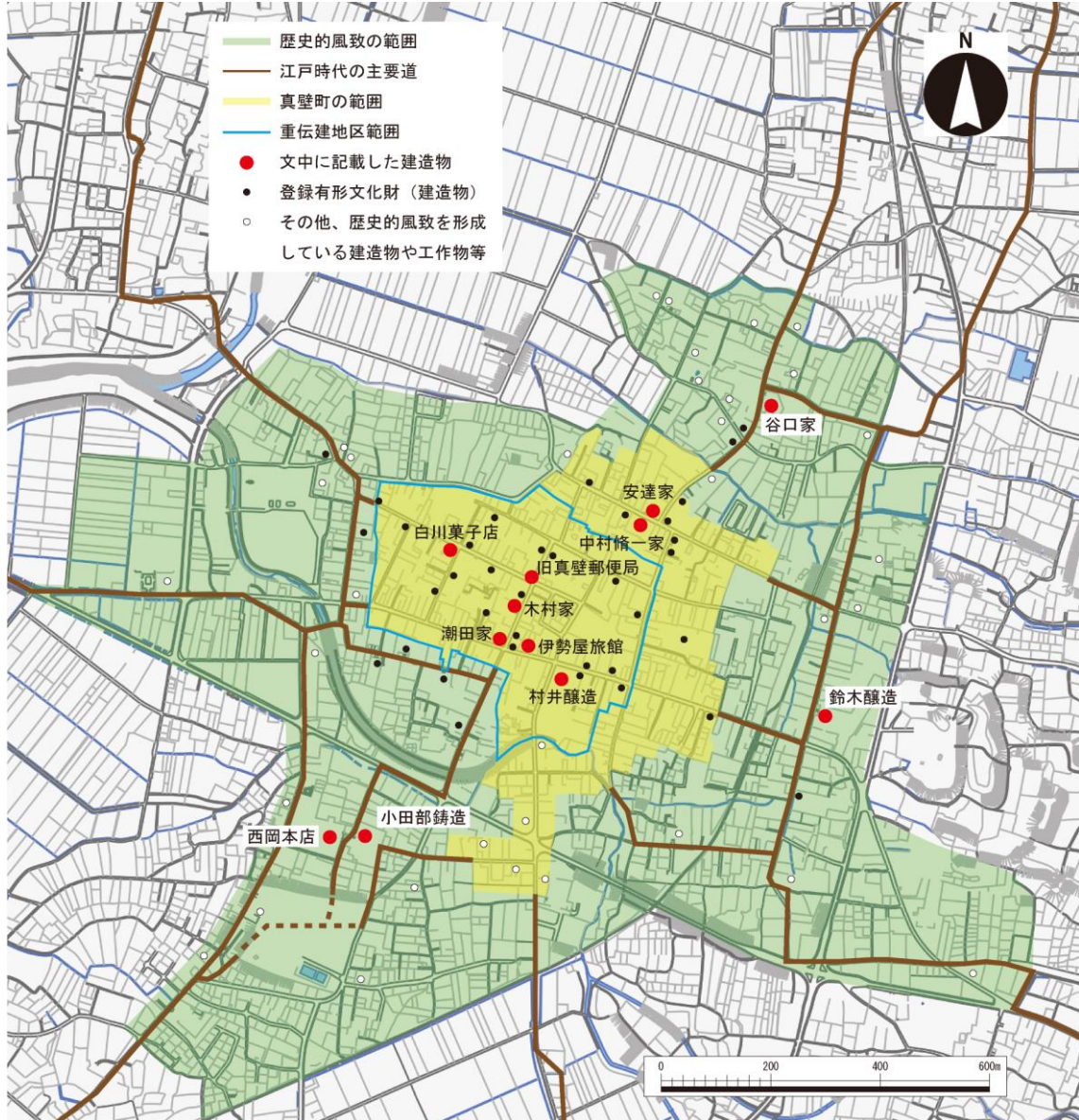
鈴木家門



潮田家蔵と塀



多様な建造物が並ぶ通りの様子



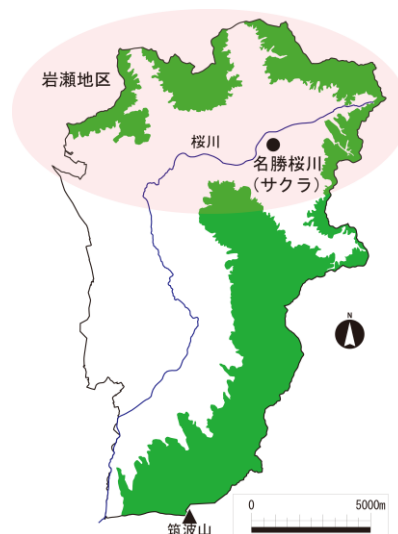
歴史的風致の範囲図

(3) 桜と桜を守る人々の活動にみる歴史的風致

1. はじめに

南北に長い桜川市の北部に位置する岩瀬地区は北・東・南を山に囲まれた盆地状の地形になっており、その中央には東側の山中を水源とする川が西流している。川の名は「桜川」といい、平成17年(2005)に合併し誕生した新市の名称の由来ともなっている。

桜川の周辺は平安時代より桜の名所、歌枕の地として知られ、多くの和歌に詠まれている。また、桜川に程近い磯部稲村神社は謡曲『桜川』の舞台となり、神社の参道に立ち並ぶ桜は現在、名勝桜川(サクラ)として指定を受けている。これらの文芸作品に登場する景観は、野生種のヤマザクラとカスミザクラ及び両者の自然交配種から構成される。群生する桜のうち18種類が地域固有品種として命名され、それらが時期をたがえつつ長く咲くさまは、染井吉野とは異なる独特の風情を醸し出している。



岩瀬地区位置図

2. 桜概説

桜は主に北半球の温帯に分布する植物で、美しい花が咲く種類はアジア、特に日本列島に多い。世界には約100種類の野生種があると言われ、日本には「ヤマザクラ」「カスミザクラ」「エドヒガン」「オオシマザクラ」など10種類が分布している。

これらの野生種間で交配し交雑種が生まれることがあり、その中で特に鑑賞性の高い樹木を選んで名前を付け人為的に増やしたものを栽培品種(里桜)と呼ぶ。栽培品種は「普賢象」や「河津桜」「八重紅枝垂」など非常に多くの種類があり、中でも一番著名な「染井吉野」はエドヒガンとオオシマザクラの交雑種で、江戸時代末期に江戸染井村の植木職人が生み出したと言われている(以下、野生種名はカタカナ、栽培品種名は漢字で記す)。染井吉野は、まず花が咲き、花が散るころに葉が広がるので花がよく目立ち、成長も早い。実生ではなく接木で増やされたクローンなので個体差がなく、同一条件下であれば同時に咲き、同時に散る。こうした特徴が好まれ、明治時代以降急速に日本中へ広まっていった。

他方、桜川の桜を構成するヤマザクラは古くから詩歌に詠われ日本人に親しまれてきた桜で、シロヤマザクラとも呼ばれる。カスミザクラはヤマザクラに似るが、花や葉の柄の部分(花柄や葉柄という)に毛が生えていることで分類される。ヤマザクラやカスミザクラは染井吉野と違って、同じ種の中でも個体差(変異)に富み、色彩や開花時期もそれぞれ少しずつ違う。また両者とも花と同時に葉が出るのが特徴である。



染井吉野



ヤマザクラ (桜川句) さくらがわにおい



ヤマザクラ (初見桜) はつみざくら



カスミザクラ (梅鉢桜) うめぼちざくら

3. 桜川の桜の歴史

1) 歌枕の地「桜川」

桜川の桜が登場する最も古い記録は、平安時代中期の天暦 9 年(955)から天徳 2 年(958)ごろに成立したという『後撰和歌集』に見える紀貫之の和歌である。歌は「桜川といふ所ありときゝて」と詞書(和歌を作った場所や日時、背景などを記した前書き)して、「常よりも春べになれば桜川 波の花こそ 間なく寄すらめ(春になった桜川には普段より多くの花が波のように隙間なく流れ寄せていることだろう)」と詠まれている。

この「桜川」はどこを流れていた川なのかについて、『五代集歌枕』や『和歌初学抄』、『八雲御抄』、『歌枕名寄』などの平安時代から鎌倉時代に書かれた歌学書はいずれも常陸国に所在する、としており、平安時代の貴族である貫之が常陸国を訪れた記録はないので、歌は想像上の景色を詠んだものである。

桜川を詠み込んだ歌は貫之以外にも、

「風ふけば波もいくへの桜川 名にながれたる 水のはるかな」

(九条基家、『夫木和歌抄』)

「桜川ながるる花をせきとめて とまらぬ春の 思いでにせん」

(西園寺公相、『宝治百首』)

「秋の夜は月にぞながる桜川 花はむかしの あとの白波」

(宗尊親王、『新三十六人撰』)

などがある。ここに挙げた中世の歌人も桜川を訪れた記録はなく、前述した歌学書などを通して知っていた歌枕の地、桜川を京や鎌倉で詠んだものであろう。

2) 謡曲『桜川』

謡曲『桜川』は室町時代の能役者・能作者、世阿弥により作られた演目である。我が子と生き別れた母が、狂乱して子を訪ね歩く、狂女物と呼ばれる種類の能で、本市を流れる桜川付近が舞台となっている。

曲目のあらすじを記すと、日向国（現宮崎県）に母ひとり子ひとりの貧しい家があった。その家の子、桜子は母の労苦を思い、自ら人買い商人に身を売る。商人の届けた手紙によって子の身売りを知った母は悲しみに心を乱し、家を飛び出して桜子を訪ねる旅に出る。3年がたち、桜子は遠く常陸国の磯辺寺の住職に弟子入りしていた。春になって桜子は住職らとともに近隣にある花の名所、桜川へ花見に出かける。一行が桜の盛りとなった川辺につくと、そこへ掬い網を持った女が現れる。女は心を乱しつつ網で川面に散る桜の花びらを掬っている。住職が女に出自や花びらを掬いとる理由を尋ねると、女は我が子と生き別れたことを話し、自分の故郷の神は木花佐久耶姫（このはなさくやひめ）といって桜の木を御神体としており、我が子の名も桜子という。そしてこの川の名も桜川という。名を聞くと懐かしさがこみ上げて散る花ですら粗末にできないので掬っている、と答えた。その言葉を聞いた桜子はその女が母であることに気付き、女も桜子に気付いて正気を取り戻す。再開した母子はともに故郷へ帰っていく、というものである。

曲目の見どころは、本来魚を捕る道具である掬い網で川面の花びらを掬おうとする場面で、桜の乱れ散るさまと母の心理を重ねて、狂乱の舞を舞う姿が表現されている。また、途中で紀貫之の和歌も詠み込まれ、桜川は古き名をのこす桜の名所であると謡われる。

この謡曲『桜川』に登場する磯辺寺は、後述する磯部稲村神社と関わるもので、室町時代に磯部稲村神社の宮司が、鎌倉公方足利持氏に対し神社に伝わる物語を献上し、持氏が世阿弥に命じて謡曲『桜川』を作らせた、との話も神社に伝わっている。



謡曲『桜川』網の段

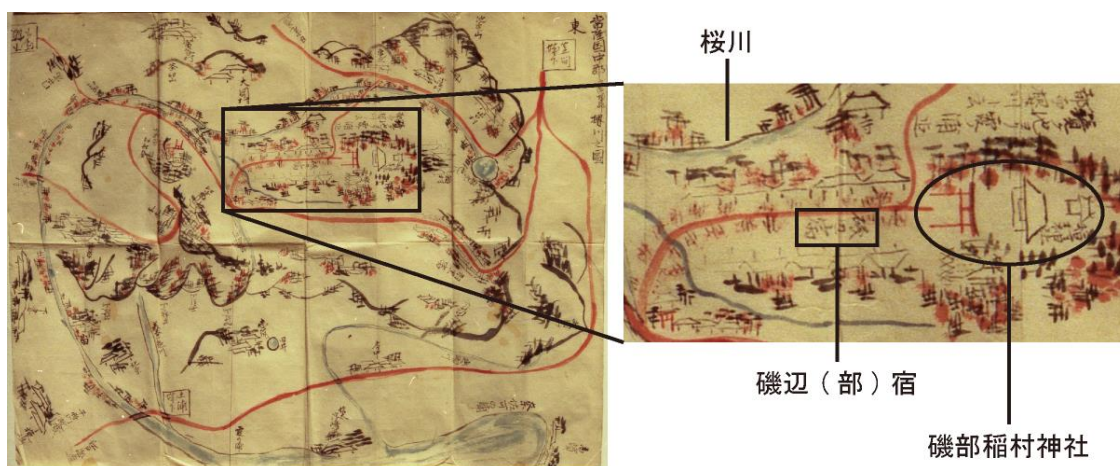
4. 歴史的風致を構成する建造物

1) 名勝桜川（サクラ）

「桜川の桜」は特定の樹木を指す言葉ではなく、桜川周辺に存在する桜全体を指すものであるが、中核をなしているのは名勝桜川（サクラ）である。これは、桜川市磯部に所在する磯部稲村神社の参道両側の土手約1 kmに植えられた桜並木が、大正13年（1924）に指定を受けたもので、昭和49年（1974）には隣接する公園部分（約5.5平方 km）が追加

指定を受けている。

参道の桜並木がいつ誰によって植えられたのかは不明だが、寛政年間（1789～1801）ごろに描かれた『常陸国中郡桜川之図』には、中央に磯部稲村神社を大きく記し、参道脇や神社周辺に桜が描かれている。図中には「磯辺（部）宿」との書き込みと参道に沿った屋敷が描かれており、市街地の中に桜があるという様相が分かる。延享4年（1747）の磯部村絵図の表現も同様である。この景観は今に引き継がれており、山中の桜ではなく市街中の桜、という点に名勝桜川（サクラ）の特色の一つがある。



『常陸国中郡桜川之図』（寛政年間（1789～1801）ごろ）

桜川の流域を描いた絵図面。川沿いや山々に赤で桜を示している。桜川の源流である鏡ヶ池や終点の霞ヶ浦をはじめとして、美奈能川（男女川）や信太の浮嶋、恋瀬川などもあり、常陸国の歌枕を意識して描かれた絵図面であることが分かる（右は部分拡大）



延享4年（1747）磯部村絵図（部分）

神社前の参道に沿って屋敷が並び、桜並木が続いていることが分かる（右は部分拡大）



名勝桜川（サクラ）参道付近



名勝桜川（サクラ）公園部分



市街地と桜が近接している。右は名勝指定記念碑

群生している桜は、野生種であるヤマザクラとカスミザクラ及び両者の自然交配種からなり、指定時の詳細説明には「桜樹ハ東北産ノ品種ニ属スル白山桜ニシテ（中略）樹数ハ多カラサレトモ特徴アル品種ノ一箇所ニ集マレル（後略）」と記載されている。指定のための調査に訪れた植物学者で桜の権威として知られた三好^{みよしまなぶ}学は、群生する桜のうち 18 種類を地域固有品種として命名し、そのうち 11 種を著書『桜花図譜』^{おうかずふ}（大正 10 年（1921 刊））に掲載した。

なお、昭和 49 年（1974）に名勝桜川（サクラ）指定地内にある桜が「桜川のサクラ」として天然記念物に指定されている。



『桜花図譜』所収 ^{あおげざくら} 青毛桜



『桜花図譜』所収 ^{かばにおい} 樺白

2) 磯部稲村神社拝殿・本殿

磯部稲村神社は桜川市磯部に所在する神社で、天照皇大神^{あまてらすおみかみ}や桜の女神とされる木花佐久耶姫など12柱の神を祭神とする。創建された時期は明確ではないが、鹿島神宮所蔵の『秋田泰盛奉書』(文永5年(1268))の中に「磯部祢豆^{ねま}」という言葉が見え、少なくとも鎌倉時代には神社が存在していたと考えられる。先に述べた謡曲『桜川』に登場する磯辺寺は、本神社の神宮寺^{じんぐうじ}(神仏習合思想に基づき神社に付属して建てられた寺院のこと)を指しており、明治2年(1869)に廃寺になるまでは境内に建っていた。

現在の拝殿は延宝5年(1677)、本殿は大正元年(1912)の建立であることが棟札から分かる。



磯部稲村神社拝殿



磯部稲村神社本殿



建造物の位置

5. 歴史的風致を構成する活動

1) 桜の顕彰と保護

古来より桜の名所として知られていた桜川であるが、明治時代になると染井吉野の全国的な隆盛や、他の桜の名所の増加などにより桜川の知名度は低下し、地元でもあまり顧みられることが少なくなっていた。

そのようななか、明治8年(1875)西茨城郡西那珂村(現桜川市)に生まれた石倉翠葉(本名:重継)は文学を志して上京し、鈴木重嶺や福羽美静、尾崎紅葉らの歌人・文人に師事した。しかし、和歌の勉強をしている際に師匠から地元桜川のことを尋ねられたものの、翠葉が答えられずにいると「和歌を研究しようとするものが、郷里にある有名な花の名所や歴史について知らないとは何事か」と叱咤された。これを恥じた翠葉は桜川の桜についての資料収集をはじめ。実地調査を重ねるなかで磯部稲村神社宮司と懇親を深め、関連資料の提供を受けて書籍の草稿をまとめた翠葉は、栗田寛(水戸彰考館で『大日本史』を編纂し、東京帝国大学教授も務めた学者)の閲覧を受けて、明治28年(1895)に『桜川事蹟考』を出版した。この著書は桜川の地誌的な考察、和歌をはじめとする文芸作品の考証、周辺の名所旧跡の紹介など多岐に及び、桜川を再び広く世に紹介するためのものとなっている。



『桜川事蹟考』

同年、翠葉は地元有志とともに「日本の名勝名蹟たる桜川を保護する」ことを目的として桜川保勝会を創立し、桜川の桜の顕彰と保護活動を推し進め、各種の雑誌に紹介文などを精力的に寄稿していった。また、桜川保勝会の一員でもある磯部稲村神社宮司や氏子らは明治30年(1897)に『桜樹保護規約』を取りまとめて地元での保護活動を共同で行い始めた。こうした活動や『桜川事蹟考』が、史蹟名勝天然記念物保存協会幹事で紀州徳川家の南葵文庫主任学芸員であった戸川残花の目に留まり、明治45年(1912)に戸川と徳川頼倫(紀州徳川家当主)、三好学らによる桜川の視察が実現した。その後、三好はたびたび桜川へ調査に訪れ、その成果に基づいて大正13年(1924)、「桜川(サクラ)」として名勝指定を受けることとなった。また、同時期に桜川の桜の中心となる磯部稲村神社の本殿再建や、境内の歌碑整備などの事業に翠葉や桜川保勝会、宮司らが関わっている。



三好学らによる調査
明治45年(1912)

こうして名勝指定を受けた桜川の桜には大勢の花見客が押し寄せ、賑わいを取り戻した。しかし、一部の花見客は近隣の芸者衆を集めて派手な宴会を行うようになって、客引きや芸者の取り合いといった喧嘩騒ぎが頻繁に起き、一般の花見客から敬遠されるようになっていった。また、花見客が桜の根を踏んだり、枝を折ったりすることによって桜の

樹勢も徐々に弱まり、戦中・戦後の混乱もあって桜川の桜は再び衰退の危機に陥るようになってしまった。

この状況を憂えた地域住民や磯部稲村神社宮司らは、桜の樹勢回復や補植、ごみ対策などを行い、観光協会、ライオンズクラブなども協力した。昭和48年(1973)にはこれらの団体を基本として茨城県郷土文化顕彰会が結成され、桜の保護を行っていった。行政(当時岩瀬町)もこれに協力して周辺整備に着手、昭和49年(1974)に名勝の追加指定と指定地内の桜の天然記念物指定を申請、同年6月に名勝指定地の追加、7月に天然記念物の指定となった。

指定ののちも、茨城県郷土文化顕彰会や行政による整備は行われたが、混植された染井吉野や雑木によりヤマザクラの成長が阻害されたり、密植による環境悪化によって枯死したり病気にかかったりする樹木が増える状況は続いており、こうした状況を改善するため平成17年(2005)に市民団体「サクラサクリプロジェクト」が発足し、活動を開始した。会は以前より保護活動を続けてきた磯部稲村神社宮司や地元有志を中心とし、名勝指定地の保護を進めるとともに、周辺の里山に自生する桜の保護及び広報など幅広い活動を行い、樹木医や地元の真壁高校(環境緑地科)の生徒らと連携して樹勢や病気の調査なども行っている。

このように桜川の桜は幾度かの危機に見舞われつつも、石倉翠葉をはじめとする先人たち、歴代の磯部稲村神社宮司、各種の団体などの「桜守」が^{さくらもり}継続して桜の顕彰と保護活動を引き継ぎつつ行ってきたことで、桜川の桜は現代に伝わっている。

| 江戸時代 | 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 | 令和 |
|-------------|-------|----|------------|--------------|----|
| 磯部稲村神社宮司・氏子 | | | | | |
| | M28~ | | | | |
| | 桜川保勝会 | | | | |
| | | | S48~ | | |
| | | | 茨城県郷土文化顕彰会 | | |
| | | | | H17~ | |
| | | | | サクラサクリプロジェクト | |

桜の顕彰・保護活動団体等の推移



参道付近(大正13年(1924))



花見客でにぎわう様子(大正時代)



来訪者に解説をする磯部稲村神社宮司



真壁高校生による樹勢調査



専門家による桜の調査

2) 植樹・育樹

桜川の桜にまつわる活動について、特筆すべきは植樹・育樹である。桜を代表とする花見は元々貴族的な行事や儀礼、文芸と関わるものであったが、中世になるとそれ自体を楽しむ娯楽として独立し始め、江戸時代には世情の安定による文化・経済の発展に伴い庶民にも花見の風習が広まっていった。当初は寺社の境内や武家屋敷の庭園などに桜が植樹され、花見の名所として上野の山や、品川御殿山が知られていた。やがて幕府の命によって江戸の市中や近郊に桜が植樹されるようになり、飛鳥山や浅草奥山などの名所が誕生していった。こうした流れの中で植樹用の桜の種苗が求められることになり、その産地の一つとして桜川の桜が登場してくることとなった。

早い時期では第4代将軍徳川家綱の代（慶安4年（1651）～延宝8年（1680））に桜川の桜を隅田川堤（墨堤）の木母寺周辺に植えたことされ、現在も河畔に建つ『墨堤植桜之碑』（明治20年（1887）建立）には「嚴有公（家綱）扱桜種於常州桜川植之堤上」と記されている。墨堤にはその後も桜が植えられ、江戸有数の花見の名所となっていく。

また、江戸の水道施設として造られた玉川上水にも桜川の桜が植えられている。玉川上水は、江戸市中の飲用水不足を補うため江戸の西、武蔵野台地を開削して造られた延長約43kmの上水路で、承応3年（1654）に完成した。水路の両岸には初め松が植えられていたが、幕府は周辺地域の活性化を図るため、府中押立村名主の川崎平右衛門に命じて、小金井橋を中心とした水路両岸の約6kmの範囲に桜を植えたという。植樹の時期は諸説あるが、『御代官川崎平右衛門発起書』（天明8年（1788））や『小金井桜樹碑』（文化7年（1810）建立）によると、およそ元文2～4年（1736～1738）のころと思われる。そして、『玉川上水起元并に野火留分水口の訳書』（享和3年（1803）ごろ）によると、「（川崎）平右エ門殿官命ニ而和州吉野・常州桜川杯の桜の実を蒔、上鈴木新田より野新田の辺迄御上水の両縁江耆里二十四町の内に植」とあり、日本随一の桜の名所である和州（大和国、現奈良県）吉野と並んで、常州（常陸国）桜川の桜が植えられていたことが分かる。

こうして誕生した玉川上水堤の桜並木は「小金井桜」として広く名を馳せ、訪れた多数の文人墨客の手による紀行文や地誌、絵画などに記されていく。江戸の町を記した一級の資料としても著名な『江戸名所図会』（天保5年（1834）刊）にも「和州吉野山および常州桜川等



『東都隅田堤』（安政5年（1858））

国立国会図書館デジタルコレクションより



小金井桜（撮影：名勝小金井桜の会）

の地より桜の苗を植ゑらるゝ所」とあり、小金井の桜とともに、その産地の一つである桜川も名を広めていくこととなった。なお、小金井の桜は「名勝小金井（サクラ）」として、大正13年（1924）に吉野山や桜川とともに名勝指定されている。



『江戸名所図会』「金井橋」 国立国会図書館デジタルコレクションより

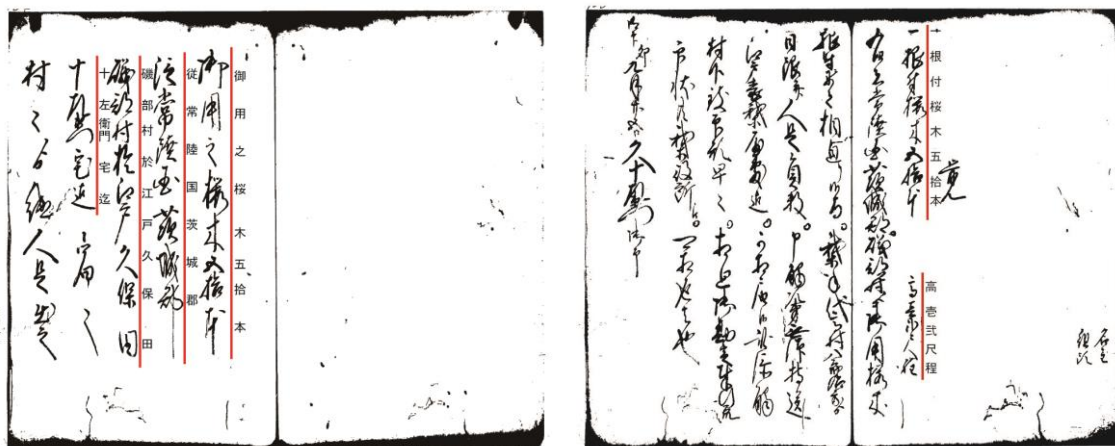
また、大正8年（1919）には新宿御苑へ植樹された記録があり、さらには江戸以外にも水戸藩主徳川光圀が桜川を水戸城下の川辺に移植し、その川の名を桜川と変えた、という話が『新編常陸国誌』（明治32～34年（1899～1901）刊）に見え、桜川の桜が各地へ移植されていったことが分かる。



左：大正6年（1917）建立の桜川遺蹟碑。移植の歴史を伝えている。右：現在の桜川（水戸市見川地内）

こうした植樹用の種苗の求めに対し、産地である桜川周辺ではどのように応じていたのかを詳細に物語る資料はないが、江戸時代の状況を垣間見れる唯一の資料として『御用桜木送りにつき通り筋村々人足馬用意触書写』（茨城県結城市池田家文書）がある。これは宝暦9年（1759）に幕府勘定奉行の命を受けた代官久保田十左衛門が「御用」の桜木

を 50 本、常陸国磯部村（現桜川市磯部）から牛込軽子坂にあった久保田の屋敷まで送ることを、磯部村の名主に命じた文書である。命ぜられた桜木は「根付桜木五拾本 ^{たかさいち} 高壹 ^{にしかくほど} 式尺程」とあり、文書が磯部村に届いたのが旧暦 9 月 27 日（新暦 11 月 16 日）なので、当年の初夏に播種して数か月成長した苗木（高さ 30～60cm ほど）であることが分かる。そして磯部村からは旧暦 10 月 3 日（新暦 11 月 22 日）に送り出されることも記されているので、命じられてから発送までに 7 日しかかかっておらず、求めに応じて発送できるような準備が常になされていたことが想定される。なお、この時の苗木をどこへ植えるのかについては記載がないが、前後の時期の『徳川実記』には江戸城二の丸や徳川重好邸（御 ^{さんきょう} 三卿 清水家初代当主、邸宅は江戸城清水門内に所在）の造営記事があり、これらに用いられた可能性がある。



『御用桜木送りにつき通り筋村々人足馬用意触書写』（結城池田家文書、写真提供：結城市教育委員会）
桜木 50 本を磯部村より江戸まで送らせた命令書。桜は高さ 1～2 尺、根付の苗木を指定している。

このような苗木を育成して補植したり、各地に提供したりする活動は江戸時代には磯部村名主でもあった磯部稲村神社宮司を中心に地域住民によって行われていたと考えられる。その後、前述した明治 28 年（1895）設立の桜川保勝会では会則の中に「花の保護増植」を行うことが定められており、活動は同会や続く茨城県郷土文化顕彰会により引き継がれていく。また、大正 8 年（1919）に新宿御苑へ桜の苗木を提供した際には、桜川 ^{におい} 匂、初重桜 ^{はつがきね} など品種を把握したうえで提供しており、交雑を防ぎ、苗木の品種管理がなされていたことが分かる。近年ではサクラサクリプロジェクトを中心に行政も支援し、地元小学生がヤマザクラの種拾いから苗木の育成を行って、それらを卒業記念樹として植樹し



小学生による種拾い



ヤマザクラの種



ヤマザクラの苗

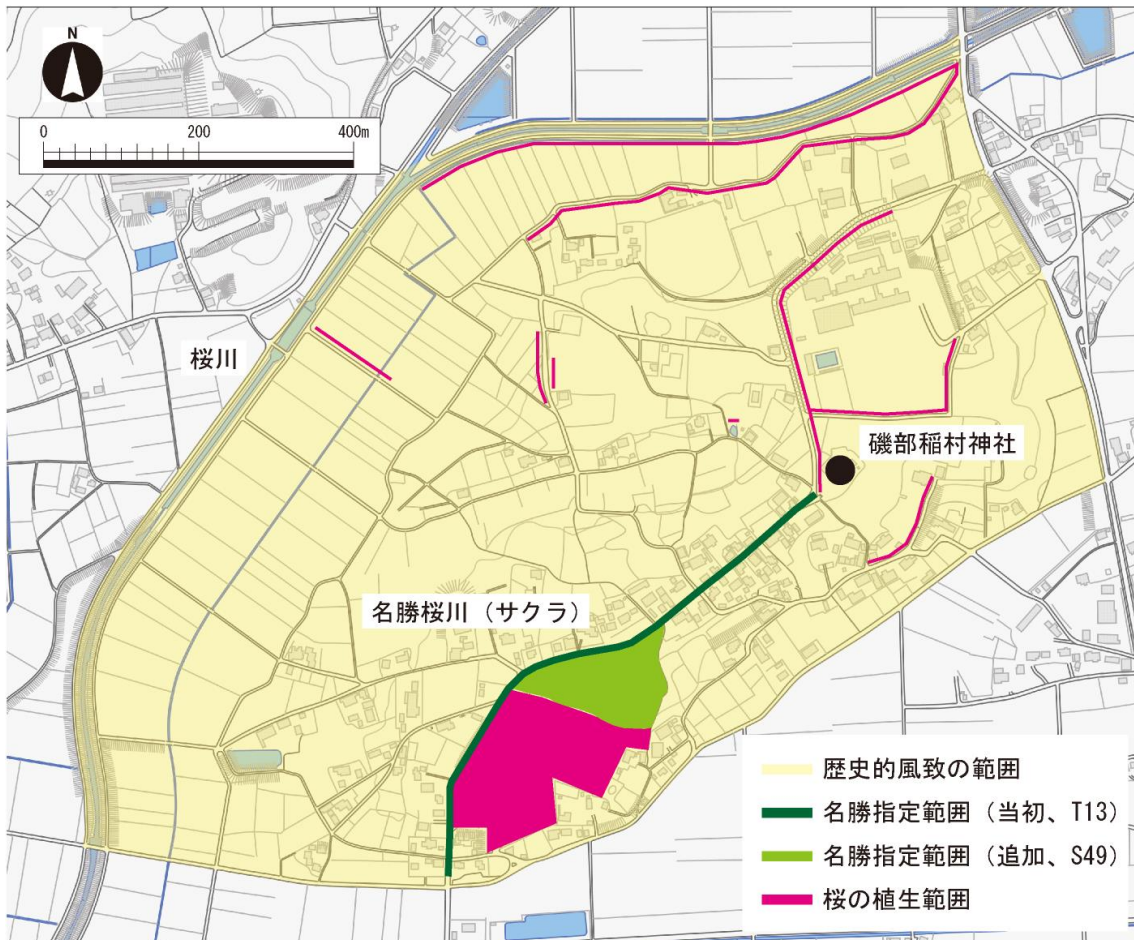
たり、希望する団体へ支給したりする活動などを展開し、桜の育樹・植樹を通じた地域環境・景観の保全活動を推進している。特に、前述した徳川光圀の故事にならって水戸の桜川流域に苗木を提供し、植樹を進める活動が継続的に行われている。

6. まとめ

桜川の桜を構成する品種は野生種であるヤマザクラとカスミザクラに分類されるもので、関東にありながら東北産の品種に属するものが多い点に特徴がある。明治以降全国的に広まっていく栽培品種染井吉野とは異なり、花の色や匂い、開花時期などに多様性がみられる。微妙に違う色彩の桜が咲くさまは江戸時代の地誌『新編常陸国誌』に「磯部の百色桜」とも称され、古来より桜の名所であるとともに種苗の供給元として知られていた。

しかし、こうした桜の景観は、ただ天然自然に存在してきたわけではなく、様々な紆余曲折があった。古くは江戸時代の名主や村民らによる桜の育苗の記録が見え、明治時代には石倉翠葉による調査と啓発活動によって再び広く世に知られることとなり、名勝指定へとつながった。神社の参道に植えられた桜並木、という景観は人の手により作られたもので、参道の脇には住宅も立ち並ぶ。山中の景観ではなく、市中に溶け込んだ景観である桜川の桜が保たれてきた理由には、地域住民による環境保全の努力によるところも大きい。

また、磯部稲村神社宮司を中心とした歴代の桜守たちによって、桜の生育環境が維持され、地域固有の品種が交雑や枯死から守られてきた。近年は広く行政や学校などと協力することにより活動の幅が広がっている。これらの先人の努力と、その結果千年にわたって守られてきた桜の景観が一体となって歴史的風致を形成している。

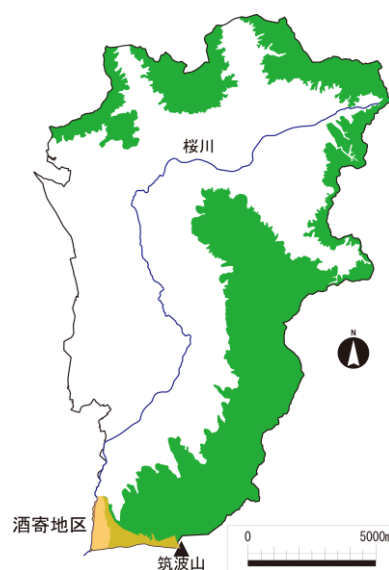


歴史的風致の範囲図

(4) ミカン栽培にみる歴史的風致

1. はじめに

桜川市の最南端である酒寄地区は筑波山の西麓に位置し、山の尾根上の緩斜面を利用したミカン栽培が行われている。北関東にある本市の気候条件は、本来温暖な環境を好むミカンを栽培するには不向きであるが、酒寄地区では「斜面温暖帯」という特殊な気候現象を利用することによって戦国時代より在来種の柑橘類が栽培され、現在は温州ミカンを中心とした観光農園となっている。農園を構成する石垣は地元の石材を有効に利用して造られ、斜面に造成された段々畑は地域独特の景観を形成している。



酒寄地区位置図



石垣を利用した段々畑によるミカン栽培の様子

2. 日本におけるミカンの歴史

ミカンは柑橘類に分類されるが、日本の本州に自生していた柑橘類は橘のみである。橘の実の直径約3cmで味は酸味が強く生食には向かない。3世紀末に成立した『魏志倭人伝(東夷伝倭人条)』には倭国に橘が生えていることが記され、『万葉集』(8世紀中ごろ成立)には「橘の下吹く風のかぐはしき 筑波の山を 恋ひずあらめかも」(巻20-4371 防人・占部広方)と歌われており、古くから筑波山周辺でも自生していた。

その後、在来種の橘と渡来種の柑橘類が交わって、各地に様々な交雑種が発生したようである。渡来の記録に残るものとしては、神亀2年(725)に播磨直弟兄が唐から柑子(カンシ=コウジ)を持ってきて、佐味朝臣虫麻呂がその種を植えて実を結ばせた功により、昇叙された記事が『続日本紀』に見える。

そうした渡来種の子孫あるいは様々な交雑種が日本各地に広まり栽培されていったようで、それらは柑子と呼ばれていた。弘仁3年(812)には空海が嵯峨天皇に「大柑子四小櫃、小柑子六小櫃」を献上しており、『性霊集』、この時点ですでに大小の区別があ

り、複数種類の柑子があったことが読み取れる。また、平安時代の法令集である『延喜式』(延喜5年(905)編纂開始)には、朝廷に柑子を貢進する国として相模(現神奈川県)、駿河(現静岡県)、遠江(現静岡県)、因幡(現鳥取県)、阿波(現徳島県)が挙げられている。柑子は江戸時代に紀州ミカンが普及するまでの間、日本でほぼ唯一の生食用柑橘類として重要な存在であった。

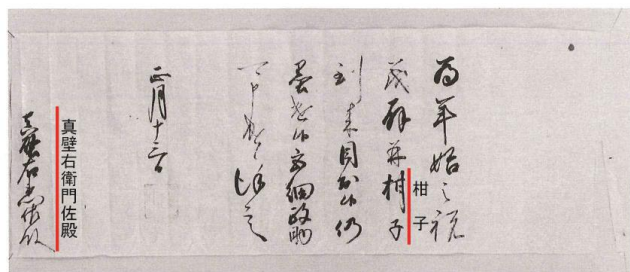
紀州ミカンの原産地は中国とされ、九州西岸辺りで古くから栽培されていたようであるが、渡来した時期や栽培の詳細はよく分かっていない。本格的な栽培は天正2年(1574)に伊藤孫右衛門が、肥後(現熊本県)の八代から紀伊(現和歌山県)の有田地域に苗木を導入したのが始まりとされ、江戸時代になると江戸や大坂に出荷されるようになり、産地も各地に広まっていった。史実ではないとされるが、有名な紀伊国屋文左衛門の伝説に登場するミカンはこの紀州ミカンである。前代の柑子に代わって広く普及した紀州ミカンであるが、明治時代中頃になると後述の温州ミカンに転換し、現代ではほとんど姿を消している。

温州ミカンの名称の「温州」は中国の地名であるが、本品種の原産地は日本で、今から400~500年前に紀州ミカンと九年母の交雑により発生したとされる。明治時代になると他品種を圧倒して栽培柑橘類の中心となり、品種改良が頻繁に行われ、種類は多岐にわたっている。

3. 桜川市におけるミカン栽培

1) 古文書に見える柑子

市内の歴史に柑橘類が現れるのは、戦国時代になってからである。このころ市域を治めていた武士である真壁家幹が、永正年間(1504~1521)に扇と「柑子」を古河公方足利政氏へ、年始の祝儀として贈答したことが古文書に残されている



『足利政氏書状』真壁右衛門佐(家幹)が柑子を
送ってきたことに対する、政氏の礼状

(『足利政氏書状』)。その後も真壁氏当主が古河公方へ柑子を送ったことを記す古文書が2点残されており、真壁氏から他家への贈答品として柑子がたびたび用いられていたことが推測できる。

戦国時代を含む中世には武家・公家・寺社などの有力者同士で相互に贈答をすることが頻繁に行われており、その際の贈答品には一般的な品である刀剣や馬、銭などに加えて、その土地土地の特産品をあてるが多かった。古河公方への贈答品として柑子を送っている記録が残っているのは関東各地の武士の中で真壁氏だけで、柑子は真壁氏領における特産品であったと言える。

古来、橘や柑子などの柑橘類には長寿や福を招く(招福)霊力があると考えられ、縁起

物として珍重されていたことが中世の説話物語などに見える。また、柑子を年始に送っているのは、柑橘類を儀式で飾ることでその霊力を得ようというもので、この考え方、儀式は現在でも鏡餅の上にミカンなどを置く習俗に繋がっている。さらに、柑橘類の色であり、一品種の名前でもあるダイダイ（橙）は「代々」に繋がり、「家」の存続を重視する武士にとって重要な意味を持っていた。

真壁氏の古文書に見える「柑子」は、前述した柑橘類の歴史から考えて紀州ミカンや温州ミカンではなく、現在でも筑波山近隣で栽培されている「フクレミカン」を指している。フクレミカンとは別名を相模柑子といい、直径2～3cmの小ぶりのミカンで、酒寄地区を含む筑波山周辺で特徴的にみられる柑橘類である。少し酸味があり生食もできるが、香り高い特性を生かして、地元では乾燥させた皮（陳皮）を七味唐辛子の材料に用いることも多い。名前の由来は皮が少し膨れていることから来ていると考えられるが、地元では「福来ミカン」という字を当てている。かつては樹齢百年を超える古木もあったともいい、古文書の記録から500年の栽培の歴史がうかがえる、地域特有の農産物である。



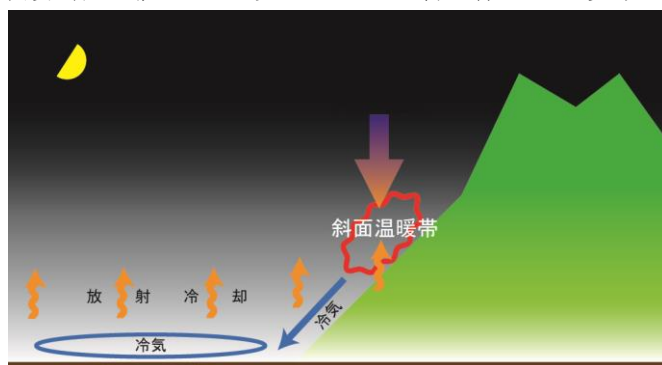
上：温州ミカン

下：フクレミカン

2) フクレミカンから温州ミカンへ

市内の柑橘類栽培の記録が次に見えるのは明治26年（1893）で、酒寄地区の畑に「蜜柑」を植え付けた、という記録が『常陸国筑波山酒寄沿革誌略』（明治37年（1904）刊）に見える。温州ミカンの栽培が全国で本格的に広まるのは、愛媛県や和歌山県で明治14年（1881）ごろ、静岡県で明治15～20年（1882～1887）ごろ、香川県で明治16年（1883）ごろ、徳島県で明治28年（1895）ごろであるといい、記録にある「蜜柑」も温州ミカン系の品種である可能性が高い。

愛媛県や静岡県など温暖な地域とは違う冷涼な環境の当地に暖地性の果樹である温州ミカンをなぜ植え付けたのか、なぜ栽培できるのか、の理由は「斜面温暖帯」という気候現象にある。斜面温暖帯とは、山の中腹斜面に麓よりも暖かな空気の層が作られる現象のことで、よく晴れた冬の夜に起こる。放射冷却によって平野の空気が冷やされると、冷えて重くなった空気が斜面に沿って降りていき、その分薄くなった中腹の空気を補うように上空から空気が下降する。下降してきた空気は圧縮され中腹付近の気温が上昇すること



筑波山の斜面温暖帯

になる。これにより本来は標高が上がるにつれて気温が下降するが、斜面温暖帯が発生している場所では麓よりも中腹のほうが暖かい、という状況になる。

この現象は条件が合えば各地で発生するが特に筑波山麓でよく発生し、標高200～300mの場所で気温が麓より3～4℃高くなることが指摘されている。そのため冷涼な北関東であっても特定の場所であれば暖地性のミカン栽培が可能となっている。地域の人々は、酒寄地区を中心とした筑波山中腹が冬でも暖かいことを生活の中で知っており、フクレミカン栽培の実績もあることから新



山の中腹にあるミカン園

たに温州ミカンの苗木を導入したのであろう。同様な気象条件下でミカン栽培を行っている地域に埼玉県寄居町風布地区がある。同地区では天正年間（1573～1592）に後北条氏が小田原よりミカンを導入したと伝わり、本市と同様の冷涼な気候の中でも斜面温暖帯の発生する場所を利用して現在までミカン栽培を行っている。

前述した明治26年（1893）に植えたという酒寄地区のミカンの苗木についてその後は記録がなく不明であるが定着しなかったようで、茨城県で本格的に温州ミカンの栽培が始まるのはもう少し後になり、明治・大正時代にはフクレミカンが主流であった。明治の頃は炭俵につめられ搬出されていたといい、茨城県の統計によると、明治34年（1901）には県全体で「みかん」の収穫高224,942貫（約843.5t）が記録されている。この統計に表れる「みかん」は品種名が書かれていないが、この段階ではフクレミカンを指していると思われる。

温州ミカンは酒寄地区の東、筑波山東麓の石岡市八郷地域で昭和7～8年（1932～1933）ごろ少しずつ栽培が試みられたようだが、戦争のため中断してしまった。筑波山周りで温州ミカンの栽培が本格化するのには、昭和24年（1949）八郷町（現石岡市）十三塚の桜井直一郎氏が中心になって、筑波山麓一帯のミカン栽培業者有志により山地開発同志会が結成されて以後のことで、翌年、同志会は農学者で柑橘類研究の世界的権威であった東京農業大学の田中長三郎氏の指導を受け、昭和26年（1951）には和歌山県から苗木を購入して筑波山麓一帯で植え付けを始め、酒寄地区でも800本ほどの苗木を植えている。

4. 歴史的風致を構成する建造物

石垣と段々畑

昭和20年代後半から本格化した温州ミカン栽培には先進地の栽培方法が取り入れられ、傾斜地の山林を切り開き、石を積み上げて石垣を作り、段々畑が造成された。

ミカン栽培には十分な日照量や温暖な気温、水はけのよい土などが重要であると言わ

れ、石垣には傾斜地に平場を確保して耕地を拡大する以外にも、太陽光の反射によりミカンに多くの日光を与えられること、日中暖められた石が夜間に保温効果を持つこと、良好な排水性などの様々な利点がある。

石垣は昭和 20 年代後半から一部導入され始め、昭和 31～32 年（1956～1957）には行政が新農村建設事業で果樹園経営のモデル施設として整備を行った。その後、各生産者が造成を進め、近隣には見受けられない石垣と段々畑という独特な景観が生まれた。

また、石垣に使用された石材にも特色がある。石は近隣で採取できる「斑れい岩^{はんれいがん}」という石を使っているが、これは筑波山の山頂付近を構成している硬質の石で、黒色をしている。これに対し、筑波山の中腹以下や、北へ延びる筑波山系の山々を構成する石は白色の花崗岩^{かこうがん}が主体で、黒い斑れい岩は筑波山に近い酒寄地区独特のものといえる。黒色は保温効果が高いとされ、夜間の温度低下を嫌うミカンにとって、斑れい岩の使用は大



果樹園経営モデル施設として造成された石垣
（昭和 32 年（1957）の広報掲載写真）

きな利点ともなる。さらに畑の用土は「真砂土^{まきど}」を使用している。真砂土は筑波山系に豊富にある花崗岩が風化してできた土で、水はけがよい。

このように酒寄地区の石垣と段々畑は、ミカン栽培先進地の技術を導入しつつ、地元の地質的要件をうまく利用して造られているといえる。また、ミカン農家の家屋や倉庫なども傾斜地に造成した平場に作られており、家屋の土台には段々畑と同様の斑れい岩の石垣が土留めとして用いられている。地形を生かし、気候・地質的な条件をうまく利用して形成された段々畑や家屋が傾斜地に並ぶ景観は、この土地の成り立ちをよく伝えるものとして、「筑波山地域ジオパーク」（日本ジオパーク認定）を構成する「酒寄・椎尾^{しいお}ジオサイト」にも選ばれている。



黒色の斑れい岩を使用したミカン園や家屋の石垣

5. 歴史的風致を構成する活動

1) 観光ミカン園を目指した人々の取組

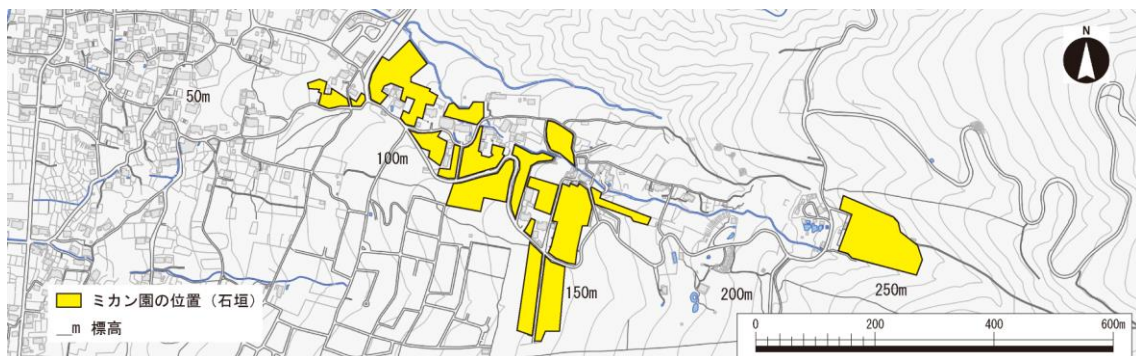
昭和 26 年 (1941) ごろから試みが始まった温州ミカン栽培に対し、昭和 30 年代になると行政も支援に乗り出し、昭和 31～32 年 (1956～1957) には新農村建設事業の一環として果樹園経営モデル施設の整備を進め、約 4 ha の石垣などを整備した。しかし、当初は生産者数も限られ、栽培技術が未熟だったこともあって、作付面積の増加はなかなか進まなかった。

昭和 37 年 (1962) に酒寄地区周辺で改めて気象観測が行われ、温州ミカン栽培可能地であることが分かると、当時松林であった山林を開墾して増植が進み、生産者も増えミカン組合も結成された。段々畑を造成するのに必要な斑れい岩は、土層が薄く石山であったこの地では容易に手に入れることができ、多くの石垣が作られていった。だが、品種の問題や栽培に関する様々な技術が未熟だったため、市場に出荷した品物は品質・味とも低評価で、一部行商なども行ったが期待した収入とはならなかった。

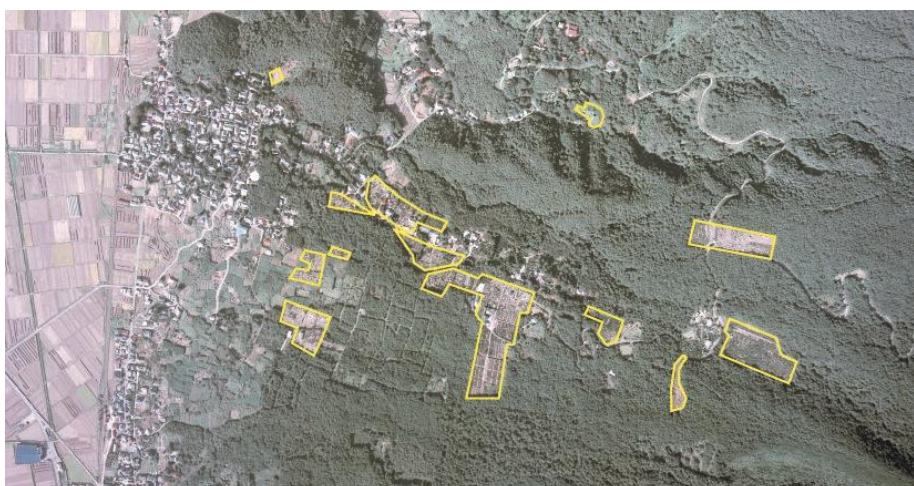
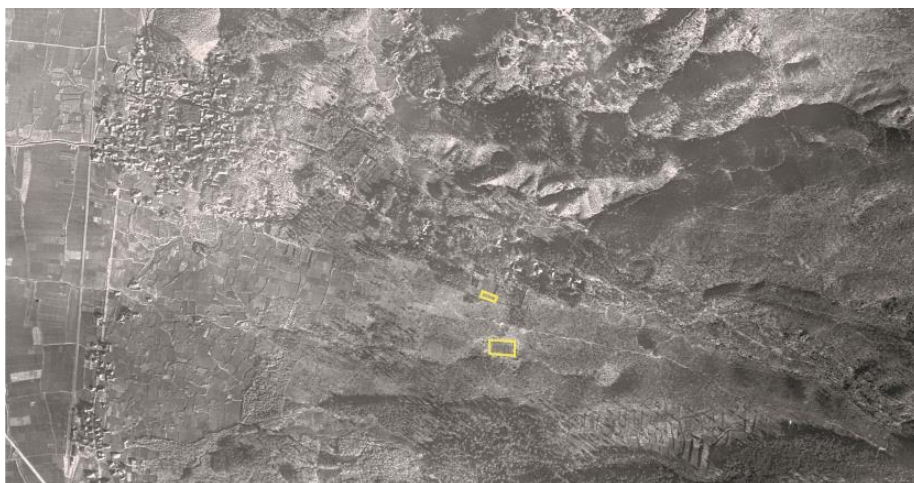
こうした状況のなか、昭和 45 年 (1970) ごろに組合として主力を製品出荷から観光ミカン園へと方針を変更することとした。ミカンの品種を甘く濃厚な風味で、育てやすく多くの実がなる宮川早生へと更新するとともに、先進地を視察して観光農園のあり方を熱心に勉強し、土壌改良と施肥の協同研究、病虫害防除や薬剤等の利用講習会などを開催した。また、管理がしやすく観光客も歩きやすい園内の設計見直しなども進めることで、ミカン農家から観光ミカン園へと転身していった。



観光ミカン園への転身 (昭和 47 年 (1972))



建造物の位置と標高



酒寄地区周辺の空中写真

上段：昭和 23 年（1948）、中段：昭和 35 年（1960）、下段：昭和 55 年（1980）

黄色い枠で囲んだ部分がミカン園。徐々に増加しているのが分かる

国土地理院ウェブサイトより (<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>)

2) 現在のミカン栽培

こうして本格的に始まった観光ミカン園は現在9軒が営業している。ミカン狩りが出来る時期は10月中旬～12月中旬であるが、この時期農家としての作業はあまりない。

12月半ばごろから来年の収穫に向けた、たい肥作りが始まるが、これがミカンの味をきめる最も重要な要素であるという。たい肥を購入してくる農家もいるが、多くの農家は独自の材料や配合で工夫している。数十t単位で作るので、多くはたい肥小屋で重機を利用して作られる。主たる材料は牛糞や鶏糞で、米ぬかや化学肥料、バクテリアなどを配合する。窒素分を減らし、リンを増やすことで甘みを増加させ、貝カルシウムで皮を柔らかくさせる。これらの効果によって、以前は酒寄ミカンというと酸味が非常に強いのが特徴であったが、近年は甘みも強くなり、全体に味が濃厚でコクがあるものとして評価されるようになってきた。

3月から4月上旬に枝を選定し、4月からたい肥をまく。5～6月にはミカンの白い花が咲き、良い香りがただよう。この時期飛び始めるモンシロチョウは害虫駆除の時期の前触れでもある。7～8月には灌水を欠かさないようにするとともに、摘果を行う。一つの枝に実をならせすぎると、翌年花は咲いても実がなくなってしまうので調整する必要がある。摘果はお盆前に終わらせ、収穫を待つ。ミカン狩りの季節前には組合で協力して道路の整備やのぼり旗の設置を行って来客を迎える。

伝統的なフクレミカンも世話の方法は同様で、収穫した実は食用にもなるが皮を干して自家製の七味唐辛子の材料とする。ミカン狩りの季節に販売すると好評で、これだけを目当てに来る客もいるという。近年は近隣自治体とも協力してラーメンやスイーツなどの食品、ハンドクリームなどの新たな商品開発が行われている。

果樹の栽培を支える石垣の補修も重要であり、傾斜のきつい酒寄地区では山から流れてくる沢の水量も豊富で、雨量の多い時などは崩落がある。また、地震などで崩れることもあり、東日本大震災ではかなりの被害を受けた個所もあった。これらの石垣補修は下部に5～6tもあるよう



たい肥小屋



摘果



大小の石を上手く使った石垣

な大きな石を置き、上部は軽い石を置く。そのための補修用石材も各々の農家で確保している。

こうした生産者たちの努力と活動により、小規模ではあるが関東では数少ないミカン狩りが出来る場所として知られるようになってきた。組合として大規模な宣伝等はしていないものの、今では年間5万人前後の観光客が訪れるようになり、収穫時期の終盤には採れる実がなくなり来客を断る場合もあるほどとなっている。

5. おわりに

筑波山麓の傾斜地に位置する酒寄地区では、冬になると麓より山腹の方が数℃暖くなるという特殊な気候現象（斜面温暖帯）を利用することにより、西日本や東海地方とは違う冷涼な環境の北関東において、およそ500年前から在来種のフクレミカン栽培を行ってきた。

戦後は温州ミカンを導入し、山林の開墾を進めて耕地を拡大した。その中で栽培先進地を参考に研究して取り入れた石垣・段々畑を構築していったが、これらに使われる斑れい岩や真砂土は筑波山麓独特のものを活用している。酒寄地区では傾斜地にある家屋の土留めにも斑れい岩の石垣が使われ、道路に沿って黒い石垣が並ぶ景観がみられる。

北関東に位置する桜川市でのミカン栽培は北限のミカンとも言われてきたが、近年は品種改良や温暖化もあって厳密には北限ではない。しかし、生産者たちは本来栽培には適さない寒冷な土地で古来より栽培を行ってきた自負を持っており、現在も栽培技術に関して切磋琢磨しながら活動をしている。

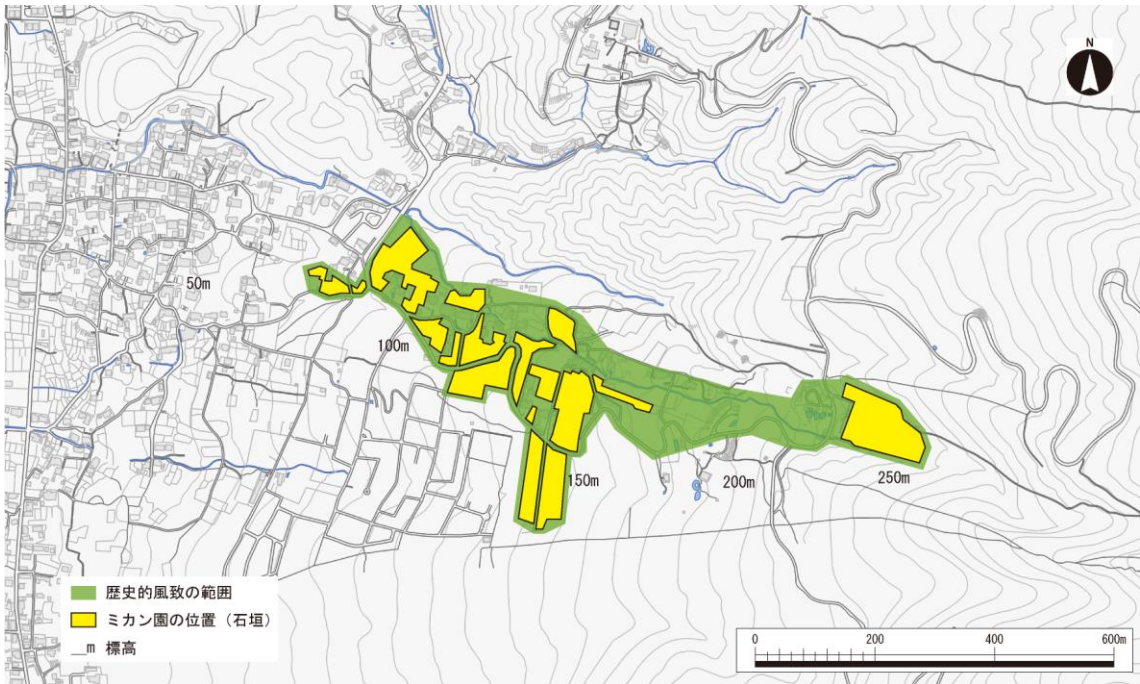
気候・地質的な条件を巧みに利用して行われてきた人々の歴史的な営みは、常緑の中に映える橙色や、フクレミカンの香気と一体となり、地域固有の歴史的風致となっている。



ミカン園の様子



石垣と段々畑の連なる景観



歴史的風致の範囲

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期の桜川市歴史的風致維持向上計画に基づき、真壁伝承館や旧真壁郵便局などの施設整備事業などのハード事業を始めとして、歴史的風致形成建造物の修理費助成や祭礼行事への支援、資料館展示や歴史講座、案内ボランティアの育成などを通じた普及啓発活動などの取り組みによって歴史的風致の維持及び向上を図ってきた。

その結果、来訪者に対する観光案内などの情報発信能力の向上、町歩きにおける滞在場所の増加、歴史的建造物の保存活用、伝統文化・行事の継承などに一定の成果を得ることができた。

一方で、市内には未だ多数の歴史的建造物があり、引き続き修理等に取り組む必要がある。これらの歴史的建造物は後継者不足や修理費の負担増などの問題により、維持管理が困難な状況になっているものも多い。本市における人口減少・少子高齢化は深刻で、歴史的建造物のみならず、町並みを構成する一般の建造物の維持にも困難をきたし、解体除去による空き地増加が進行している。伝統文化や行事、産業などを担う人材の不足も顕著である。

また、本市への来訪者数は計画策定前よりも上昇し、現在も一定程度の水準を保っているものの、東日本大震災や新型コロナウイルスなどの影響もあって伸び悩みもみられている。加えて、市内への来訪者が一部地域に偏りがちになっている状況もある。

さらに、本市には上記建造物以外にも多数の歴史的な資産が残されているが、多くは未調査であり、そうした資産の調査や歴史的な価値づけが必要であるが検討が進んでいない状況である。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

本市には国・県・市指定の文化財や登録有形文化財（建造物）などの歴史的建造物が多数残されており、一部地域は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、指定等は受けていないものの歴史的な価値の高い建造物や工作物も数多くあり、これらは歴史的風致を構成する重要な要素となっている。

これまで本市では修理・修景に対する助成や公有化による直接整備などの取り組みにより歴史的建造物の保存・活用を図ってきた。しかし、所有者の高齢化や代替わりなどによって歴史的建造物の維持が困難となり、破損の進んだ建造物が良好な景観を阻害したり、周辺に物的な被害を生じさせたりするなどの悪影響を与えている。この状況は歴史的建造物以外の建造物でも同様で、解体除去による空き地化も進み、町並み景観全体の維持にも支障をきたす状況となっている。

(2) 地域の伝統文化や行事、産業等の活動の継承に関する課題

本市には、地域固有の伝統を持つ祭礼や芸能、産業などが多数残されており、これらは一体となって歴史的風致を構成している。これまで、一部の祭礼や芸能活動に対して補助をすることにより支援を行ってきた。

しかし、少子高齢化による人口減や社会環境の変化により後継者が不足し、これらの活動を担う人材が急速に減少しており、活動自体が消滅してしまったものもある。今後この傾向はさらに強くなることが想定され、後継者の確保や技術の継承が課題となっている。

(3) 歴史的資産の調査及び歴史的価値付けに関する課題

市内に存在する歴史的資産の一部は文化財指定などを受けて周知され、保存活用が図られているが、多くの歴史的資産は未だ調査がなされていない状態である。存在すら周知されていないものもあると思われるものの、そうした資産の調査や歴史的な価値付けは進んでおらず、早急な調査やその体制づくりが課題となっている。

また、こうした歴史的資産について、市民の愛着や理解度は決して高いとは言えず、広報や啓発活動が不足している。

(4) 情報発信、来訪者の回遊促進に関する課題

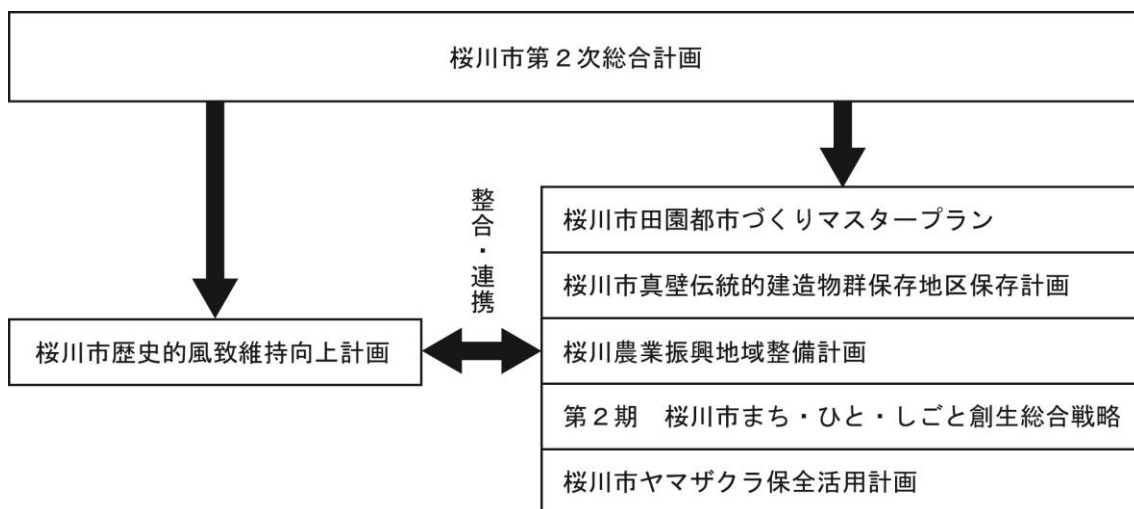
合併以前より、歴史的建造物を生かしたまちづくりや情報発信を行ってきた真壁地区では、地域住民の努力もあって徐々に来訪者数の増加が見られていた。第1期の歴史的風致維持向上計画策定以後はその計画に基づく整備事業などにより、来訪者の増加傾向が強まった。

しかし、平成23年(2011)に発生した東日本大震災により多くの歴史的建造物が被災した影響もあり、近年は来訪者数がやや減少傾向にある。

また、来訪者は歴史的建造物の多く残る真壁地区に集中する傾向があり、これを市内広域に誘導することが課題となっている。

2. 既存計画との関連性

歴史的風致の維持及び向上にあたっては都市計画等関連施策との連携が重要であることから、これらの関連分野の諸計画との整合を図るものである。



桜川市歴史的風致維持向上計画と既存計画との関係

(1) 桜川市第2次総合計画

「桜川市第2次総合計画」では、平成29年(2017)度から令和8年(2026)度までの10年間における本市の将来像を「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」と定め、以下の6つの基本理念を掲げている。

- I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり
- II. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり
- III. 安心 安全安心な暮らしのまちづくり
- IV. 活力 活力ある産業のまちづくり
- V. 快適 快適な暮らしのまちづくり
- VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

このうち、II. 学びでは(5)文化財の保存活用として、ヤマザクラや重要伝統的建造物群保存地区など地域の特徴ある文化資源の保存活用に取り組み、文化財の魅力向上を図るとともに、それらを活かした市民の活動を展開することとしている。

IV. 活力では(3)観光の振興として、ヤマザクラや真壁の町並みをはじめとする桜川市の豊かな観光資源を生かして、市民が主体となる観光振興の取り組みを進め、交流人口の増大による地域活性化を図るとしている。

そして、V. 自治では(2)景観の良い住環境の保全として、ヤマザクラを活かした景観の形成や適切な公園整備により、潤いとやすらぎのある生活環境を創出すること、また、空き家を利活用した住宅の提供や市営住宅の適正な運用など、住みやすい環境を形成し定住促進を図ることとしている。

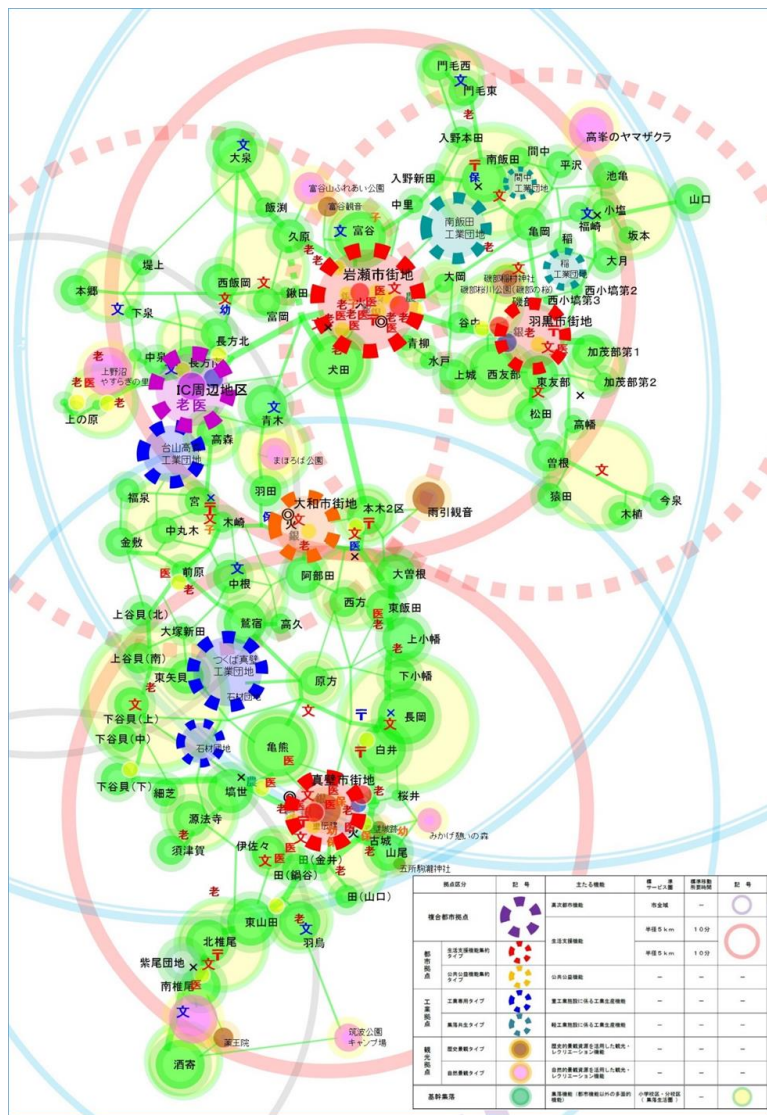


桜川市第2次統合計画に基づく土地利用基本構想図

(2) 桜川市田園都市づくりマスタープラン

桜川市田園都市づくりマスタープランは、計画期間を平成31年(2019)から令和22年(2040)までとし、都市計画マスタープランと土地利用基本計画それぞれの役割を兼ね備えたマスタープランとして、桜川市の目指すべき将来都市像とこれにリンクした市域の適正かつ合理的な利用の展望を明らかにした上で、その実現方策を示し、市民、事業者及び行政共通の都市づくりの指針となるものとして策定した。

その中で、桜川市の都市計画の基本方向は集約と連携のまちづくりの視点から「機能集約」(都市機能を拠点に集約・確保すること)と「多核連携」(市街地と集落が連携し、相互に機能を補完すること)による集約連携型コンパクトシティの形成を目指すとしている。そして、集落の維持・活性化を図り、交通ネットワークの構築を行っていくこと、地域固有の資源であるヤマザクラや歴史的建物などを生かした利活用の推進を図ることなどを定めている。



集約連携型コンパクトシティ組成モデル

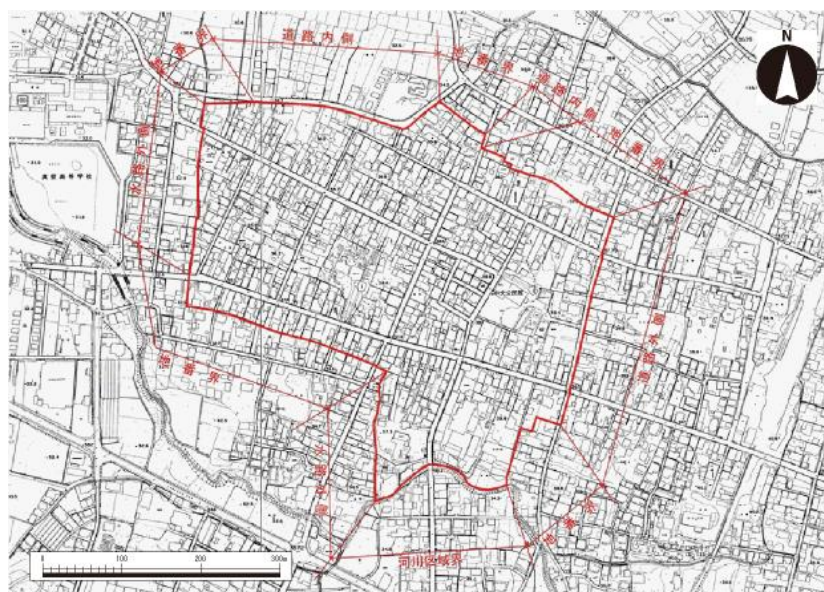
(3) 桜川市景観まちづくり条例

本市では、景観法の施行に関し必要な事項を定め、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、本市の特性にふさわしい良好な景観の形成の実現に寄与することを目的として、桜川市景観まちづくり条例を定めている。条例では、市・市民・事業者それぞれの責務を定め、市は良好な景観の形成の計画的な促進を図るため、景観計画を定めるものとしている。この条例に基づき、本市では現在景観計画の策定に着手しており、本計画における重点区域については、景観計画における重点地区と関係させ、地区別方針の中で景観及び歴史的風致の維持向上を促進できるよう方針を定めていく予定である。

(4) 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 21 年（2009）に策定した桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画は、桜川市真壁の伝統的な町割りと町並み、それらを彩る文化遺産や自然環境を守り伝えるため、住民と行政が協力しながら保存・整備を進め、桜川市の歴史的風致の維持と住民の生活・福祉の向上、ならびに地域の活性化などに資することを目的としている。

保存計画では、概ね昭和前期以前に建築され、保存地区の伝統的な特性をよく現わしている建造物や工作物を伝統的建造物に特定するとともに、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する自然物や土地を環境物件としている。そして、住民の理解と協力を得ながら伝統的建造物や環境物件については修理や復旧、その他の建造物については修景などの保存整備事業を進めることとし、その実施にあたっての方向性と基本的な考え方、助成措置などを示している。



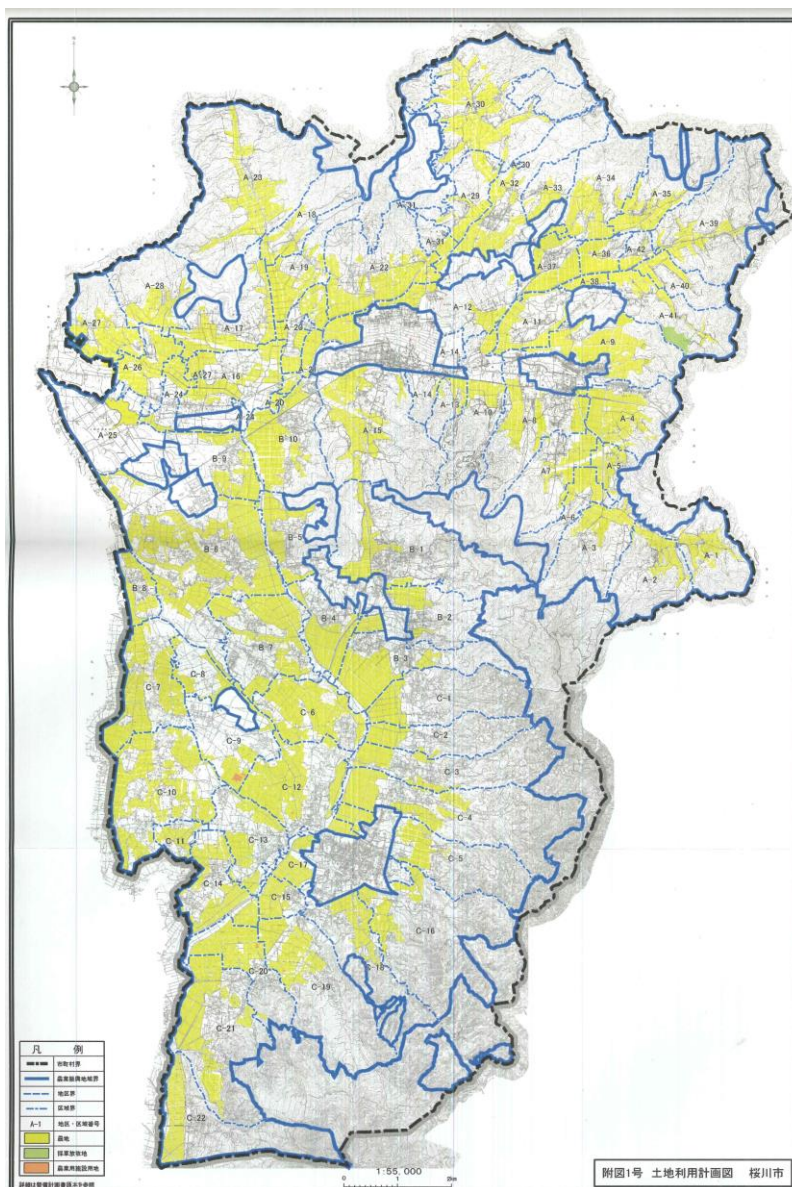
桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の範囲

(5) 桜川農業振興地域整備計画

平成23年(2011)に策定した桜川農業振興地域整備計画は、農地の保全や農業の振興に向けた基本的な枠組みを定めている。

その中で、土地利用の構想として優良農地を将来にわたって良好な状態で確保することを基本に、地域の振興上必要な様々な土地利用との調整に留意しながら計画的な土地利用を進め、農業をはじめとした地域の健全な発展を推進する方針としている。

また、農用地等の保全の方向として後継者不足により機能が低下している農地や耕作放棄地が増加している傾向及び集中豪雨時の鉄砲水や河川整備の遅れを原因とする、法面崩壊や冠水による農地への被害が発生していることを踏まえ、河川改修の促進、各種補助事業による池や排水路の整備等により農用地の保全を図るものとしている。



桜川農業振興地域整備計画に基づく桜川市土地利用計画図

(6) 第2期 桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定したもので、令和2年に第2期計画を定め、計画期間を令和2年（2020）度から令和6年（2024）度としている。

計画では「日本を代表する山桜の里」の再生 - 桜川市の個性と固有資源を活かした“しごと”により自活するまち - を理念として掲げ、本市は山からの恵みや山がもたらす水の恵みを活用して発展してきた地域であり、ひとと山との関係性を紡ぎなおすことが、地域らしさを活かしたまちづくりにつながるととらえている。その上で、山桜が自生する山を再生することにより、水資源の保全、農業の活性化、田園景観の形成など、持続可能なまちづくりにつなげ、山桜の里に暮らす魅力を高め、その魅力を国内外に伝えることにより、「さくらがわ=山桜」と連想されるまちを目指す、としている。

(7) 桜川市ヤマザクラ保全活用計画

桜川市ヤマザクラ保全活用計画は、桜川市第2次総合計画で定めた「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」という将来像の実現に向けた基本方針、実施計画を示すため平成30年（2018）に策定した。計画の目標年次は令和10年（2028）としている。

計画では、歴史ある名勝桜川（サクラ）や国の天然記念物桜川のサクラの再生と、ヤマザクラの自生する里山の保全活動を通し、日本を代表するヤマザクラの里に相応しい景観と自然環境を目指すことで、地域の活性化と、市民の郷土に対する誇りと愛着を育み、桜川らしい真に持続可能な暮らしづくりに繋げることを目的として掲げている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次の通り方針を定める。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

歴史的建造物の適切な保存と活用に積極的に取り組む。指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等は、文化財保護法等に基づき国・県や桜川市伝統的建造物群保存地区保存審議会や市文化財保護審議会等の指導を仰ぎながら、適切な修理や保存、活用を図る。未指定の歴史的建造物については調査を進め、指定文化財等に位置付けていく。

民間所有の歴史的建造物については、歴史的風致形成建造物制度などを積極的に活用して修理費への補助を行い、適切な維持管理を支援する。市所有の歴史的建造物は、専門家の意見を取り入れながら適切な整備を進め、公開活用を推進する。

また、歴史的建造物以外の建造物であっても解体除去による空地化の進行は、町並み景観保護の観点から好ましいものではない。可能な限り次代に引き継げるよう、空き家バンクなどの制度を利用して資産の引き継ぎを支援する。

(2) 地域の伝統文化や行事、産業等の活動の継承に関する方針

伝統的な祭礼や芸能、産業などの後継者育成のため、補助制度や研修、広報活動などを通して支援を行う。また、市民が伝統芸能などに触れる機会づくりやイベント、学校と連携した出張授業等を実施し、将来の担い手育成を図っていく。

(3) 歴史的資産の調査及び歴史的価値付けに関する方針

専門知識・技術を持った職員の増員や外部有識者との連携を深めることで調査体制を強化し、市文化財保護審議会等の指導を仰ぎつつ、市内に眠る豊富な歴史資産の調査を進め、その歴史的価値付けを行う。また、新たに見出した歴史資産等は学術誌への投稿、歴史資料館での展示、歴史講座の開催などを積極的に活用してその周知を図る。

(4) 情報発信、来訪者の回遊促進に関する方針

歴史的建造物やそれらと関連する文化財等に解説版や案内看板、誘導サインなどを設置するとともに、観光案内マップ等の作成を行う。

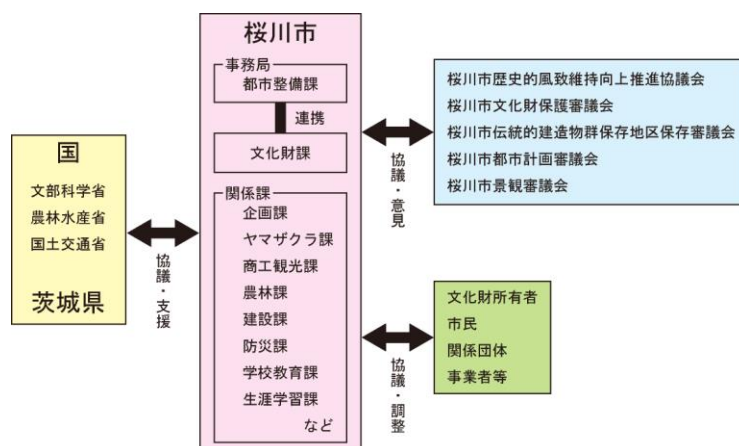
既存の情報発信施設や新たな拠点整備を進め、来訪者への情報提供力の強化や利便性の向上を図る。また、観光案内ボランティア等の育成を行う。

(3)で新たに掘り起こした歴史資産の情報発信・広報を積極的に行い案内看板や誘導サインに反映させ、来訪者の誘導を図り、回遊を促進させる。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施にあたっては、都市整備課が事務局を務め、文化財課と綿密に連携して推進する。各事業の実施は庁内の関係各課と連絡調整を行うとともに、事業の対象となる文化財の所有者や関係する市民、団体、事業者等と協議の上、調整を行う。

必要に応じ、国や茨城県と協議を行い、助言や支援を受けるとともに、桜川市歴史的風致維持向上推進協議会や桜川市文化財保護審議会等と協議、意見の聴取などを行って適切な事業推進、時宜に応じた計画変更などを行っていく。



歴史的風致維持向上計画の実施体制組織図

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市には長い歴史の中で生まれ、人々の活動と歴史的な建造物が密接に結びついた歴史的風致が数多く存在する。本計画では4つの歴史的風致を取り上げた。

一つ目の「真壁の町並みと祇園祭にみる歴史的風致」は、戦国時代の城下町に起源を持ち、数多くの歴史的建造物が残る真壁町を舞台に、江戸時代前期から行われている真壁祇園祭が織りなす景観である。

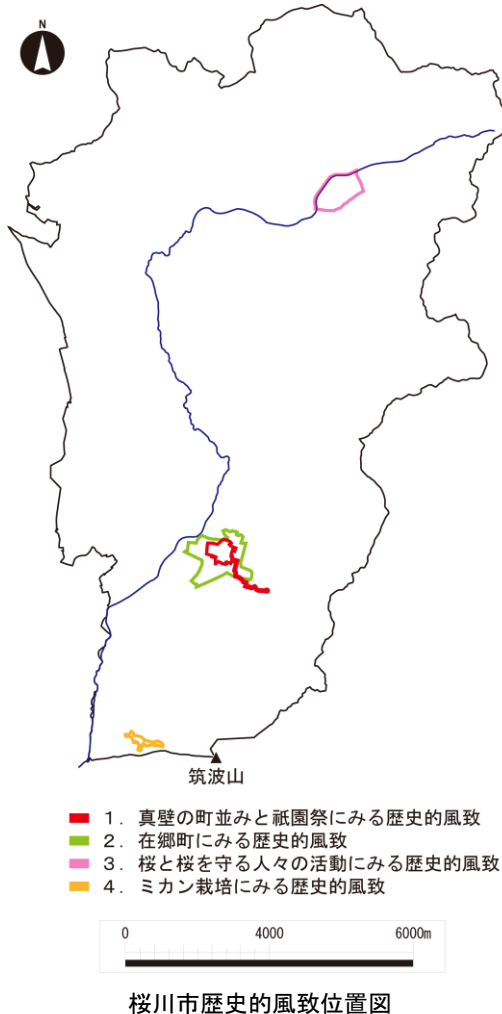
二つ目の「在郷町にみる歴史的風致」は、江戸時代に「在郷町」として栄えた真壁町で発展し、現在も歴史的建造物において行われている産業や商業を通して人々の活動に焦点を当てたもので、地域独特の生産物や地理的要件を活かして行われる産業や商業は、鐘の音や醤油の匂いなどが混ざり合って固有の歴史的風致を形成している。

三つ目の「桜と桜を守る人々の活動にみる歴史的風致」では市の北部に所在し、数々の

文芸作品に登場する「桜川の桜」を、今日まで守り伝えてきた人々の活動を紹介する。江戸時代から桜の名所であるとともに、苗木の産地としても著名であった当地では、現在も地域固有の品種を守りながら苗木を育て各地へ提供する活動が継続している。また、桜川（サクラ）として名勝指定されている桜は、市街地にある磯部稲村神社参道に植えられており、山中ではなく市中に存在する点が特徴で、江戸時代の絵図面に描かれた景観が今に残り、独特な歴史的風致となっている。

四つ目の「ミカン栽培における歴史的風致」では、市の南端にある酒寄地区において、500年以上前から行われているミカン栽培を取り上げる。温暖な気候を好むミカンを「斜面温暖帯」という特殊な気候を利用することによって、冷涼な気候である当地においても栽培を可能にし、地元で採掘される石を利用した石垣・段々畑とそこで行われるミカン栽培は他所には見られない独特の景観を作り出している。

こうした本市の状況を踏まえ、複数の歴史的風致が重複し、第1期計画でも重点区域とした真壁



地区を再び重点区域とするとともに、本計画の効果が市全域に波及するよう、第2期計画では市北部の磯部地区にも重点地区を設定し、各種の事業を展開して歴史的風致の維持向上を図る。

(2) 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲とする。

桜川市の歴史的風致は市域全体に散在しているが、歴史的建造物や伝統的な文化・活動などは真壁地区に比較的多く分布している。真壁の町並みの一部は重要伝統的建造物群保存地区に選定されているなど、地域を代表する歴史的な地域と言え、良好な市街地環境を形成している。この点を重視し、第1期計画では真壁地区を中心とした範囲に重点区域を設定して、歴史的建造物の修理修景や観光拠点の整備、真壁祇園祭の祭具修理補助などの事業を展開してきた。これらの取り組みにより、中世以来の町割りの中に多数の歴史的建造物が存在し、そこに町衆たちの祭りとして引き継がれてきた真壁祇園祭や、伝統的な商業や産業が今に息づいていることなどを特徴とする真壁町地区の魅力が増し、来訪者数の増加につながった。



修理を終えた旧高久家



情報発信の拠点として整備した真壁伝承館

一方で、市内には他にも価値の高い歴史的建造物とそれに関連する人々の活動が実践されている地域があり、それらに対する目配りや市域全体への来訪者誘導について、市民や歴史的風致維持向上推進協議会から指摘・要望された。また、真壁地区を中心とした歴史的建造物についても、未だ修理の行き届かないものが数多く存在し、それらが景観への悪影響を与えている現状がある。こうした意見や現状及び第1期事業の成果を踏まえ、第2期計画では2か所の重点区域を設定することとした。

一つ目は「在郷町真壁地区」とし、第1期計画で定めた重点区域を踏襲し真壁地区に設定する。この地区は本計画で取り上げた歴史的風致のうち、「1. 真壁の町並みと祇園祭

にみる歴史的風致」及び「2. 在郷町にみる歴史的風致」が重なり合って存在する地区である。後者は歴史ある町で発展してきた商業や産業が、今に残る歴史的建造物と関連して醸し出す歴史的風致で、前者はそれらの商業や産業に関わってきた町衆の伝統を今に引き継ぐ人々が執り行う町場の祭礼に関する歴史的風致となり、両者は密接に関連しており、歴史的建造物や古道の残る範囲を重点区域として設定する。

二つ目は市の北部、磯部地区に「桜川のサクラ地区」を設定する。磯部地区は古来より桜の名所として名高く、その一部は名勝桜川（サクラ）として指定されている。桜の樹の多くは市街地の中に存在しており、これらの桜を守り伝えてきた人々の活動によって、桜と集落が一体となった景観を今に伝えている。そこで第2期計画では、名勝の指定地及びその周辺の公園、さらに名前の由来となっている河川である桜川周辺を重点区域として設定する。

(3) 重点区域の名称、区域、面積

① 「在郷町真壁地区」(約 158ha)

重点区域は、史跡真壁城跡とその城下町で、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区を中心とする真壁町、真壁祇園祭の祭神である五所駒瀧神社と神輿の巡行経路、並びに真壁町と隣接し、その経済活動において相互補完的な関係を形成していた古城村、飯塚村、田村、桜井村などの一部を範囲として設定する。

本区域は城下町の町割りを今に残し、江戸時代に在郷町として発展した町場を中心に設定するもので、江戸時代に遡る古道と、その道沿いに歴史的建造物が点在している景観が残る範囲を区域としている。そのため、おおむね現在の市街化区域の範囲と重なる。また、第1期計画において定めた重点区域ともほぼ一致するものである。

② 「桜川のサクラ地区」(約 90ha)

重点区域は、名勝桜川（サクラ）の指定地を含む、磯部稲村神社境内地及び磯部桜川公園を中心に、桜川流域部分の低地までを範囲として設定する。

本区域は名勝指定地を核に神社周辺の市街地、公園、平地林等を含む。この範囲は第2章で掲載した『常陸国中郡桜川之図』（寛政年間（1789～1801）ごろ）にみられるように、神社の境内地を中心として周辺の市街地や平地林、川沿いなどに多数の桜が描かれているところで、おおむね近世の磯部村（大字磯部）と一致し、一体的な土地利用や景観をなしてきた地域である。

2. 重点区域の設定の効果

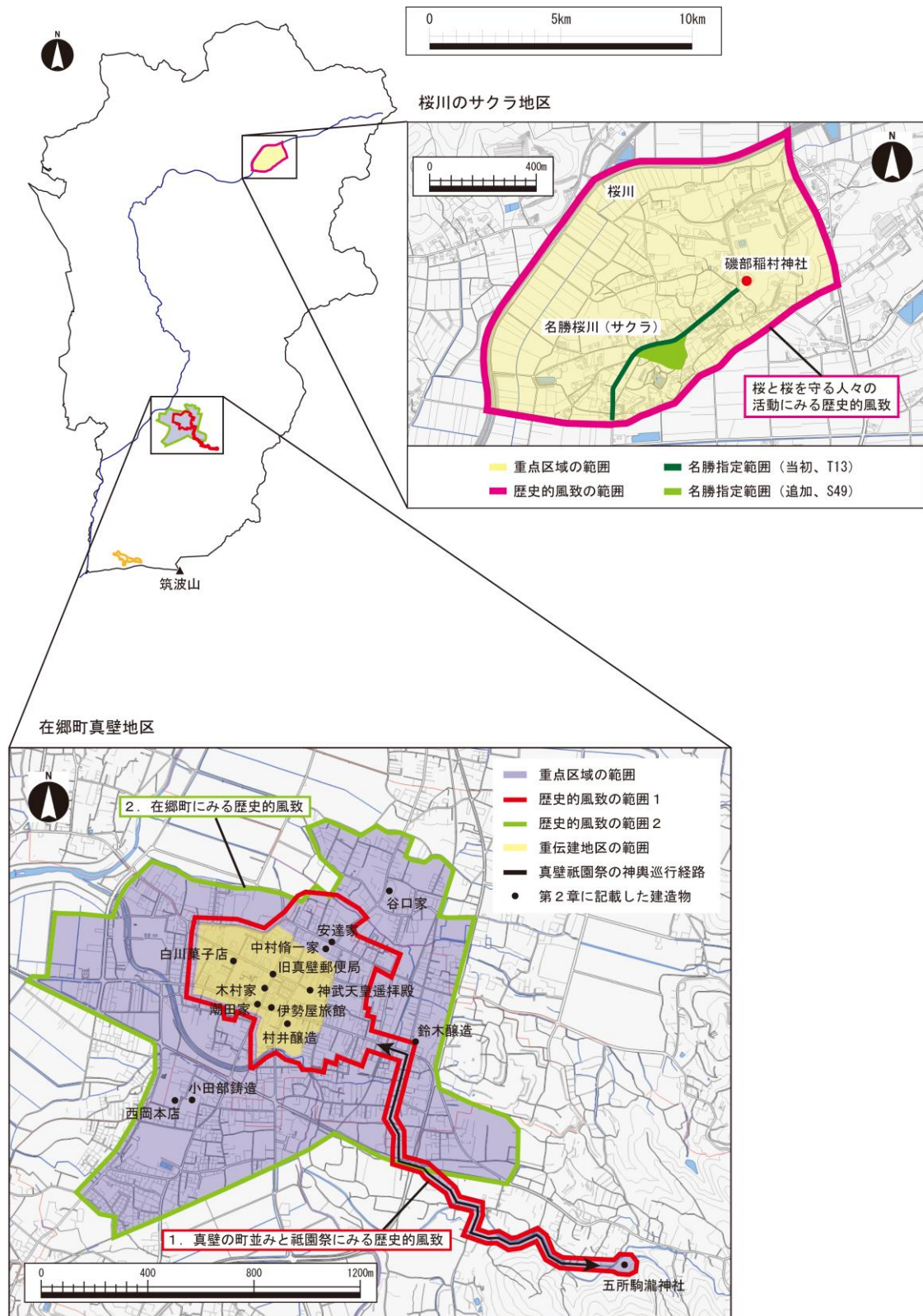
本計画において重点区域は2か所設定した。第1期に引き続き設定した真壁地区は、数多くの歴史的建造物が残る地区で、中世以来の当地域における中心地である。この地区を「在郷町真壁地区」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図る事業を推進していくことにより、区域内の歴史的建造物や伝統的な活動の保護や育成を行うと同

時に、未指定・未調査の文化財の調査も行うことができる。

「桜川のサクラ地区」は第2期で新たに設定した区域で、これにより、民間団体を中心に行われてきた桜の保護育成や顕彰活動などを、行政がより一層後押しすることが可能になり、名勝桜川(サクラ)を中心とした歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

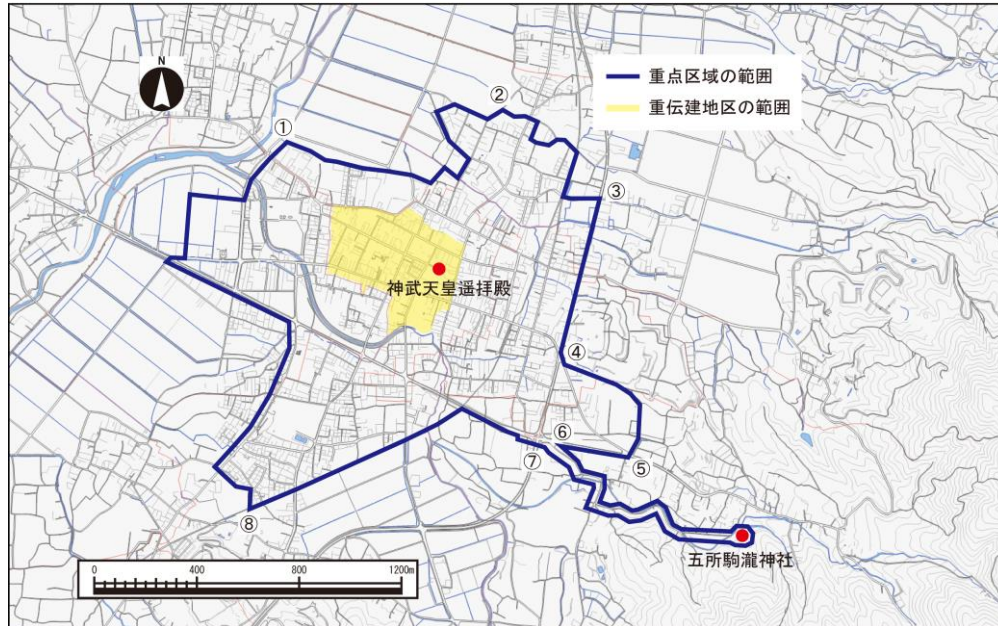
今回、南北に長い市域を持つ本市の中で、北と南にそれぞれ重点区域を設定した。これによって、まずは自らの居住地域により近い歴史的風致に対する周辺住民の理解や愛着の深化を図り、伝統的な活動などへの参加を促していく。そして、この活動や事業を相互に関連させ、広報活動などを行うことで、各々の地域から、広く市域全体の歴史や伝統文化への理解や愛着向上へとつなげていくことを企図する。

また、市域の南北に重点区域を設定し、解説文や案内看板の設置、新たな文化財の掘り起こしなどを行うことで、市域全体への来訪者誘導、回遊促進などの効果が期待でき、来訪者数の増加やリピート率の向上などが見込まれる。



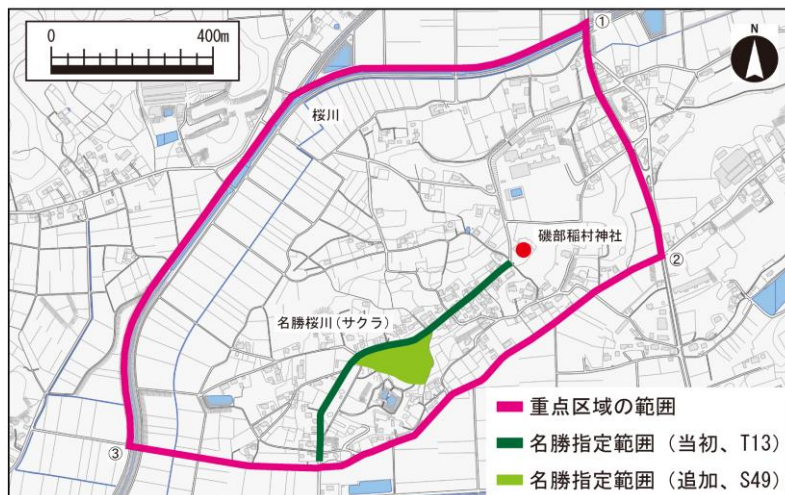
重点区域の位置図

在郷町真壁地区



| | | | |
|-----|------------------------------------|-----|---------------------------------|
| ①～② | 市街化区域・市街化調整区域界 | ⑥～⑦ | 五所駒瀧神社・祇園祭神輿巡行経路 |
| ③～④ | | ⑧～① | 市道 M4134 線・M4081 線・0237 線・県道石岡 |
| ⑤～⑥ | | | 下館線・市道 M2056 線・M2619 線・M2561 線・ |
| ⑦～⑧ | | | M2046 線・M2044 線 |
| ②～③ | 第二種中高層住居専用地域・準工業地域界 | | |
| ④～⑤ | 市道 M2705 線・M2724 線・M2744 線・M2751 線 | | |

桜川のサクラ地区



| | |
|-----|--|
| ①～② | 県道西小埜真岡線 |
| ②～③ | 市道 W3405 線・W3473 線・W3492 線・W3493 線・W3494 線 |
| ③～① | 桜川右岸 |

重点区域の範囲

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

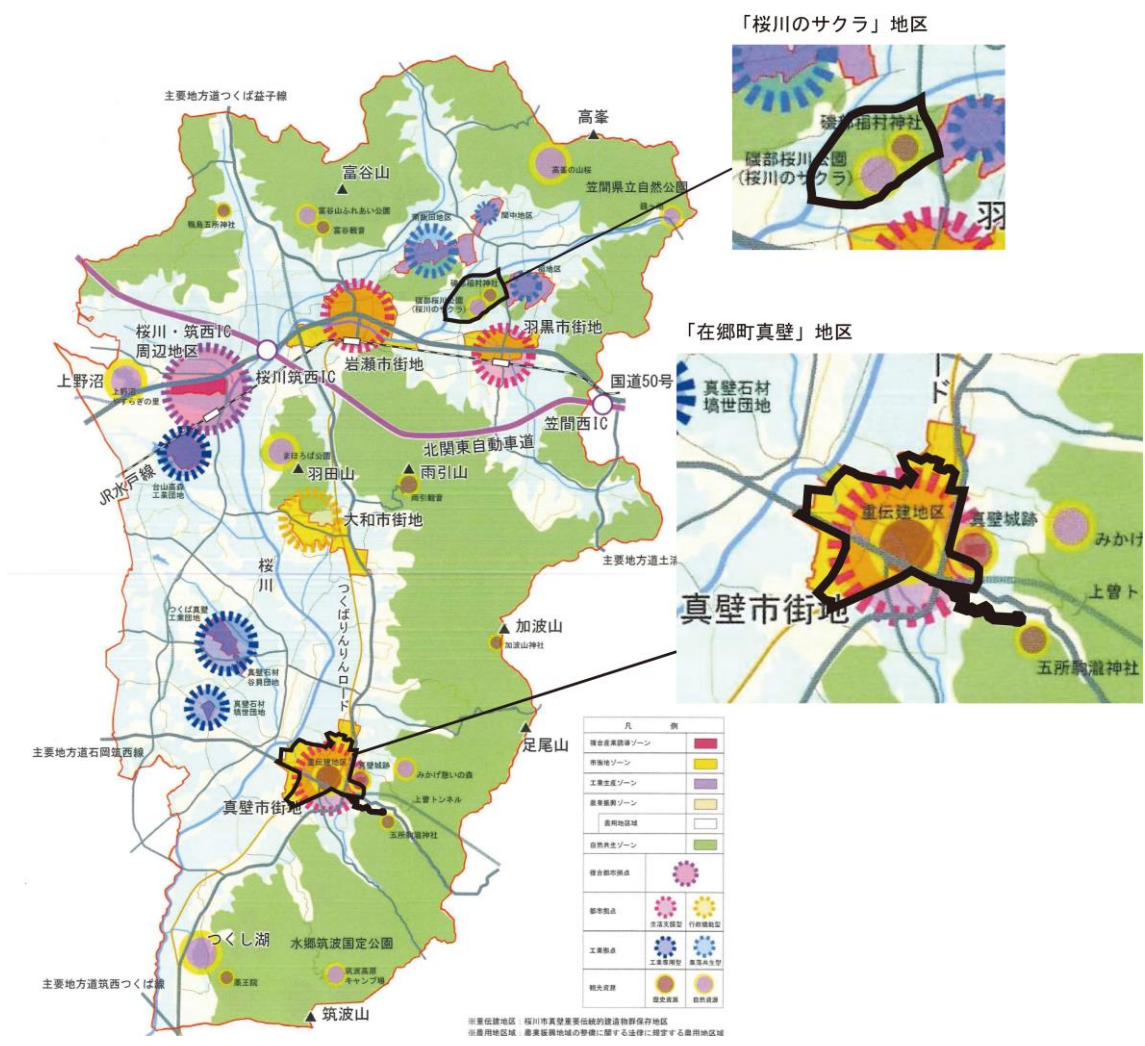
「在郷町真壁地区」は本市の都市計画において、五所駒瀧神社及び真壁祇園祭の神輿巡行経路以外の区域はおおむね市街化区域に指定されている。土地利用の基本構想を定めた桜川市第2次総合計画では真壁市街地ゾーンとほぼ重なる。市街地ゾーンは市街化区域のうち、現に住居、商業、業務その他の用途に供され、または供されることが想定されている地域で、現に形成されている住居、商業、業務その他の用途の環境の保護を優先し、工業の抑制を図っている。桜川市田園都市づくりマスタープランでは、都市拠点（生活支援型）の一つに位置付け、歴史資源の保存・活用を最優先としつつ、これらと調和した風格ある都市づくりの推進を図ることとし、係る視点から土地利用計画と市街地整備手法の見直しを視野に検討を行うこととしている。

一方「桜川のサクラ地区」は全域が市街化調整区域に指定され、そのうちの一部が地区計画における田園集落羽黒第1地区計画（田園集落エリア）に位置付けられている。田園集落エリアでは、集落環境を害する恐れがある土地利用を的確に排除するとともに、それぞれの地域の特性にふさわしい創意工夫と多様性に富んだ質の高い土地利用を計画的に誘導し、地域活力の創出に寄与させていくことを土地利用の方針としている。桜川市第2次総合計画では、自然共生ゾーンの一つに位置づけられている。自然共生ゾーンは、市街化調整区域のうち、自然公園地域、自然環境保全地域、保安林及び国有林に係る地域で、自然的土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図っている。また、自然的土地利用との調和を図りつつ、これらを観光資源として活用することも企図されている。

(2) 茨城県景観形成条例

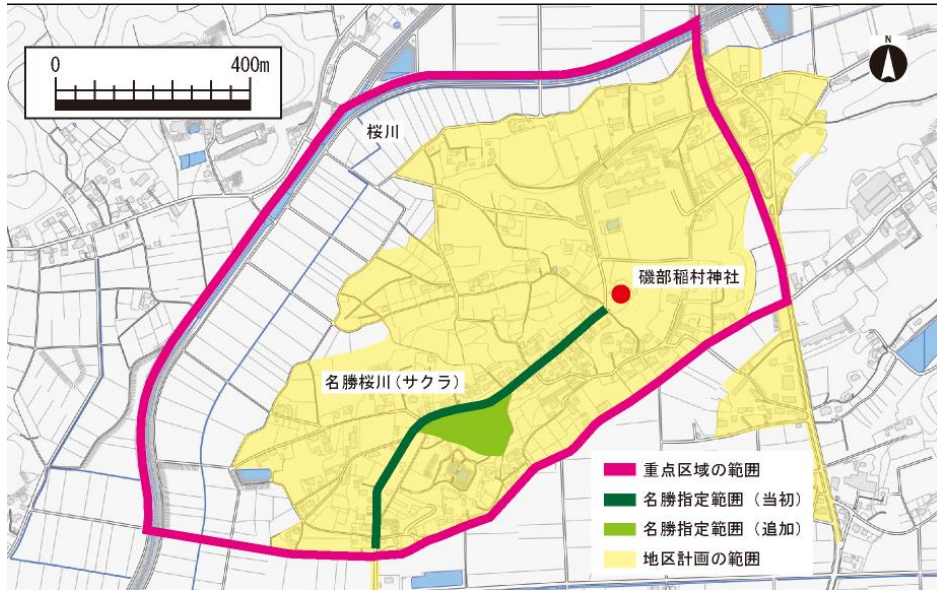
茨城県は、地域の特性を生かした景観形成を行い、潤いとやすらぎを享受できる魅力的な県土の創出に資することを目的として、茨城県景観形成条例を制定している。この条例に基づき、大規模行為に係る景観形成のための基準（景観形成基準）が定められ、届出勧告制度による大規模な建築物の新築等の行為の制限がなされており、桜川市全域もその対象範囲となっている。

届出の対象となる大規模行為とは、（1）建築物等でその高さ又は面積が規則で定める規模に該当するもの（大規模建築物等）の新築、増築、若しくは改築又は移転、（2）大規模建築物等の模様替、色彩の変更その他の外観の変更で、その過半を変更することになるもの、（3）土地の形質の変更で、ア変更に係る土地の面積が規則で定める規模に該当するもの、イ変更に伴い生ずる法面又は擁壁の高さ及び長さ並びに当該変更に係る土地の面積が規則で定める規模に該当するもの、いずれかに該当するものである。



桜川市土地利用基本構想と重点区域との関係

桜川のサクラ地区



田園集落羽黒第1地区計画の範囲(一部)

| | | |
|--------------------|---|--|
| 名称 | 田園集落羽黒第1地区計画 | |
| 位置 | 桜川市西小埜、友部、上城、磯部及び稲の各一部 | |
| 面積 | 約 127.3 ha | |
| 地区計画の目標 | この地区計画は、農地と調和した良好な集落の環境(以下「集落環境」という。)の保護を図りつつ、地域活力の創出に寄与する土地利用を計画的に誘導し、もって持続可能な地域の形成に資することを目標とする。 | |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | 土地利用の方針は、この地区計画の区域(以下「本区域」という。)を幹線道路の沿道の区域(以下「幹線道路沿道エリア」という。)とその他の区域(以下「田園集落エリア」という。)に区分し、それぞれ次のように定める。 (1) 幹線道路沿道エリアは、幹線道路の沿道にふさわしい賑わいのある土地利用を計画的に誘導し、地域における利便の増進に寄与させていくことを土地利用の方針とする。 (2) 田園集落エリアは、集落環境を害するおそれがある土地利用を的確に排除するとともに、それぞれの地域の特性にふさわしい創意工夫と多様性に富んだ質の高い土地利用を計画的に誘導し、地域活力の創出に寄与させていくことを土地利用の方針とする。 |
| | 地区施設の整備方針 | 地区施設は、本区域内における道路法(昭和27年法律第180号)による道路についてそれぞれ次のように定め、将来にわたる持続的な維持及び管理に努めるものとする。 (1) 市街地と各地域との間を連絡し、都市の骨格を形成する路線を幹線道路とする。 (2) 地区間を相互に連絡するとともに、幹線道路と連携して地域の骨格を形成する路線を補助幹線道路とする。 (3) 幹線道路及び補助幹線道路と連携して地区内で発生する交通を適正に処理するための路線を区画道路とする。 |
| | 建築物の整備方針 | 建築物に関する事項は、集落環境と調和したゆとりある居住空間の形成を図るため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度及び高さの最高限度をそれぞれ次のように定めることとあわせて、地域活力の創出に寄与する建築物のきめ細かな誘導を図るための特例措置を定める。 (1) 幹線道路沿道エリアにおける建築物の用途の制限は、第一種住居地域に準拠しつつ、集落環境の保全上支障があると認められる建築物の用途を制限することを基本とする。 (2) 田園集落エリアにおける建築物の用途の制限は、第一種中高層住居専用地域に準拠しつつ、集落環境の保全上支障がないと認められる建築物の用途を許容することを基本とする。 (3) 敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度は、それぞれ第一種低層住居専用地域における最も厳格な基準に準拠することを基本とする。 |

地区計画書の概要(1)

| | | | | | | | |
|----------------|-------------|---|-----------------|--------------|--|--------------|--|
| 地区 整備 計画 | 地区施設の配置及び規模 | | 地区施設の区分 | 代表幅員 | 総延長 | 備考 | |
| | | | 幹線道路 (計 1 路線) | 10.0 m | 約 410 m | 別紙「地区施設調書」参照 | |
| | | | 補助幹線道路 (計 5 路線) | 6.0 ~ 10.5 m | 約 4,925 m | | |
| | | | 区画道路 (計 32 路線) | 4.0 ~ 6.5 m | 約 7,460 m | | |
| | 建築物に関する事項 | エリア区分 | 名称 | 幹線道路沿道エリア | | 田園集落エリア | |
| | | | 面積 | 約 9.9 ha | | 約 117.4 ha | |
| 建築物の用途の制限 | | 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの (2) 建築基準法別表第2(に)項第3号、第5号及び第6号に掲げる建築物 (3) 建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物 | | | 次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物 (2) 事務所(その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下のものに限る。) (3) ホテル又は旅館(いずれもその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下のものに限る。) (4) 倉庫(倉庫業を営む倉庫以外の倉庫で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のものに限る。) | | |
| | 敷地面積の最低限度 | 敷地面積の最低限度は200㎡とする。 | | | | | |
| | 建築物の高さの最高限度 | 建築物の高さの最高限度は10m(建築基準法第56条の2の規定並びに同法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準に適合するものについては20m)とする。 | | | | | |

地区計画の概要(2)

| | |
|-----------------------|--|
| 既存の建築物に対する用途の制限の緩和 | 建築物の用途の制限は、この地区計画の決定の告示(以下「決定告示」という。)の際現に存する建築物(都市計画法(昭和43年法律第100号)又はこれに基づく命令若しくは条例(以下「都市計画法令」という。)の規定に違反していないと認められるものに限る。)について、次の各号に定める範囲内で増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、適用しない。 (1) 決定告示の際現に存する敷地(都市計画法令の規定に違反していないと認められる部分に限る。)内で行うものであること。 (2) 用途を変更しないで行うものであること。 |
| 既存の建築物等に対する敷地面積の制限の緩和 | 敷地面積の最低限度は、これに適合しない建築物の敷地で、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、適用しない。 (1) 決定告示の際現に一の敷地(都市計画法令の規定に違反していないと認められる部分に限る。)として使用されている土地の全部(決定告示後に建築基準法第86条の9第1項各号に掲げる事業(以下「公共事業」という。)の施行により減少した部分を除く。)を一の敷地として使用するもの (2) 決定告示の際現に所有権その他の権利が存する一団の土地について、その全部(決定告示後に公共事業の施行により減少した部分を除く。)を一の敷地として使用するもの |
| 既存の建築物に対する高さの制限の緩和 | 建築物の高さの最高限度は、これに適合しないで現に存する建築物(都市計画法令の規定に違反していないと認められる部分に限る。)について、増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して適用せず、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、適用しない。 |
| 公益上必要な建築物の特例 | 建築物に関する事項は、これに適合しない建築物又は建築物の敷地で、市長が公益上必要と認め、かつ、用途上又は構造上やむを得ないと認めたものに対しては、適用しない。 |
| 地域活力の創出に寄与する建築物の特例 | 建築物に関する事項は、これに適合しない建築物又は建築物の敷地で、市長が桜川市都市計画審議会の議を経て集落環境を害するおそれがないと認め、かつ、地域活力の創出に寄与すると認めたものに対しては、適用しない。 |

地区計画の概要(3)

(3) 茨城県屋外広告物条例

本市における屋外広告物は、茨城県の定めた茨城県屋外広告物条例により規制されている。この条例では、原則として屋外広告物を表示することができない禁止区域と、市町村長の許可を受ければ屋外広告物を表示することができる許可地域が定められている。

禁止地域は美しい自然環境や良好な町並みなど、特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域、及び都市公園や学校など、屋外広告物を表示することが好ましくない場所が定められている。

桜川市全域も茨城県屋外広告物条例の対象となっており、本計画における重点区域と関連のある禁止地域は下記の通りである。

| |
|---|
| 都市計画法に基づき定められた、第一種低層住居専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地及び伝統的建造物群保存地区 |
| 文化財保護法に基づき指定された建造物とその周囲半径 100m以内、及び、史跡、名勝、又は天然記念物として指定された地域 |
| 茨城県文化財保護条例に基づき指定された建造物、県指定史跡、県指定名勝、県指定天然記念物及びこれらの周囲半径 100mの地域 |
| 都市公園法に基づく都市公園 |
| 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所、社寺、教会及び火葬場の建造物並びにこれらの敷地 |
| 道路又は線路の沿線のうち、一定の範囲 |
| 信号機の周囲半径 10m以内の区域 |
| その他（児童福祉施設等） |

屋外広告物の禁止地域のうち、重点区域と関連のあるもの

(4) 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画

在郷町真壁地区の中心部に所在する桜川市真壁伝統的建造物群保存地区には、中世末期の城下町以来の町割りの中に近世から近代にかけて建てられた建造物が数多く存在し、伝統的な町並みを形成している。

本市では、平成 21 年 (2009) に桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画を策定し、伝統的建造物群保存地区全体に現状変更に対する規制を行っている。この規制は伝統的建造物のみならず、新築の建造物についても適用され、周辺環境との調和を図ることができるよう誘導している。

今後も伝統的建造物の修理・復旧に対する「修理・復旧基準」、伝統的建造物以外の建造物の現状変更に対する「修景基準」、建造物等の外観に関わる新築、増築、改築などを

行う場合に、歴史的風致を損なわないよう、守るべき最低限の基準である「許可基準」に基づいた保存・整備を進めることで、地域の特徴ある伝統的な景観の保全、歴史的資源を活かしたまちづくりを推進していく。

基準の一覧

| 項目 | 修理・復旧基準 | 修景基準 | 許可基準 | |
|-----------|--------------|---|--|--|
| 建築物 | 位置 | 敷地の配置履歴を考慮する。建造物の壁面は、周囲の伝統的建造物を考慮し調和を図るものとする。地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える。 | 敷地の配置履歴を考慮する。建造物の壁面は、周囲の伝統的建造物を考慮し調和を図るものとする。地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える。 | 原則として敷地の配置履歴を考慮する。建造物の壁面は、周囲の伝統的建造物を考慮し調和を図るものとする。地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える。 |
| | 高さ | 原則として2階建、高さは10m以下とする。 | 原則として2階建、高さは10m以下とする。 | 通りに面した建造物の場合は原則として2階建、高さは10m以下とし、その他の建造物は3階建以下、高さは13m以下とする。 |
| | 構造 | 在来工法を踏襲した構造を基本とする。 | 在来工法を踏襲した構造を基本とする。 | 歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | 意匠 | 屋根 | 二方向以上の傾斜屋根とする。鼠色の棧瓦葺きで、原則として煉瓦とする。勾配は周囲の伝統的建造物に合わせる。 | 二方向以上の傾斜屋根とし、材料は歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | | | 2階建ての場合は、原則として1階正面に庇を設ける。周囲の伝統的建造物に倣い調和のとれた意匠とする。 | 歴史的風致を損なわないものとする。通りから見える建造物の場合は、周囲の伝統的建造物に倣い調和のとれた意匠とする。 |
| | | | 白漆喰塗り、さらさら下見板張り等の伝統的建築様式を基本とし、歴史的景観に調和したものを原則とする。 | 歴史的風致を損なわないものとする。通りから見える建造物の場合は、周囲の伝統的建造物に倣い調和のとれた意匠とする。 |
| | 色彩 | 建具 | 素材色を基調とし、町並みに調和するものを原則とする。 | 素材色を基調とし、町並みに調和するものを原則とする。 |
| | | | 伝統的な様式に近づけるものとし、通りから見える部分については、木製の引違い戸、もしくは格子戸を原則とする（土蔵造の場合は伝統的建築様式を踏襲する）。 | 歴史的風致を損なわないものとする。通りから見える建造物の場合は、周囲の伝統的建造物に倣い調和のとれたものとする。 |
| | 建築設備等の位置及び形態 | 通りから見えない場所に設置する。 | 通りから見えない場所に設置する。 | 原則として通りから見えない場所に設置する。空調室外機、配電盤、各種計器、プロパンボンベ等は建物正面にはせず、外観に配慮して歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | 屋外広告物 | 必要最少限とし、建造物等の外観と調和した規模、構造、材料、色彩とする。屋根上に設置しない(1階庇屋根上は可)。 | 必要最少限とし、建造物等の外観と調和した規模、構造、材料、色彩とする。屋根上に設置しない(1階庇屋根上は可)。 | 必要最少限とし、歴史的風致を損なわないものとする。屋根上に設置しない(1階庇屋根上は可)。 |
| 工作物 | 門・塀・垣等 | 現状維持のための修理を行い、変更されているものに関しては、痕跡や資料、真壁町における同種の伝統的形式に基づいた復元的修理を行うことを基本とする。 | 門・塀は通りごとの特性に合ったものを選び、意匠や色彩は在来工法の伝統的工作物を踏襲する。 | 門・塀は通りごとの特性に合ったものを選び、歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | ブロック塀 | | | 通りから見える範囲での新設は認めない。 |
| | 石造物 | 現状維持のための修理を行い、変更されているものに関しては、痕跡や資料、真壁町における同種の伝統的形式に基づいた復元的修理を行うことを基本とする。 | | 歴史的風致を損なわないものとする。 |
| 駐車場 | | | 駐車場は塀植栽で修景を施す。 | |
| 土地の形質変更空地 | | | 変更後の状態が歴史的風致を著しく損なうものでないこと。空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運営を図る。 | |
| 木竹の伐採 | | | 伐採後の状態が歴史的風致を著しく損なうものでないこと。 | |
| 環境物件 | 生垣・樹木・庭園等 | 現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復する。 | 履歴を調査の上、然るべき旧状に復する。在来種を用いる。 | 歴史的風致を損なわないものとする。 |
| その他 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> 増築の場合、既存部分が伝統的建造物であればその特徴を踏襲する。 長屋門・納屋・土蔵・石蔵・社寺等は建築物の扱いに従う。 この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、審議会の意見を踏まえ、市長及び教育委員会が付加した条件に従うものとする。 | | |

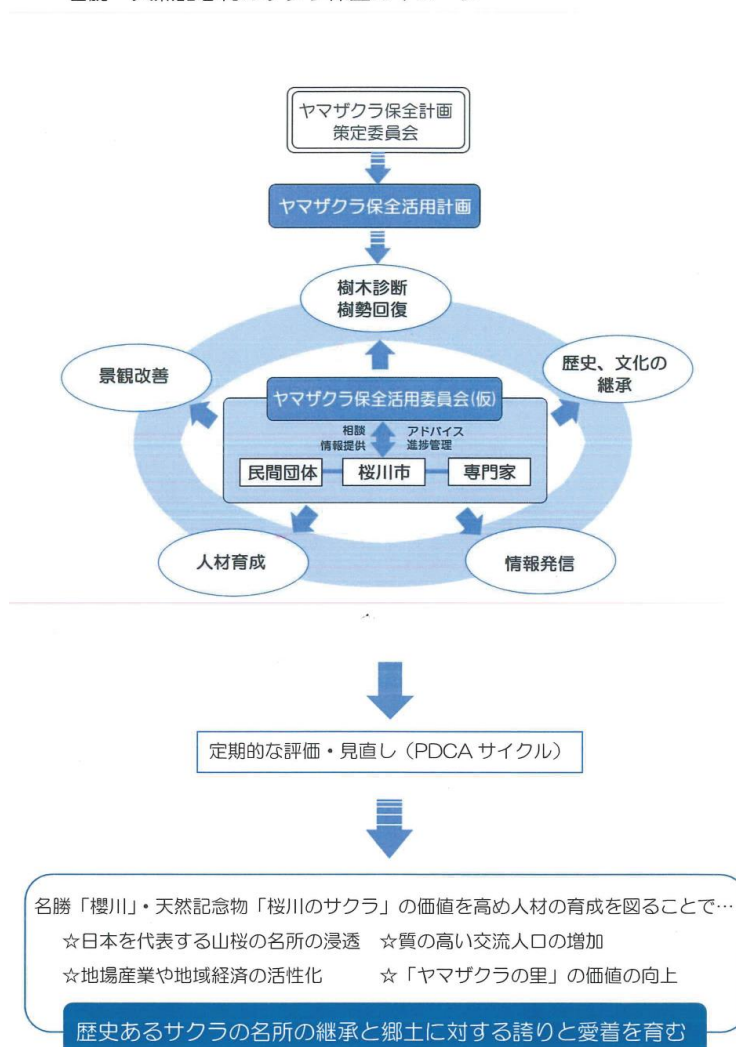
桜川市真壁伝統的建造物群保存地区における修理・復旧等の基準

(5) 桜川市ヤマザクラ保全活用計画

名勝桜川（サクラ）を中核とする桜川のサクラ地区においては、平成30年（2018）に策定した桜川市ヤマザクラ保全計画の中でヤマザクラの保全活用に向けた計画をまとめている。

計画では市・専門家（樹木医等）・民間団体に構成するヤマザクラ保全活用委員会を中核とし、具体的な事業として桜の調査により在来品種と外来品種の特定及び管理番号の付与や地図作成を行うこと、樹木医による樹勢調査とそれに基づく土壌改良や樹勢回復を行うことなどが計画されている。また、後継となる苗木の育成やそのための苗畑の整備、さらには桜の守り手育成や歴史・文化の継承のための資料調査や解説冊子の作成、小中学校での学習会や市民講座等の普及啓発活動も推進していくことで、市民の郷土に対する誇りと愛着を育み、名勝桜川（サクラ）を中核とする地域固有の伝統的な景観を保全及び活用を図っていく。

名勝・天然記念物のサクラ保全のイメージ



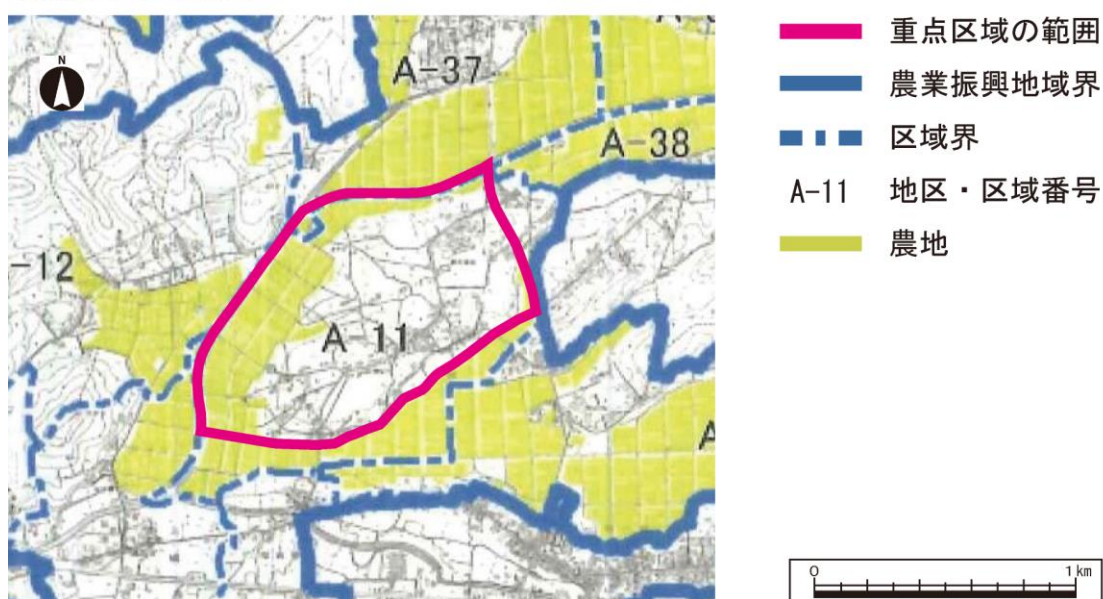
名勝桜川・天然記念物桜川のサクラの保全イメージ図

(6) 桜川農業振興地域整備計画

名勝桜川(サクラ)を中核とする桜川のサクラ地区の一部には農業振興地域内における農用地区域が含まれている。平成23年(2011)に策定した桜川農業振興地域整備計画では、農用地区域の用排水・護岸・農道整備等を行い、農業用水の水質保全や生産条件の改善、生産基盤の向上を図ることとしている。また、農業従事者や後継者不足対策として、集落単位での農業の組織化・法人化を進め、経営支援や実践的研修を通して認定農業者への農地流動化を推進、女性農業者の増加等を企図している。

水田を主体とした農地は伝統的な景観を構成する重要な要素であり、本計画と連携して良好な景観保全を推進していく。

桜川のサクラ地区



桜川農業振興地域整備計画に基づく桜川市土地利用計画図(部分拡大)

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市域全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には現在、国・県・市合わせて128件の指定文化財と、重要伝統的建造物群保存地区1地区及び102棟の登録有形文化財（建造物）など多数の有形・無形文化財が所在している。これらの指定文化財等については、文化財保護法、茨城県文化財保護条例、桜川市文化財保護条例など、関係法令に基づいて所有者・管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行っており、今後も引き続き適切な保存や維持管理を行っていく。

未指定の文化財については、現状の把握に努め、調査研究を行いその価値を適切に判断しながら文化財指定などを進める。指定に至らない文化財についても状況を把握し、所有者などと協議しながら適切な管理について支援を行う。

指定・未指定に関わらず無形文化財については、後継者不足が懸念されており、今後も継承していくことができるよう、担い手育成に対する支援を行う。

史跡真壁城跡については、平成28年（2016）に策定した「史跡真壁城跡整備基本設計 - 中城 -」に基づき発掘調査を進め、今後は中城（三の丸に相当）に所在する庭園遺構などの整備を推進していく。

桜川市真壁伝統的建造物群保存地区については、平成21年（2009）に策定した「桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画」に基づいて、伝統的建造物や環境物件については修理や復旧、その他の建造物については修景などの保存整備事業を進める。

名勝桜川（サクラ）については、平成30年（2018）に策定した「桜川市ヤマザクラ保全活用計画」に基づき、樹木の保護育成や環境保全、人材育成や普及活動などを進めていく。

文化財保存活用地域計画については現在未策定であるが、今後茨城県文化財保存活用大綱をもとに策定を検討していく。

これらの方針にしたがい、各種の事業を進めるとともに、真壁伝承館歴史資料館での展示や歴史講座などの市民向け啓発活動や、広報活動などを積極的に進め、市の魅力向上・情報発信を積極的に進めていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理や整備にあたっては、所有者や管理者による適切な維持管理と日常的な点検により損傷の早期発見をすることを基本とし、県の文化財巡視事業などを通して、市も文化財の状況把握に努める。また、所有者等の意識向上のための適切な助言も行う。

修理や整備の実施は、文化財保護法や茨城県文化財保護条例、桜川市文化財保護条例などの関係法令を遵守し、適切な手順を経て諸手続きを行うとともに、文化庁や茨城県及び

桜川市文化財保護審議会などの指導を仰ぐなど、関係機関や専門家と連携して事業を行う。あわせて、文化財所有者の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を有効に活用する。

なお、これらの修理（整備）にあたっては文化財の価値を毀損することのないよう、事前の調査や研究、専門家の指導助言などに基づく適切な保存修理等を実施する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では、第１期の桜川市歴史的風致維持向上計画の中で、真壁陣屋跡整備事業として複合施設である真壁伝承館を整備し、歴史資料館を併設した。真壁伝承館歴史資料館は文化財の保存・活用を図るための拠点となり、文化財の活用や情報発信をするにあたって、より良い環境を整備することができた。

真壁伝承館歴史資料館以外にも市内には、合併以前より岩瀬中央公民館と大和中央公民館にそれぞれ、地域の考古資料などを展示している郷土資料室が存在しているが、現状は施設の老朽化もあって積極的に活用されているとはいえないため、真壁伝承館歴史資料館への資料移設と展示公開を進めるとともに、市内各地での巡回展示なども併せて行うことで、広く市民への周知・啓発活動を行っていく。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は単独での価値のみならず周辺環境と深く関係しながら一体となってその価値を有するものであり、文化財の周辺環境の保全も重要な課題である。

本市では、都市計画法や景観法などの関連法令と連動して周辺環境の保全を進め、景観を阻害する要素については所有者や管理者と協議のうえ改善を促し、文化財や伝統的な町並みなどと調和のとれた景観に誘導していく。道路の美装化や電線地中化等についても必要箇所を選定し実施を検討する。

さらに、案内看板や説明板を設置し、来訪者への情報発信、利便性向上を図るとともに市域全体への回遊を促していく。

（５）文化財の防災に関する方針

有形文化財は地震や火災などの災害による毀損や滅失の危険性があることから、所有者や管理者に対する防災対策への注意喚起を促すとともに、災害発生時の被災リスクを低減できるよう、文化財防火デーなどを利用して、所有者のみならず地域住民を含んだ防火訓練などを実施し、防災意識の向上に努める。

歴史的建造物については自動火災報知機や消火器等の防火設備設置などの火災対策や、耐震診断や耐震補強工事の実施などの地震対策への支援も行っていく。

また、近年多発する文化財の盗難や汚損、損壊などについても所有者等に注意喚起、情報発信を行うとともに、防犯設備に対する費用面の支援などを行い、設置を促していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存や活用を推進するにあたって重要なことは、市民が文化財に対する理解・関心を持ち、地域の歴史や文化に愛着を持つことである。そのために、真壁伝承館歴史資料館での展示、歴史講座の開催、現地説明会等の事業を積極的に行うとともに、市のホームページなどでの情報発信を行っていく。特に次代を担う若い世代の育成を重視し、学校と連携した体験学習や出張授業、真壁伝承館歴史資料館での職業体験受け入れなどを積極的に推進する。

また、民間事業者や各種団体、住民などと連携した活用普及事業を展開し、文化財の保存及び活用を推進していく。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市における埋蔵文化財に関する業務は教育委員会文化財課が担当している。文化財課では埋蔵文化財に対し、文化財保護法などの関係法令に基づいて開発に先立つ事業者との協議や試掘調査、記録保存のための発掘調査などを行っている。また、史跡整備のための確認調査等も行っている。なお、近世以降の遺跡についても地域の歴史文化に必要なものについては保護や記録保存の対象としている。

今後とも上記の業務を継続して行い、埋蔵文化財に対する法手続きの徹底を図り、埋蔵文化財保護行政を推進していく。

(8) 教育委員会等の体制と今後の方針

本市における文化財保護に関する業務は教育委員会文化財課が担当している。文化財課は現在、課長1名、学芸員資格を有する職員3名（文献1、考古2）、事務職員1名で構成されている。

また、桜川市文化財保護審議会条例に基づき設置された桜川市文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、答申する役割を担っている。委員は現在8名で構成され、内訳は郷土史3、考古2、伝統芸能1、美術工芸（仏像）1、建築1からなる。

今後とも上記の体制で文化財保護行政を行い、文化財の保存及び活用や、歴史的風致の維持及び向上を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

市内には歴史や伝統文化に関わる活動を行っている各種の団体が存在する。市ではこれらの団体に対し、情報提供や活動への補助、発表の場の創設などの支援を行ってきた。今後とも伝統文化の担い手育成を中心にこれらの事業を継続し、地域住民が主体となって歴史や伝統文化を守っていく体制の整備を進めていく。

| 団体名 | 主な活動地区 | 活動概要 |
|-------------------------------------|----------|-------------------------|
| 真壁御囃子保存会 常陸真壁ばやし連 | 真壁（五町内） | 囃子の保存・継承 |
| 加波山囃子保存会 | 大曾根 | 囃子の保存・継承 |
| 宮大杉囃子保存会 | 大国玉 | 囃子の保存・継承 |
| 青木大杉囃子保存会 | 青木 | 囃子の保存・継承 |
| 人形浄瑠璃真壁白井座 <small>じょうるり</small> | 真壁 | 人形浄瑠璃の保存・継承 |
| 久原ひょっとこ保存会 <small>くばら</small> | 久原 | ひょっとこ踊りの保存・継承 |
| 西小塙けら踊り保存会 <small>にしこぼなわ</small> | 西小塙 | けら踊りの保存・継承 |
| 桜川磯部観世会 <small>かんぜかい</small> | 磯部 | 謡曲「桜川」の継承と 桜川の桜の啓発活動 |
| 桜川保勝会 | 磯部ほか周辺里山 | 桜川の桜の保護・啓発活動 |
| サクラサクリプロジェクト | 磯部を中心に全域 | 桜川の桜の保護・啓発活動 |
| ディスカバーまかべ | 真壁 | 町並みの保存・啓発活動 |
| 真壁町登録文化財を活かす会 | 真壁 | 登録文化財の保存活用 |
| 真壁街並み案内ボランティア | 真壁 | 真壁の町並みの観光案内 |

桜川市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には国の文化財として史跡真壁城跡、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区、名勝桜川（サクラ）、天然記念物桜川のサクラ、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財五所駒瀧神社の祭事の計5件及び、登録有形文化財（建造物）102棟、県指定文化財4件（うち2件は現在茨城県立歴史館に寄託中）、市指定文化財13件など多数の文化財が集中している。

これらの指定文化財等については、前述した「史跡真壁城跡整備基本設計 - 中城 - 」などの各計画や、文化財保護法等の関係法令に基づいて、文化財所有者と協力して適切な維持管理や保存を行い、そのうえで公開活用や情報発信を行っていく。

未指定の文化財については調査・研究によりその歴史的価値を位置づけ、新規の文化財指定も視野に入れて保存・活用を進める。

関連する事業

- 1、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存修理事業（平成23年度～令和12年度）
- 2、歴史的風致形成建造物整備事業（令和3年度～令和12年度）
- 3、史跡真壁城跡整備事業（平成9年度～令和12年度）
- 4、真壁伝承館歴史資料館運営事業（平成23年度～令和12年度）
- 5、ヤマザクラ保全活用事業（平成30年度～令和12年度）
- 6、磯部桜川公園整備事業（令和3年度～令和12年度）
- 7、歴史文化担い手育成事業（令和3年度～令和12年度）
- 8、指定文化財保存整備事業（令和3年度～令和12年度）
- 9、未指定文化財調査事業（令和3年度～令和12年度）
- 10、案内板等整備事業（令和3年度～令和12年度）
- 11、景観計画策定事業（令和2年度～令和3年度）

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内に存在する国の文化財については、前述の計画に基づいて適切な修理や整備を進め、さらなる魅力増加や情報発信に努める。

未指定の文化財、特に歴史的建造物については、新規の文化財指定や歴史的風致形成建造物への指定を検討し、これらの制度に伴う補助制度を有効に活用して文化財所有者の費用負担軽減を図りつつ修理を行い、歴史的建造物の滅失を軽減していく。

歴史的な建造物以外の一般の建造物についても、新築や改築などに際し、周囲の伝統的な景観に配慮した修景事業を所有者に対して促すことで、歴史的景観の維持及び向上を推進する。

関連する事業

- 1、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存修理事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- 2、歴史的風致形成建造物整備事業（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 3、史跡真壁城跡整備事業（平成 9 年度～令和 12 年度）
- 4、真壁伝承館歴史資料館運営事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- 5、ヤマザクラ保全活用事業（平成 30 年度～令和 12 年度）
- 8、指定文化財保存整備事業（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 9、未指定文化財調査事業（令和 3 年度～令和 12 年度）

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある真壁伝承館歴史資料館は、来訪者が立ち寄って歴史や文化の情報を入手することができる施設として整備した。今後も企画展や歴史講座などを開催して情報発信の強化を進めるとともに、未指定文化財などの調査研究の拠点としても活用し、文化財を活用した市の魅力向上に努める。

伝統的建造物群保存地区内に所在する旧高久家住宅は市所有の歴史的風致形成建造物で、第 1 期計画において整備を行い、公開活用を開始した。第 2 期計画においても引き続き事業を継続し、地域における交流拠点としてさらなる活用を推進していく。

名勝桜川（サクラ）指定地を一部内包する磯部桜川公園については、施肥や土壌改良により植生維持や樹勢回復を図るとともに、来訪者の利便性向上のため遊歩道やトイレなどの便益施設の整備を進める。その際には国・県・市文化財課と綿密な連携を取り、関係法令を遵守して整備を行う。

関連する事業

- 2、歴史的風致形成建造物整備事業（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 4、真壁伝承館歴史資料館運営事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- 6、磯部桜川公園整備事業（令和 3 年度～令和 12 年度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の良好な景観を維持し、整備をするために必要な規制を定めるため景観計画を策定する。景観計画における重点地区は、本計画における重点区域を踏襲する方向で検討を進め、都市計画法とも連携しながら、良好な景観の創出に努めることで文化財周辺の環境を保全していく。また、公共空間の景観形成ガイドラインも併せて策定し景観改善を図る。

名勝桜川（サクラ）は一般の住宅地に隣接した地域に所在し、周辺には景観に影響を及ぼしたり、桜の生育に悪影響を与えたりする建造物などがある。これら建造物の所有者や管理者に対し除去や修景等を促し、周辺環境の改善を図る。

関連する事業

- 5、ヤマザクラ保全活用事業（平成 30 年度～令和 12 年度）
- 11、景観計画策定事業（令和 2 年度～令和 3 年度）

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

「在郷町真壁地区」は、歴史的建造物を含む数多くの木造建築物が密集しており、火災の被害が拡大する危険性の高い地区である。そのため火災を含む各種の災害の被害拡大を防ぐため、「桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画」に基づき、防災施設等の整備を推進する。併せて啓発活動や防火訓練などを実施することで、文化財を含めた自らが居住する町並みを、地域住民が一体となって守り担っていく意識を醸成し、防災意識の向上を図る。

関連する事業

- 1、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存修理事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- 7、歴史文化担い手育成事業（令和 3 年度～令和 12 年度）

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に多数存在する文化財の普及・啓発は、歴史的風致の維持及び向上に欠かすことのできない事業であり、文化財を活用したまちづくりを積極的に推進していく。具体的な事業としては、真壁伝承館歴史資料館での企画展示や歴史講座、文化財の現地説明会、発掘体験などの体験学習などのイベントを開催する。特に若い世代の育成を重視し、学校と連携した体験学習や出張授業、真壁伝承館歴史資料館での職業体験受け入れなどを実施する。こうした普及啓発活動を通して文化財や伝統文化に対する知識や興味を高めるとともに、継承していく担い手の育成につなげる。

名勝桜川（サクラ）を含む桜川の桜については、その歴史に関する資料収集を行って解説冊子等を作成し、学校での学習会や歴史講座等を開催し、歴史文化の継承に努める。

これらの文化財を含む本市の魅力を積極的に発信していくためにホームページや文化財紹介動画などのデジタルコンテンツの充実、市の歴史や文化財に関する冊子やパンフレットなどの刊行などを行う。また、文化財に対する案内看板や説明板を設置し、情報発信を進めるとともに、市内全域への来訪者誘導を促す。

関連する事業

- 4、真壁伝承館歴史資料館運営事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- 5、ヤマザクラ保全活用事業（平成 30 年度～令和 12 年度）
- 7、歴史文化担い手育成事業（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 10、案内板等整備事業（令和 3 年度～令和 12 年度）

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内には真壁城跡を含む5か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する。これらの周知の埋蔵文化財包蔵地においては、引き続き関係法令に基づいた諸手続きの周知を徹底し、埋蔵文化財の保護を行っていく。

関連する事業

- 3、史跡真壁城跡整備事業（平成9年度～令和12年度）

(8) 各種団体の状況及び今後の具体的な計画

本市には重点区域内を主な活動範囲としている団体が複数存在している。市ではこれらの団体に対し、情報提供や活動への補助、発表の場の創設などの支援を行ってきた。今後とも伝統文化の担い手育成を中心にこれらの事業を継続し、地域住民が主体となって歴史や伝統文化を守っていく体制の整備を進めていく。

関連する事業

- 5、ヤマザクラ保全活用事業（平成30年度～令和12年度）
- 7、歴史文化担い手育成事業（令和3年度～令和12年度）

| 団体名 | 主な活動地区 | 活動概要 |
|------------------------------------|----------|-------------------------|
| 真壁御囃子保存会 常陸真壁ばやし連 | 真壁（五町内） | 囃子の保存・継承 |
| 人形浄瑠璃真壁白井座 <small>じょうるり</small> | 真壁 | 人形浄瑠璃の保存・継承 |
| 桜川磯部観世会 <small>かんぜかい</small> | 磯部 | 謡曲「桜川」の継承と 桜川の桜の啓発活動 |
| 桜川保勝会 | 磯部ほか周辺里山 | 桜川の桜の保護・啓発活動 |
| サクラサクリプロジェクト | 磯部を中心に全域 | 桜川の桜の保護・啓発活動 |
| ディスカバーまかべ | 真壁 | 町並みの保存・啓発活動 |
| 真壁町登録文化財を活かす会 | 真壁 | 登録文化財の保存活用 |
| 真壁街並み案内ボランティア | 真壁 | 真壁の町並みの観光案内 |

重点区域内の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と管理を通して歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

第1期計画では、真壁伝承館や旧真壁郵便局などの施設整備を行い、真壁地区への来訪者が立ち寄って歴史や文化の情報を手に入れることができる場所として開設した。旧高久家は所有者より寄贈を受けて市が整備をし、施設貸し出しを行っている。近年は地域おこし協力隊と連携した活用を開始し、来訪者向けの施設のみならず、地域交流の新たな拠点としても使われている。歴史的風致形成建造物の修理費助成では、数多くの歴史的建造物を滅失の危機から救い、伝統的な町並み景観の維持に寄与することができた。

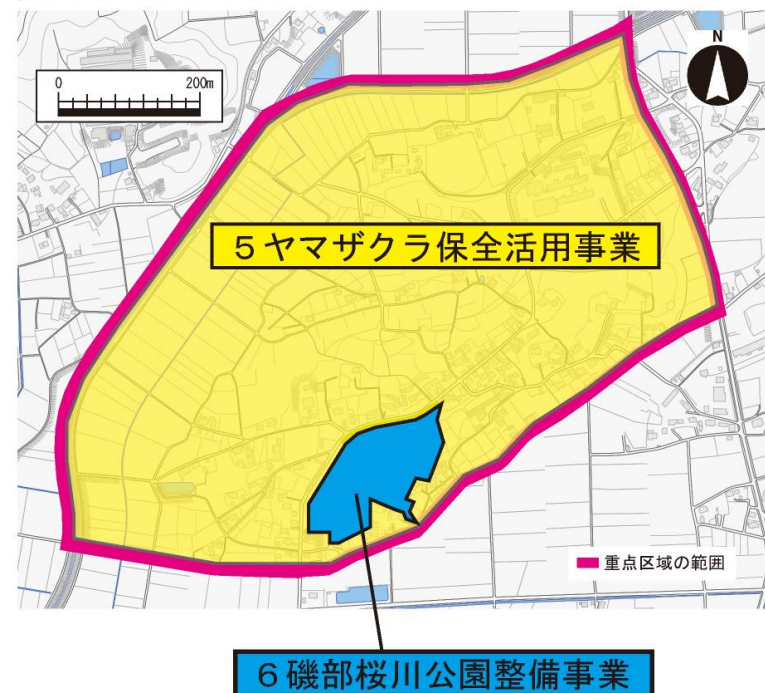
一方で、市内にはまだ多数の歴史的建造物があり、引き続き修理等に取り組む必要がある。本市における人口減少・少子高齢化は深刻で、歴史的建造物のみならず、町並みを構成する通常の建造物の維持にも困難をきたし、解体除去による空き地増加が進行している。伝統文化や行事、産業などを担う人材の不足も顕著である。

第2期計画では、こうした状況を踏まえ、引き続き歴史的建造物の維持管理や保存修理に取り組むとともに、歴史や文化に対する講座や展示、広報活動、ボランティアの育成などのソフト事業を実施し、市民の歴史や文化に対する理解・愛着を深め、誇りを持てるような地域づくりを目指す。歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係部局と十分協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努め、必要に応じて所有者に対して指導助言を行っていく。

在郷町真壁地区



桜川のサクラ地区



事業位置図

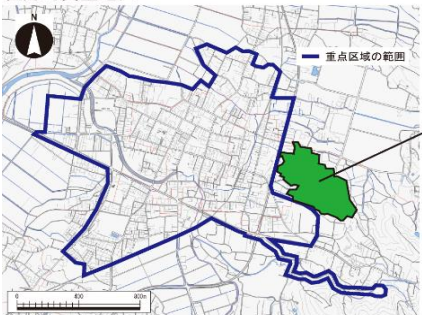


※上記の他、市内全域で行う事業

- 5. ヤマザクラ保全活用事業、7. 歴史文化担い手育成事業、8. 指定文化財保存整備事業
- 9. 未指定文化財調査事業、10. 案内板等整備事業、11. 景観計画策定事業

2. 事業

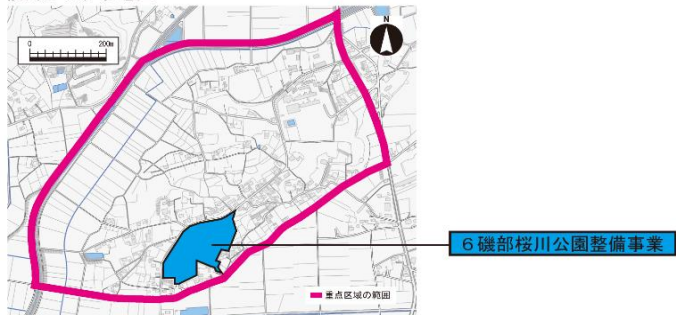



| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 1 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存修理事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 伝統的建造物群基盤強化事業 |
| 事業期間 | 平成23年（2011）度～令和12年（2030）度 |
| 事業位置 | <p>在郷町真壁地区</p>  <p>1 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存修理事業</p> |
| 事業概要 | <p>重要伝統的建造物群保存地区内において、伝統的建造物に特定している歴史的建造物の保存修理及びその他の建築物等の修景を行う。</p> <p>○修理事例（第1期計画）</p>  <p>村井醸造石蔵</p> <p>○修景事例（第1期計画）</p>  <p>川島家板塀</p> <p>大木家店舗</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>伝統的建造物の保存修理や、その他の建築物等の修景を行うことにより伝統的な町並み景観の向上につながり、市民の郷土への愛着が深まるとともに、歴史的景観を訪ねる来訪者数の増加につながる。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 2 歴史的風致形成建造物整備事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （令和3年（2021）度～令和7年（2025）度） 市単独事業 |
| 事業期間 | 令和3年（2021）度～令和12年（2030）度 |
| 事業位置 | <p>在郷町真壁地区</p>  <p>2 歴史的風致形成建造物整備事業</p> |
| 事業概要 | <p>重点区域内に存在する歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、修理費補助を行う。また、歴史的建造物の維持管理や活用について適切な助言等を行う。</p> <p>○修理事例（第1期計画）</p>  <p>旧高久家住宅店舗</p> <p>○活用状況</p>  <p>旧高久家住宅店舗の活用 祭礼やイベント開催時の貸店舗として活用。近年は地域おこし協力隊が定期的にマルシェを開設。観光客や地域の人々の交流拠点となっている。</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定することで、修理費の補助を行うことができ、個人では修理の難しい建造物の維持や保存修理を行いやすくなる。これにより伝統的な町並み景観の向上につながり、市民の郷土への愛着が深まるとともに、歴史的景観を訪ねる来訪者数の増加につながる。 |


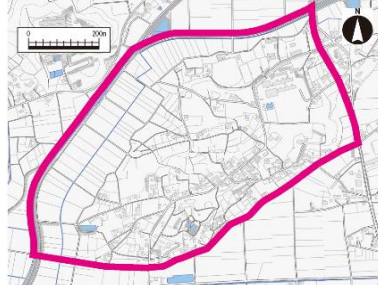
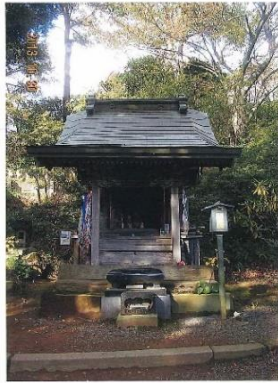


| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 3 史跡真壁城跡整備事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業、市単独事業 |
| 事業期間 | 平成9年（1997）度～令和12年（2030）度 |
| 事業位置 | <p>在郷町真壁地区</p>  <p>重点区域の範囲</p> <p>3 史跡真壁城跡整備事業</p> |
| 事業概要 | <p>史跡真壁城跡の発掘調査を行い、その調査成果に基づいて史跡整備を行う。土塁と堀、平場の整備を基本とし、調査成果により門や会所、茶室等の復元的整備も検討する。</p> <p>○史跡真壁城跡（航空写真）</p>  <p>○整備状況</p>  <p>真壁城内の平場や園路、堀、土塁の整備</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>史跡真壁城跡の整備を進めることで、史跡自体の魅力が増加するとともに、城下町である真壁の町並みと合わせて情報発信をすることで、より一層の魅力向上につながり、来訪者数の増加、歴史的風致の維持及び向上につながる。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 4 真壁伝承館歴史資料館運営事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 平成23年（2011）度～令和12年（2030）度 |
| 事業位置 | <p>在郷町真壁地区</p>  <p>重点区域の範囲</p> <p>4 真壁伝承館歴史資料館運営事業</p> |
| 事業概要 | <p>桜川市真壁伝統的建造物群保存地区内に所在する真壁伝承館歴史資料館で定期的に企画展を行い、地域史の掘り起こしと歴史的な価値付けを行う。</p> <p>○真壁伝承館歴史資料館</p>  <p>○第11回企画展「追憶の筑波鉄道」開催時の様子と廃線跡ウォーキングの様子</p>   <p>歴史資料館展示室</p> <p>旧東飯田駅跡</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>伝統的な景観の残る真壁の町並みの中にある歴史資料館において、地域史に注力した企画展を実施することで、来訪者に対する市の情報・魅力発信を行うとともに、市民の歴史文化に対する理解も深めることができ、歴史的風致の向上に寄与することができる。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 5 ヤマザクラ保全活用事業 |
| 事業主体 | 桜川市、民間団体 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 平成30年（2018）度～令和12年（2030）度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>ヤマザクラの保護育成、情報発信事業を民間団体などと協同で行う。現状調査と測量を行い、状況を把握したうえで、植栽環境の改善により樹勢回復を図る。ヤマザクラ以外の交雑品種の除却、後継樹の育成などにより在来品種の保護育成を行う。樹木に関する資料や、歴史文化に関する資料を収集し、小中学校での学習会や市民向け歴史講座を開催し、歴史文化の継承に努める。</p> <p>○地元の高校生（農林科）による調査</p>  <p>○小学生による種拾い</p>  <p>○桜の苗木</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>古来からの桜の名所である桜川のサクラを中心に、市全域に広がるヤマザクラの保全活動を市民と協同で行うことで、市民の歴史文化に対する理解と愛着を深め、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 6 磯部桜川公園整備事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 令和3年(2021)度～令和12年(2030)度 |
| 事業位置 | <p>桜川のサクラ地区</p>  <p>6 磯部桜川公園整備事業</p> |
| 事業概要 | <p>名勝桜川(サクラ)指定地を含む、磯部桜川公園の整備を行う。植生維持や樹勢回復に努めつつ、交雑種の除去などを行い、遊歩道やトイレ、駐車場の整備などを実施し、来訪者の利便性向上を図る。</p> <p>○磯部桜川公園の桜</p>  <p>○ナンバープレートによる樹木管理</p>  <p>○土壌改良と施肥を行った桜</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>名勝指定地を一部含む桜の名所で、市民の憩いの場であり、市内外からも多くの来訪者が来る磯部桜川公園を整備することにより、市民の歴史文化に対する理解と愛着を深め、来訪者数の増加とリピート率の向上を行うことができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 7 歴史文化担い手育成事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 令和3年(2021)度～令和12年(2030)度 |
| 事業位置 |  <p>※真壁伝承館を中心に行うが、対象は市内全域</p> |
| 事業概要 | <p>歴史講座、遺跡での現地説明会や発掘体験、案内ボランティアの育成、小中学校への出張授業、伝統文化の講演会などを開催し、地域の歴史に対する知識や興味を高め、伝統文化に触れる機会を増やす。これにより地域の歴史文化を次代へとつないでいく担い手を育成する。</p> <p>○ボランティアによる町並み案内</p>  <p>○遺跡発掘体験</p>  <p>○資料の説明を聞く子供たち</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>歴史講座や発掘体験、小中学校へ出張授業などを通して身近な文化や地域史を知ることが、自らが居住する地域への帰属意識や愛着を深化させることにつながり、それらを繋いでいく、伝えていく意識の醸成につながる。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 8 指定文化財保存整備・活用事業 |
| 事業主体 | 桜川市、文化財所有者 |
| 事業手法 | 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業、茨城県指定文化財等補助事業、市単独事業 |
| 事業期間 | 令和3年（2021）度～令和12年（2030）度 |
| 事業位置 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>在郷町真壁地区</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>桜川のサクラ地区</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">※重点区域を中心に行うが、対象は市内全域</p> |
| 事業概要 | <p>市内全域に存在する指定文化財の維持管理や調査研究を行い、必要に応じ保存修理などを適切に行う。その際には国庫・県費補助などの活用も視野に入れて所有者への修理費補助や技術的な助言を行う。また、文化財の状態を把握しつつ、価値を損なわない範囲での活用方法も検討する。また、文化財防火デーなどに関連させた防火訓練などを行うことで、防火・防災の意識向上を図る。</p> <p>○指定文化財の修理事例</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin: 0 20px; font-size: 2em;">➔</div>  </div> <p>○文化財防火デーに伴う防火訓練の様子</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 身近な文化財でありながら実際には触れることの少ない指定文化財を適切な保存修理と活用を通して市民に周知することや、防火訓練などを通して文化財保護の大切さを啓発することは歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 9 未指定文化財調査事業 |
| 事業主体 | 桜川市、文化財所有者 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 令和3年(2021)度～令和12年(2030)度 |
| 事業位置 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>在郷町真壁地区</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>桜川のサクラ地区</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">※重点区域を中心に行うが、対象は市内全域</p> |
| 事業概要 | <p>市内全域に存在する未だ調査の充分でない文化財の調査研究を行い、その資料価値や歴史的な位置づけを行っていく。調査の進捗に合わせて、歴史資料館での展示や歴史講座を行うほか調査研究成果をHPや報告書による公表、学術雑誌等への発表などを通して新資料の掘り起こしと広報活動を行う。新規の文化財は資料の状況等を勘案して適宜文化財指定などをする。</p> <p>○調査を行い新規に文化財指定した文禄検地帳</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>○未指定文化財調査（鎌倉期の金剛力士像）</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>市内にまだ数多く存在すると思われる未指定の文化財や調査の充分でない文化財を調査研究することで貴重な文化財の保護、継承を行うことができ、新たな歴史文化や魅力の掘り起こしにつながる。これらを地域史の記述深化や市内各地への来訪者誘導に繋げることが、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 10 案内板等整備事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 令和3年(2021)度～令和12年(2030)度 |
| 事業位置 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>在郷町真壁地区</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>桜川のサクラ地区</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">※重点区域を中心に行うが、対象は市内全域</p> |
| 事業概要 | <p>市内の史跡・名勝や各種の文化財に対して不足している説明看板の設置、老朽化した看板の更新、解説情報の追加などを行う。また、広く市全域の文化財見学に活用できるよう、案内看板やパンフレット等の整備も行う。</p> <p>○第1期計画期間中に整備した説明看板</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">○歴史的建造物に関する案内パンフレット</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>市内に数多く存在する文化財の中には説明看板が不足しているものも多く、これらに適宜看板等を設置することで来訪者に対する情報発信ができる。あわせて他の文化財等への誘導を図る案内看板も設置することで、来訪者に対するさらなる利便性の向上や市全域での回遊促進が期待でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 11 景観計画策定事業 |
| 事業主体 | 桜川市 |
| 事業手法 | 景観改善推進事業、市単独事業 |
| 事業期間 | 令和2年(2020)度～令和3年(2021)度 |
| 事業位置 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>在郷町真壁地区</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>桜川のサクラ地区</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">※重点区域を中心に行うが、対象は市内全域</p> |
| 事業概要 | <p>市内の景観の維持や改善を目的とした景観計画を策定する。特に重点区域では本計画とも連携し、歴史的文化的な景観に配慮した計画内容とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>○歴史的な町並み景観</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>○自然を中心とした景観</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>景観計画を新たに定めることにより、市内に存在する歴史的自然的に優れた景観を保護し、かつ現在景観を損ねている事象を良好な方向に誘導する効果が期待でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

歴史的建造物は、本市の歴史的風致を構成する重要な要素の一つである。そこで、重点区域内にある歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持及び向上を図るにあたって必要かつ重要と認められるものを、歴史まちづくり法の規定に基づく歴史的風致形成建造物に指定する。これにより、指定文化財以外の建造物についても保護を行うことを企図する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、次項に示す条件を満たしたうえで、要件と基準に該当するものを候補として選出し、桜川市歴史的風致維持向上推進協議会と協議のうえ、指定する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の条件と要件及び基準

(1) 歴史的風致形成建造物の指定条件

下記の各号のいずれにも該当することを指定条件とする。

- ①建造からおおむね50年程度経過しているもの
- ②所有者又は管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持及び向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあるもの
- ③所有者や管理者等の同意を得られるもの

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

下記の各号のいずれか又は複数に該当することを指定要件とする。

- ①茨城県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ②桜川市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ④桜川市歴史的風致維持向上計画（第1期）で歴史的風致形成建造物に指定されていた建造物
- ⑤その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るにあたって必要かつ重要なもので、市長が認めたもの



(3) 歴史的風致形成建造物の指定基準


下記の各号のいずれか又は複数に該当することを指定基準とする。

- ①桜川市の歴史性や地域性を良く表しているもの
- ②建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れているもの
- ③歴史的な町並みの構成要素として重要なもの


3. 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|---|--------|---------------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 1 | 五所駒瀧神社本殿  | 真壁町山尾 | 桜川市指定有形文化財 (建造物) | 2 - (1) |
| | | 五所駒瀧神社 | 宝永元年 (1704) | |
| 2 | 鈴木家住宅表門  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財 (建造物) | 2 - (1) |
| | | 個人 | 明治時代後期 | |
| 3 | 猪瀬家住宅薬医門  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財 (建造物) | 2 - (1) |
| | | 個人 | 明治時代初期 | |
| 4 | 川島書店見世蔵  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財 (建造物) | 2 - (1) |
| | | 個人 | 江戸時代末期 | |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|--|-------|--------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 5 | 中村家住宅見世蔵（中村一三家）  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (1) |
| | | 個人 | 大正2年（1913） | |
| 6 | 中村家住宅主屋（中村一三家）  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (1) |
| | | 個人 | 大正2年（1913） | |
| 7 | 中村家住宅主屋（中村脩一家）  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (1) |
| | | 個人 | 明治時代 | |
| 8 | 中村家住宅文庫蔵（中村脩一家）  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (1) |
| | | 個人 | 明治時代 | |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|---|-------|---------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 9 | 中村家住宅薬医門及び塀 (中村脩一家)  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財 (建造物) | 2 - (1) |
| | | 個人 | 明治時代 | |
| 10 | 西岡本店店舗  | 真壁町田 | 登録有形文化財 (建造物) | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代 | |
| 11 | 西岡本店脇蔵  | 真壁町田 | 登録有形文化財 (建造物) | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代 | |
| 12 | 西岡本店米蔵  | 真壁町田 | 登録有形文化財 (建造物) | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代 | |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|---|-------|--------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 13 | 鈴木醸造主屋  | 真壁町古城 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 嘉永7年（1854） | |
| 14 | 鈴木醸造長屋門  | 真壁町古城 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代初期 | |
| 15 | 小田部醸造主屋  | 真壁町田 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 天保3年（1832） | |
| 16 | 小田部醸造北土蔵  | 真壁町田 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代 | |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|---|-------|--------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 17 | 小田部鑄造南土蔵  | 真壁町田 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代 | |
| 18 | 小田部鑄造門  | 真壁町田 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代 | |
| 19 | 安達家住宅見世蔵及び主屋  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 安政3年（1856）以前 | |
| 20 | 安達家住宅座敷  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 安政3年（1856）以前 | |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|---|-------|--------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 21 | 安達家住宅薬医門  | 真壁町真壁 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 安政3年（1856）以前 | |
| 22 | 谷口家住宅店舗  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治33年（1900） | |
| 23 | 谷口家住宅北袖蔵  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 江戸時代末期 | |
| 24 | 谷口家住宅南袖蔵  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代末期 | |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|--|-------|--------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 25 | 谷口家住宅門  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代末期 | |
| 26 | 谷口家住宅主屋  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代初期 | |
| 27 | 谷口家住宅離れ  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 大正時代 | |
| 28 | 谷口家住宅石蔵  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 大正時代 | |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 指定等区分 | 関連する 歴史的風致 |
|----|---|--------|--------------|---------------|
| | | 所有者 | 築年 | |
| 29 | 谷口家住宅穀蔵  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代初期 | |
| 30 | 谷口家住宅奥蔵  | 真壁町桜井 | 登録有形文化財（建造物） | 2 - (2) |
| | | 個人 | 明治時代初期 | |
| 31 | 磯部稲村神社拝殿  | 磯部 | | 2 - (3) |
| | | 磯部稲村神社 | 明治時代初期 | |
| 32 | 磯部稲村神社本殿  | 磯部 | | 2 - (3) |
| | | 磯部稲村神社 | 明治時代初期 | |

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、それぞれの建造物の特性や価値に基づき、所有者等が適切な維持・管理に努めることとする。

また、歴史的風致の維持及び向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図り、周知に努めるものとする。公開にあたっては、建造物の外観が外部から望見できるような措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開にも努めることとする。ただし、公開する場合には、所有者の生活に支障をきたさないよう配慮し、事前に十分な協議をしたうえで実施する。

2. 個別の事項

(1) 県指定・市指定文化財である歴史的風致形成建造物

県・市の文化財指定を受けている歴史的風致形成建造物は、茨城県文化財保護条例及び桜川市文化財保護条例に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

維持・管理は現状保存を基本とし、修理を行う場合は調査に基づく修復を原則とする。公開活用や防災上必要な措置を講じる場合は、歴史的価値の保存に支障を与えない範囲で実施する。

また、民間が所有する建造物の修理等については補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、専門の有識者等による必要な技術的指導・助言を行う。

(2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

登録有形文化財となっている歴史的風致形成建造物は、文化財保護法に基づき、適切な指導・助言を行う。

維持・管理は建造物の外観を主な対象に現状保存を基本とし、修理を行う場合は調査に基づく修復を原則とする。建造物内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存に対する協力を求める。

また、民間が所有する建造物の修理等については補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、専門の有識者等による必要な技術的指導・助言を行う。

(3) その他の歴史的風致形成建造物

指定文化財等となっていない歴史的風致形成建造物は、計画期間終了以後においても建造物の保護を図るため、登録文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

また、民間が所有する建造物の修理等については補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、専門の有識者等による必要な技術的指導・助言を行う。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②茨城県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、現状変更等の許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③桜川市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、現状変更等の許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合

桜川市の文化財一覧

令和2年（2020）12月末現在

国指定

| No. | 種類 | 名称 | 指定年月日 | 数量 | 所在地 | 所有者等 | 備考 |
|-----|------------|-------------------|------------|----|-------------|---------|----|
| 1 | 重要文化財（建造物） | 小山寺三重塔 | 明治39年4月14日 | 1棟 | 桜川市富谷 | 小山寺 | |
| 2 | 重要文化財（彫刻） | 木造観世音菩薩立像（附前立尊1軀） | 明治44年8月9日 | 2軀 | 桜川市本木 | 雨引山薬法寺 | |
| 3 | 重要文化財（工芸品） | 網代菱 | 昭和32年2月19日 | 1背 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 4 | 史跡 | 新治廃寺跡（附上野原瓦窯跡） | 昭和17年7月21日 | 1 | 筑西市及び桜川市 | 桜川市・筑西市 | |
| 5 | 史跡 | 真壁城跡 | 平成6年10月28日 | 1 | 桜川市真壁町古城・山尾 | 桜川市 | |
| 6 | 名勝 | 桜川（サクラ） | 大正13年12月9日 | 1 | 桜川市磯部 | 桜川市 | |
| 7 | 天然記念物 | 桜川のサクラ | 昭和49年7月16日 | 1 | 桜川市磯部 | 桜川市 | |

国選定

| | | | | | | | |
|---|--------------------|-------|------------|--|-------|--|--|
| 1 | 重要伝統的建造物群保存地区（在郷町） | 桜川市真壁 | 平成22年6月29日 | | 桜川市真壁 | | |
|---|--------------------|-------|------------|--|-------|--|--|

国選択

| | | | | | | | |
|---|-----------------------------|------------|-------------|--|---------|--|--|
| 1 | 記録作成等の措置を講ずべき無形・民俗文化財（風俗慣習） | 五所駒滝神社の祭事 | 昭和61年12月17日 | | 桜川市 | | |
| 2 | 記録作成等の措置を講ずべき無形・民俗文化財（風俗慣習） | 北関東のササガミ習俗 | 平成12年12月25日 | | 茨城県、栃木県 | | |

県指定

| No. | 種類 | 名称 | 指定年月日 | 数量 | 所在地 | 所有者等 | 備考 |
|-----|-------------|--|-------------|-------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | 有形文化財（建造物） | 三重塔 | 昭和30年6月25日 | 1棟 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |
| 2 | 有形文化財（建造物） | 鹿島神社本殿 | 昭和34年5月22日 | 1棟 | 桜川市真壁町上谷貝 | 個人 | |
| 3 | 有形文化財（建造物） | 石造祥光寺多宝塔 | 昭和35年3月28日 | 1基 | 桜川市本木 | 祥光寺 | |
| 4 | 有形文化財（建造物） | 小山寺本堂・仁王門・鐘楼 | 昭和46年10月28日 | 3棟 | 桜川市富谷 | 小山寺 | |
| 5 | 有形文化財（建造物） | 八柱神社本殿 | 昭和47年12月18日 | 1棟 | 桜川市真壁町塙世 | 個人 | |
| 6 | 有形文化財（建造物） | 雨引観音本堂 | 昭和50年3月25日 | 1棟 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 7 | 有形文化財（建造物） | 雨引観音仁王門 | 昭和50年3月25日 | 1棟 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 8 | 有形文化財（建造物） | 雨引観音薬法寺東照山王社殿（附棟札2枚） | 昭和51年7月5日 | 1棟 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 9 | 有形文化財（建造物） | 雨引観音薬法寺多宝塔（附棟札1枚） | 昭和51年7月5日 | 1棟 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 10 | 有形文化財（建造物） | 鴨鳥五所神社本殿（附棟札2枚・銘札1枚） | 平成5年1月25日 | 1棟 | 桜川市大泉 | 鴨鳥五所神社 | 棟札・銘札は茨城県立歴史館寄託 |
| 11 | 有形文化財（建造物） | 月山寺書院 | 平成10年1月21日 | 1棟 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 12 | 有形文化財（絵画） | 梵字曼荼羅 | 昭和28年7月9日 | 1幅 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 13 | 有形文化財（絵画） | 両部曼荼羅 | 昭和32年6月26日 | 2幅 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 14 | 有形文化財（絵画） | 絹本着色愛染明王画像 | 昭和34年5月22日 | 1幅 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 15 | 有形文化財（絵画） | 絹本着色弁財天画像 | 昭和34年5月22日 | 1幅 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 16 | 有形文化財（絵画） | 絹本着色十一面観音画像 | 昭和34年5月22日 | 1幅 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 17 | 有形文化財（絵画） | 紙本着色 伝真壁道無像 | 平成11年11月25日 | 1幅 | 桜川市真壁町真壁 | 桜川市 | |
| 18 | 有形文化財（彫刻） | 薬師如来木像 | 昭和28年7月9日 | 1軀 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 19 | 有形文化財（彫刻） | 薬師瑠璃光如来像 | 昭和33年1月25日 | 1軀 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |
| 20 | 有形文化財（彫刻） | 菩薩像 | 昭和32年1月25日 | 2軀 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 21 | 有形文化財（彫刻） | 薬師如来像 | 昭和32年1月25日 | 1軀 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 22 | 有形文化財（彫刻） | 十一面観音菩薩坐像 | 昭和33年7月23日 | 1軀 | 桜川市富谷 | 小山寺 | |
| 23 | 有形文化財（彫刻） | 木造阿彌陀如来坐像 | 昭和35年3月28日 | 1軀 | 桜川市本木 | 祥光寺 | |
| 24 | 有形文化財（彫刻） | 木造不動明王立像 | 昭和40年2月24日 | 1軀 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 25 | 有形文化財（彫刻） | 木造不動明王立像・毘沙門天立像 | 昭和44年12月1日 | 2軀 | 桜川市富谷 | 小山寺 | |
| 26 | 有形文化財（彫刻） | 木造如意輪観世音菩薩坐像 | 昭和46年10月28日 | 1軀 | 桜川市坂本 | 坂本区 | |
| 27 | 有形文化財（彫刻） | 木造狛犬 | 昭和46年10月28日 | 1軀 | 桜川市大泉 | 磯部稲村神社 | 茨城県立歴史館寄託 |
| 28 | 有形文化財（彫刻） | 木造薬師如来坐像 | 昭和46年10月28日 | 1軀 | 桜川市大泉 | 磯部稲村神社 | 茨城県立歴史館寄託 |
| 29 | 有形文化財（彫刻） | 木造狛犬 | 昭和46年12月2日 | 1対 | 桜川市西小墾 | 二所神社 | |
| 30 | 有形文化財（彫刻） | 木造虚空蔵菩薩坐像 | 平成元年1月25日 | 1軀 | 桜川市真壁町田 | 山口地区 | |
| 31 | 有形文化財（彫刻） | 木造菩薩立像（伝准胝観音） | 平成元年1月25日 | 1軀 | 桜川市真壁町羽鳥 | 羽鳥地区 | |
| 32 | 有形文化財（彫刻） | 木造不動明王立像・木造毘沙門天立像 | 平成3年1月25日 | 2軀 | 桜川市本木 | 祥光寺 | |
| 33 | 有形文化財（彫刻） | 木造天部立像 | 平成4年1月24日 | 2軀 | 桜川市真壁町白井 | 清浄院 | |
| 34 | 有形文化財（彫刻） | 木造天部立像 | 平成4年1月24日 | 1軀 | 桜川市真壁町白井 | 清浄院 | |
| 35 | 有形文化財（彫刻） | 木造阿彌陀如来坐像及菩薩立像（伝観音菩薩）・天部立像（伝虚空蔵菩薩）・木造四天王立像 | 平成21年11月19日 | 7軀 | 桜川市本郷 | 妙法寺 | |
| 36 | 有形文化財（彫刻） | 木造五大力菩薩像 | 平成25年1月24日 | 5軀 | 桜川市西小墾 | 宗教法人吉祥院 | 月山寺に移設 |
| 37 | 有形文化財（工芸品） | 青銅鈴 | 昭和28年7月9日 | 1口 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 38 | 有形文化財（工芸品） | 木製のたらい | 昭和28年7月9日 | 1口 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 39 | 有形文化財（工芸品） | 呉須皿 | 昭和28年7月9日 | 1枚 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 40 | 有形文化財（工芸品） | 厨子 | 昭和32年1月25日 | 1基 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 41 | 有形文化財（工芸品） | 五銚杵 | 昭和45年9月28日 | 1口 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 42 | 有形文化財（書跡） | 紺紙金字法華経 | 昭和28年7月9日 | 8巻 | 桜川市西小墾 | 月山寺 | |
| 43 | 有形文化財（書跡） | 宋版一切経 | 昭和33年3月12日 | 5400巻 | 桜川市真壁町東山田 | 最勝王寺 | |
| 44 | 有形文化財（書跡） | 大般若波羅蜜多経 | 昭和41年3月7日 | 336巻 | 桜川市加茂部 | 鴨大神御子神主玉神社 | 茨城県立歴史館寄託 |
| 45 | 有形文化財（書跡） | 大般若経 | 昭和42年3月30日 | 490巻 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 46 | 有形文化財（古文書） | 真壁長岡古宇田文書 | 平成11年11月25日 | 35点 | 桜川市真壁町真壁 | 桜川市 | |
| 47 | 有形文化財（考古資料） | 狐塚古墳出土遺物一括 | 昭和44年12月1日 | 24点 | 桜川市東桜川 | 桜川市教育委員会 | |
| 48 | 史跡 | 堀の内古窯跡群 | 昭和35年12月21日 | 1 | 桜川市大泉 | 個人 | |
| 49 | 史跡 | 真壁氏累代墓地及び墓碑群 | 昭和46年12月2日 | 30基 | 桜川市真壁町山尾 | 桜川市 | |
| 50 | 天然記念物 | 椎尾山薬王院の樹叢 | 平成6年1月26日 | 1 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |

市指定

| No. | 種類 | 名称 | 指定年月日 | 数量 | 所在地 | 所有者等 | 備考 |
|-----|-------------|-----------------------------|-------------|------|-----------|------------|-------|
| 1 | 有形文化財(建造物) | 五所駒瀧神社本殿 | 昭和53年11月22日 | 1棟 | 桜川市真壁町山尾 | 個人 | |
| 2 | 有形文化財(建造物) | 雨引山黒門 | 昭和54年11月15日 | 1棟 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 3 | 有形文化財(建造物) | 椎尾山薬王院本堂 | 昭和55年4月16日 | 1棟 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |
| 4 | 有形文化財(建造物) | 椎尾山薬王院仁王門 | 昭和55年4月16日 | 1棟 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |
| 5 | 有形文化財(建造物) | 鴨大神御子神主玉神社本殿 | 昭和55年5月12日 | 1棟 | 桜川市加茂部 | 鴨大神御子神主玉神社 | |
| 6 | 有形文化財(建造物) | 八柱神社拝殿 | 昭和61年7月3日 | 1棟 | 桜川市真壁町塙世 | 個人 | |
| 7 | 有形文化財(建造物) | 妙法寺山門 | 平成2年9月17日 | 1棟 | 桜川市本郷 | 妙法寺 | |
| 8 | 有形文化財(建造物) | 月山寺本堂・境内山王社本殿・中門 | 平成5年6月15日 | 3棟 | 桜川市西小塙 | 月山寺 | |
| 9 | 有形文化財(建造物) | 雨引山薬法寺鬼子母神堂 | 平成10年10月1日 | 1棟 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 10 | 有形文化財(建造物) | 二所神社本殿(旧八幡宮本殿)(付宮殿) | 平成21年9月24日 | 1棟 | 桜川市西小塙 | 二所神社 | |
| 11 | 有形文化財(建造物) | 今宮神社本殿 | 令和元年11月21日 | 1棟 | 桜川市岩瀬 | 今宮神社 | |
| 12 | 有形文化財(彫刻) | 日光月光菩薩立像 | 昭和45年6月29日 | 2軀 | 桜川市磯部 | 磯部稲村神社 | |
| 13 | 有形文化財(彫刻) | 一木造り像 | 昭和45年6月29日 | 12軀 | 桜川市磯部 | 磯部稲村神社 | |
| 14 | 有形文化財(彫刻) | 唐金造渡来仏立像 | 昭和46年7月27日 | 1軀 | 桜川市真壁町山尾 | 遍照院 | |
| 15 | 有形文化財(彫刻) | 大日如来坐像・薬師如来立像 | 昭和48年3月24日 | 2軀 | 桜川市真壁町山尾 | 山尾地区 | |
| 16 | 有形文化財(彫刻) | 仁王像(阿形・吽形) | 昭和48年7月13日 | 2軀 | 桜川市真壁町羽鳥 | 羽鳥地区 | |
| 17 | 有形文化財(彫刻) | 后神社御神体 | 昭和54年11月15日 | 1軀 | 桜川市大國玉 | 木崎区長 | |
| 18 | 有形文化財(彫刻) | 木造因達羅大将立像(伝巳神) | 昭和55年4月16日 | 1軀 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |
| 19 | 有形文化財(彫刻) | 小金銅仏像 | 昭和55年4月16日 | 4軀 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |
| 20 | 有形文化財(彫刻) | 木造中郡庄司坐像 | 昭和55年5月12日 | 1軀 | 桜川市友部 | 個人 | |
| 21 | 有形文化財(彫刻) | 木造藤原鎌足公坐像 | 昭和55年5月12日 | 1軀 | 桜川市友部 | 個人 | |
| 22 | 有形文化財(彫刻) | 薬師如来像・日光菩薩像・月光菩薩像・十二神将像・如来像 | 昭和55年12月10日 | 16軀 | 桜川市岩瀬 | 元岩瀬区 | |
| 23 | 有形文化財(彫刻) | 薬師如来像 | 昭和56年10月15日 | 1軀 | 桜川市友部 | 個人 | |
| 24 | 有形文化財(彫刻) | 地藏菩薩立像 | 昭和56年10月15日 | 1軀 | 桜川市西小塙 | 西小塙一区 | |
| 25 | 有形文化財(彫刻) | 木造出山釈迦立像 | 昭和61年3月20日 | 1軀 | 桜川市本木 | 祥光寺 | |
| 26 | 有形文化財(彫刻) | 木造薬師如来坐像 | 昭和62年10月28日 | 1軀 | 桜川市真壁町羽鳥 | 羽鳥地区 | |
| 27 | 有形文化財(彫刻) | 木造地藏菩薩立像(附胎内摺絵一括1,560点) | 平成元年8月30日 | 1軀 | 桜川市本郷 | 妙法寺 | |
| 28 | 有形文化財(彫刻) | 東照大権現徳川家康公像 | 平成2年5月25日 | 1軀 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 29 | 有形文化財(彫刻) | 木造親鸞聖人座像 | 平成2年7月20日 | 1軀 | 桜川市金敷 | 真像寺 | |
| 30 | 有形文化財(彫刻) | 仁王尊像一対 | 平成10年3月30日 | 2軀 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 31 | 有形文化財(彫刻) | 木造釈迦涅槃像 | 平成2年9月17日 | 1軀 | 桜川市富谷 | 小山寺 | |
| 32 | 有形文化財(彫刻) | 木造不動明王・降三世明王立像 | 平成15年11月20日 | 2軀 | 桜川市坂本 | 坂本区 | |
| 33 | 有形文化財(彫刻) | 木造阿弥如来坐像 | 平成15年11月20日 | 1軀 | 桜川市今泉 | 今泉区 | |
| 34 | 有形文化財(彫刻) | 木造聖観音立像 | 平成15年11月20日 | 1軀 | 桜川市犬田 | 法蔵院 | |
| 35 | 有形文化財(彫刻) | 木造如来立像・木造如来立像(寺伝薬師如来像) | 平成17年9月21日 | 2軀 | 桜川市富谷 | 小山寺 | |
| 36 | 有形文化財(彫刻) | 木造男神坐像(伝天満天神坐像)・木造女神坐像 | 平成17年9月21日 | 2軀 | 桜川市岩瀬 | 個人 | |
| 37 | 有形文化財(彫刻) | 木造五智如来坐像 | 平成17年9月24日 | 5軀 | 桜川市本木1 | 薬法寺 | |
| 38 | 有形文化財(彫刻) | 浅野長勲夫妻石像 | 平成26年8月21日 | 1式 | 桜川市真壁町飯塚 | 個人 | |
| 39 | 有形文化財(彫刻) | 木造金剛力士像 | 令和2年10月26日 | 2軀 | 桜川市真壁町椎尾 | 椎尾山薬王院 | |
| 40 | 有形文化財(工芸品) | 大拍子太鼓 | 平成12年6月20日 | 1張 | 桜川市友部 | 香取神社 | |
| 41 | 有形文化財(古文書) | 中原家文書 | 平成26年8月21日 | 125点 | 桜川市真壁町真壁 | 個人 | 桜川市寄託 |
| 42 | 有形文化財(考古資料) | 熊の宮遺跡出土石刃(ブレド2点) | 昭和53年11月22日 | 2点 | 桜川市真壁町東山田 | 個人 | |
| 43 | 有形文化財(考古資料) | 八幡山古墳出土直刀及び付属品 | 昭和53年11月22日 | 1 | 桜川市真壁町真壁 | 桜川市 | |
| 44 | 有形文化財(考古資料) | 要石 | 昭和58年8月31日 | 1基 | 桜川市磯部 | 磯部稲村神社 | |
| 45 | 有形文化財(考古資料) | 古代彩色壁画板石 | 昭和59年10月1日 | 1基 | 桜川市東桜川 | 桜川市教育委員会 | |
| 46 | 有形文化財(考古資料) | 板碑 | 平成元年8月30日 | 1基 | 桜川市本郷 | 妙法寺 | |
| 47 | 有形文化財(考古資料) | 松田古墳群出土遺物一括 | 平成17年9月21日 | 152点 | 桜川市岩瀬 | 桜川市教育委員会 | |
| 48 | 有形文化財(考古資料) | 北椎尾天神塚古墳出土遺物一括 | 平成21年9月24日 | 1括 | 桜川市真壁町飯塚 | 桜川市 | |
| 49 | 有形文化財(歴史資料) | 陣羽織(桜任蔵愛用) | 昭和54年8月18日 | 1領 | 桜川市真壁町古城 | 個人 | |
| 50 | 有形文化財(歴史資料) | 文机(桜任蔵愛用) | 昭和54年8月18日 | 1机 | 桜川市真壁町古城 | 個人 | |
| 51 | 有形文化財(歴史資料) | 小川容齋肖像 | 昭和54年8月18日 | 1点 | 土浦市中貫 | 個人 | |
| 52 | 有形文化財(歴史資料) | 道標兼供養塔 | 平成3年1月23日 | 1基 | 桜川市大曾根 | 大曾根区長 | |
| 53 | 有形文化財(歴史資料) | 聖護院道興筆天神名号 | 平成4年9月30日 | 1幅 | 桜川市真壁町東山田 | 個人 | |
| 54 | 有形文化財(歴史資料) | 真壁家資料一括 | 平成7年6月20日 | 一括 | 桜川市真壁町真壁 | 桜川市 | |
| 55 | 有形文化財(歴史資料) | 古宇田家史料一括 | 平成8年10月23日 | 一括 | 桜川市真壁町真壁 | 桜川市 | |
| 56 | 有形民俗文化財 | 白井座の人形芝居資料 | 昭和53年11月22日 | 一括 | 桜川市真壁町白井 | 個人 | |
| 57 | 有形民俗文化財 | 算額 | 昭和54年8月18日 | 2面 | 桜川市真壁町椎尾 | 薬王院 | |
| 58 | 無形民俗文化財 | ささら舞 | 昭和53年4月22日 | 1 | 岩瀬町間中区 | 間中ささら舞保存会 | |
| 59 | 無形民俗文化財 | 鎌の祭 | 昭和54年11月15日 | 1 | 桜川市大國玉 | 大國玉神社 | |
| 60 | 無形民俗文化財 | さやどまわり | 昭和54年11月15日 | 1 | 桜川市大國玉 | 大國玉神社 | |
| 61 | 史跡 | 権現山廃寺 | 昭和57年5月7日 | 1 | 桜川市真壁町山尾 | 桜川市 | |
| 62 | 史跡 | 御手洗 | 昭和58年8月31日 | 1基 | 桜川市磯部 | 磯部稲村神社 | |
| 63 | 史跡 | 花園古墳群2号墳 | 平成10年9月18日 | 1基 | 桜川市友部 | 個人 | |
| 64 | 史跡 | 篠ノ沢古墳 | 平成10年9月18日 | 1基 | 桜川市南飯田 | 個人 | |
| 65 | 天然記念物 | 宿稚 | 昭和57年5月4日 | 1株 | 桜川市本木 | 薬法寺 | |
| 66 | 天然記念物 | 小山寺の大杉 | 平成12年6月20日 | 1株 | 桜川市富谷 | 小山寺 | |
| 67 | 天然記念物 | 密弘寺のケヤキ | 平成15年2月28日 | 1体 | 桜川市真壁町真壁 | 密弘寺 | |
| 68 | 天然記念物 | 塚本家のサイカチ | 平成15年2月28日 | 1体 | 桜川市真壁町真壁 | 個人 | |
| 69 | 天然記念物 | 田村神社のケヤキ | 平成15年2月28日 | 1体 | 桜川市真壁町田 | 田村神社 | |
| 70 | 天然記念物 | 八柱神社のケヤキ | 平成15年2月28日 | 1体 | 桜川市真壁町塙世 | 八柱神社 | |
| 71 | 天然記念物 | 市塚家のタイサンボク | 平成15年2月28日 | 1体 | 桜川市真壁町飯塚 | 個人 | |

登録有形文化財（建造物）一覧表

令和2年（2020）12月末現在

| 番号 | 件名 | 所在地 | 建築年代 | 登録年月日 |
|----|---------------|-------|---------------|-------------|
| 1 | 潮田家住宅見世蔵 | 真壁町真壁 | 明治43年（1910） | 平成11年11月18日 |
| 2 | 潮田家住宅袖蔵 | 真壁町真壁 | 明治45年（1912） | 平成11年11月18日 |
| 3 | 潮田家住宅脇蔵 | 真壁町真壁 | 明治30年（1897）以前 | 平成11年11月18日 |
| 4 | 潮田家住宅別荘（離れ） | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成11年11月18日 |
| 5 | 谷口家住宅店舗 | 真壁町桜井 | 明治33年（1900） | 平成12年4月28日 |
| 6 | 谷口家住宅北袖蔵 | 真壁町桜井 | 江戸末期 | 平成12年4月28日 |
| 7 | 谷口家住宅南袖蔵 | 真壁町桜井 | 明治末期 | 平成12年4月28日 |
| 8 | 谷口家住宅門 | 真壁町桜井 | 明治末期 | 平成12年4月28日 |
| 9 | 川島書店見世蔵 | 真壁町真壁 | 江戸末期 | 平成12年10月18日 |
| 10 | 三輪家住宅見世蔵 | 真壁町真壁 | 大正初期 | 平成12年10月18日 |
| 11 | 三輪家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 大正初期 | 平成12年10月18日 |
| 12 | 木村家住宅見世蔵 | 真壁町真壁 | 嘉永6年（1853）以前 | 平成12年10月18日 |
| 13 | 木村家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 嘉永6年（1853）以前 | 平成12年10月18日 |
| 14 | 旧真壁郵便局 | 真壁町真壁 | 昭和2年（1927） | 平成12年10月18日 |
| 15 | 谷田部家住宅長屋門 | 真壁町古城 | 江戸末期 | 平成12年10月18日 |
| 16 | 猪瀬家住宅薬医門 | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成12年10月18日 |
| 17 | 村井醸造脇蔵 | 真壁町真壁 | 明治35年（1902）以前 | 平成12年12月4日 |
| 18 | 村井醸造石蔵 | 真壁町真壁 | 大正時代 | 平成12年12月4日 |
| 19 | 塚本茶補脇蔵 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成12年12月4日 |
| 20 | 伊勢屋旅館主屋 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成12年12月4日 |
| 21 | 伊勢屋旅館土蔵 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成12年12月4日 |
| 22 | 鈴木醸造主屋 | 真壁町古城 | 嘉永7年（1854） | 平成12年12月4日 |
| 23 | 鈴木醸造長屋門 | 真壁町古城 | 明治初期 | 平成12年12月4日 |
| 24 | 西岡本店店舗 | 真壁町田 | 明治初期 | 平成13年8月28日 |
| 25 | 西岡本店脇蔵 | 真壁町田 | 明治初期 | 平成13年8月28日 |
| 26 | 西岡本店米蔵 | 真壁町田 | 明治末期 | 平成13年8月28日 |
| 27 | 小田部醸造主屋 | 真壁町田 | 江戸末期 | 平成13年8月28日 |
| 28 | 小田部醸造北土蔵 | 真壁町田 | 明治前期 | 平成13年8月28日 |
| 29 | 小田部醸造南土蔵 | 真壁町田 | 明治前期 | 平成13年8月28日 |
| 30 | 小田部醸造門 | 真壁町田 | 明治後期 | 平成13年8月28日 |
| 31 | 関根家住宅店舗 | 真壁町真壁 | 明治8年（1875） | 平成14年6月25日 |
| 32 | 関根家主屋 | 真壁町真壁 | 明治8年（1875） | 平成14年6月25日 |
| 33 | 中村家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成14年6月25日 |
| 34 | 中村家文庫蔵 | 真壁町真壁 | 明治時代 | 平成14年6月25日 |
| 35 | 中村家薬医門及び塀 | 真壁町真壁 | 明治時代 | 平成14年6月25日 |
| 36 | 橋本旅館主屋 | 真壁町真壁 | 昭和4年（1929） | 平成14年6月25日 |
| 37 | 橋本旅館土蔵 | 真壁町真壁 | 明治時代 | 平成14年6月25日 |
| 38 | 入江家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 大正15年（1926） | 平成14年8月21日 |
| 39 | 高久家住宅店舗 | 真壁町真壁 | 明治時代 | 平成14年8月21日 |
| 40 | 川島洋品店土蔵 | 真壁町真壁 | 江戸末期 | 平成14年8月21日 |
| 41 | 星野家住宅店舗及び主屋 | 真壁町真壁 | 明治中期／昭和初期改造 | 平成14年8月21日 |
| 42 | 木村家住宅門 | 真壁町真壁 | 嘉永6年（1853）頃 | 平成14年8月21日 |
| 43 | 市塚紀夫家住宅店舗及び主屋 | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成15年7月1日 |
| 44 | 土谷家住宅土蔵 | 真壁町真壁 | 江戸末期 | 平成15年7月1日 |
| 45 | 山中家住宅長屋門 | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成15年7月1日 |
| 46 | 山中家住宅土蔵 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成15年7月1日 |
| 47 | 中村家住宅見世蔵 | 真壁町真壁 | 大正2年（1913） | 平成15年7月1日 |
| 48 | 中村家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 大正2年（1913） | 平成15年7月1日 |
| 49 | 細谷家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 明治後期 | 平成15年7月1日 |
| 50 | 細谷家住宅長屋門 | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成15年7月1日 |
| 51 | 市塚章一家住宅長屋門 | 真壁町飯塚 | 明治32年（1899） | 平成15年7月1日 |
| 52 | 市塚昌宏家住宅表門 | 真壁町飯塚 | 明治前期 | 平成15年7月1日 |
| 53 | 小林商店店舗 | 真壁町飯塚 | 昭和3年（1928） | 平成15年7月1日 |
| 54 | 小林商店米蔵 | 真壁町飯塚 | 明治中期 | 平成15年7月1日 |

| 番号 | 件名 | 所在地 | 建築年月日 | 登録年月日 |
|-----|----------------|-------|---------------------------|------------|
| 55 | 増淵家住宅店舗 | 真壁町真壁 | 明治6年(1873) | 平成15年9月19日 |
| 56 | 増淵家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 明治6年(1873) | 平成15年9月19日 |
| 57 | 増淵家住宅長屋門 | 真壁町真壁 | 明治6年(1873) | 平成15年9月19日 |
| 58 | 佐藤家住宅表門 | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成15年9月19日 |
| 59 | 市塚政一家住宅長屋門 | 真壁町飯塚 | 明治初期 | 平成15年9月19日 |
| 60 | 桜井家住宅店舗 | 真壁町真壁 | 明治初期／大正10年(1921)頃増築 | 平成16年2月17日 |
| 61 | 桜井家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 大正10年(1921)頃 | 平成16年2月17日 |
| 62 | 桜井家住宅西蔵 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成16年2月17日 |
| 63 | 桜井家住宅新蔵 | 真壁町真壁 | 明治後期 | 平成16年2月17日 |
| 64 | 北岡家住宅店舗及び主屋 | 真壁町飯塚 | 昭和6年(1932) | 平成16年2月17日 |
| 65 | 大森家住宅主屋 | 真壁町桜井 | 大正初期 | 平成16年3月2日 |
| 66 | 大森家住宅長屋門 | 真壁町桜井 | 大正初期 | 平成16年3月2日 |
| 67 | 大森家住宅石蔵 | 真壁町桜井 | 大正6年(1917) | 平成16年3月2日 |
| 68 | 密弘寺不動堂 | 真壁町真壁 | 天保11年(1840) | 平成16年3月2日 |
| 69 | 西岡家住宅店舗 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成16年6月9日 |
| 70 | 西岡家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成16年6月9日 |
| 71 | 西岡家住宅土蔵 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成16年6月9日 |
| 72 | 平井家住宅店舗及び主屋 | 真壁町真壁 | 明治中期 | 平成16年6月9日 |
| 73 | 平井家住宅土蔵 | 真壁町真壁 | 明治26年(1893) | 平成16年6月9日 |
| 74 | 旧樺穂小学校校舎 | 真壁町真壁 | 明治中期／大正期移築 | 平成16年6月9日 |
| 75 | 塚本家住宅見世蔵 | 真壁町真壁 | 大正中期 | 平成16年11月8日 |
| 76 | 塚本家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 大正13年(1924) | 平成16年11月8日 |
| 77 | 塚本家住宅土蔵 | 真壁町真壁 | 明治41年(1908) | 平成16年11月8日 |
| 78 | 塚本家住宅門 | 真壁町真壁 | 明治40年(1907)／昭和44年(1969)移築 | 平成16年11月8日 |
| 79 | 村井醸造店舗 | 真壁町真壁 | 明治初期 | 平成16年11月8日 |
| 80 | 村井醸造煙突 | 真壁町真壁 | 昭和初期 | 平成16年11月8日 |
| 81 | 土生都家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 昭和初期 | 平成16年11月8日 |
| 82 | 土生都家住宅門 | 真壁町真壁 | 明治時代 | 平成16年11月8日 |
| 83 | 根本医院門 | 真壁町真壁 | 江戸末期 | 平成16年11月8日 |
| 84 | 鈴木家住宅表門 | 真壁町真壁 | 明治後期 | 平成17年7月12日 |
| 85 | 村上家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 明治35年(1902)頃 | 平成17年7月12日 |
| 86 | 村上家住宅離れ | 真壁町真壁 | 昭和初期 | 平成17年7月12日 |
| 87 | 村上家住宅土蔵 | 真壁町真壁 | 明治35年(1902)頃 | 平成17年7月12日 |
| 88 | 村上家住宅表門 | 真壁町真壁 | 明治初期／明治35年(1902)頃移築 | 平成17年7月12日 |
| 89 | 出川家住宅主屋 | 真壁町真壁 | 昭和12年(1937) | 平成17年7月12日 |
| 90 | 出川家住宅石蔵 | 真壁町真壁 | 昭和12年(1937) | 平成17年7月12日 |
| 91 | 増淵宥市家住宅表門 | 真壁町真壁 | 昭和初期 | 平成17年7月12日 |
| 92 | 増淵宥市家住宅土蔵 | 真壁町真壁 | 昭和初期 | 平成17年7月12日 |
| 93 | 谷口義衛家住宅長屋門及び主屋 | 真壁町桜井 | 明治初期／明治25年(1892)頃移築増改造 | 平成17年7月12日 |
| 94 | 谷口義衛家住宅土蔵 | 真壁町桜井 | 明治初期／明治25年(1892)頃移築 | 平成17年7月12日 |
| 95 | 谷口家住宅主屋 | 真壁町桜井 | 明治初期 | 平成17年7月12日 |
| 96 | 谷口家住宅離れ | 真壁町桜井 | 大正時代 | 平成17年7月12日 |
| 97 | 谷口家住宅石蔵 | 真壁町桜井 | 大正初期／大正後期増築 | 平成17年7月12日 |
| 98 | 谷口家住宅奥蔵 | 真壁町桜井 | 明治初期 | 平成17年7月12日 |
| 99 | 谷口家住宅穀蔵 | 真壁町桜井 | 明治初期 | 平成17年7月12日 |
| 100 | 安達家住宅見世蔵及び主屋 | 真壁町真壁 | 江戸末期 | 平成29年12月1日 |
| 101 | 安達家住宅座敷 | 真壁町真壁 | 江戸末期 | 平成29年12月1日 |
| 102 | 安達家住宅薬医門 | 真壁町真壁 | 江戸末期 | 平成29年12月1日 |